水<u>保</u>市 文化財 保存活用 地域計画







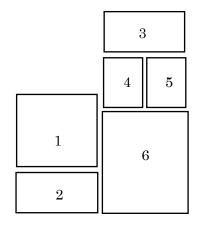






令和6年12月 水俣市

表紙写真



- 1 久木野棒おどり
- 2 恋路島
- 3 水俣川
- 4 北園上野古墳群
- 5 水俣市立蘇峰記念館 (旧淇水文庫)
- 6 宝暦ハゼ

目 次

序章	計画作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
1	計画作成の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
2	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
3	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, 2
4	本計画の対象とする文化財と用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
第1章	章 水俣市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, 7
1	自然的・地理的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, 7
2	社会的状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3	歴史的背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第2章	章 水俣市の文化財の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
1	指定等文化財の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
2	未指定文化財の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
第3章	章 水俣市の歴史文化の特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
1	歴史文化の特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第4章	章 文化財に関する既往の把握調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
1	文化財の把握調査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
第5章	章 文化財の保存・活用に関する目標(将来像)・・・・・・・・・・・・・・	69
1	文化財の保存・活用に関する将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
2	将来像を実現するための方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
3	計画期間内の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第6章	章 文化財の保存・活用に関する課題・方針 ・・・・・・・・・・・・・・	73
1	文化財の調査研究に関する現状と課題(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
2	文化財の保存に関する現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
3	文化財の活用に関する現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
4	文化財の保存・活用に関する方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
第7章	章 文化財の保存・活用に関する措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・	85
1	文化財の保存・活用に関する措置の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
2	措置を実現するための財源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
3	措置の取組の主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
4	事業期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
5	アクションプラン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
6	優先的・重点的に行う事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
第8章	章 関連文化財群 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
1	関連文化財群に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
2	関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針・・・・・・・・・・・・・・・	116
3	関連文化財群の保存・活用に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・	119

第	9章	立文化財保存活用区域・・・・・		•	•	• •	• • • • • • • • • • • • 123
	1	文化財保存活用区域の設定につい	7	•	•		• • • • • • • • • • • • 123
	2	文化財保存活用区域の保存・活用	[に]	関す	-る3	現北	代と課題・方針 ・・・・・・・ 127
	3	文化財保存活用区域の保存・活用	に目	関す	つる	措置	5 · · · · · · · · · · · · · 129
∽	10 :				•		131
퐈			" ניל	•	٠	• •	
	1	計画の推進体制 ・・・・・・	• •	•	•	• •	• • • • • • • • • • • • • 131
	2	計画の進行管理 ・・・・・・		•	•	• •	• • • • • • • • • • • • • 132
資	料編			•	•		• • • • • • • • • • • • • 135
	1	水俣市文化財保存活用地域計画作	成抗	協請	会	•	135
	2	水俣市文化財保護審議会・・・・		•	•		136
	3	計画作成作業の経過・・・・・		•	•		136
	4	市民アンケート調査について ・		•			137
			挿	义	目	次	
図 1	1	水俣市文化財保存活用地域計画の計画期間		2	図 1	9	石橋分布図 51
図 2		関連計画との関連性		3	図 2	0	本市の様々な事象と「歴史文化の特性」との 63
図3		本計画における文化財の定義		6			関連
図4		水俣市の位置		7	図 2		将来像とそれを実現するための取組の方向性 70
図 5		水俣市の地形		8	図 2		将来像の実現に向かうプロセス 71
図6		水俣市の地質		9	図 2		本計画の事業期間 87
図 7		肥薩火山岩類分布図		0	図 2		「歴史文化の特性」と「関連文化財群」の関連 101
図8		水俣市の主要河川		1	図 2	5	「水俣の地形が織りなす自然」の構成文化財 105
図)	水俣市の過去5年間(令和元年 < 2019 > ~	1	4		_	マップ
100 ·	10	令和 5 年 <2023> の平均気温と平均降水量	1	_	図 2		「自然と生きる水俣の営み」構成文化財マップ 108
図 2		植生図 水俣市の人口推移		5	図 2	-	「肥薩国境の守りと結び」の構成文化財マップ 112 「水俣が牛んだ偉人の足跡」の構成文化財マッ 115
図 ′		市域の変遷		2	図 2	ŏ	「水俣が生んだ偉人の足跡」の構成文化財マッ 115プ
図 2		中域の変遷 熊本県の河川・平野など		7	図 2	0	フ 文化財保存活用区域の位置 125
図 ′		熊本県の河川・平野など 古代官道の推定(九州全体)		0	図 3		文化財保存活用区域の位直 125 文化財保存活用区域「古城・陣内・浜地区」 126
図 2		水俣市の古代官道	-	0	진)	U	文化財保存活用区域「古城・陣内・浜地区」 120 の主な文化財
図 ′		城の配置図	-	2	図 3	1	文化財保存の推進体制図 133
図 ′		江戸時代の街道の配置		5	図3		年齢別の回答率 144
図 ′	. ,	/_/ · : 1 V*/ や/ /= */ HU =	J	_			

表目次

			H > 1		
表1	関連計画の抜粋	3.4	表 21	水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家	95
表2	文化財の保存・活用に関連する	5		に関するアクションプラン	
	SDGs のゴールとターゲット		表 22	民俗芸能の継承に関するアクションプラン	95.96
表3	熊本県自然環境保全地域	16	表 23	歴史文化の情報発信に関するアクションプ	96
表4	熊本県の特定植物群落	16		ラン	
表5	希少種の生育域大川の概要	17	表 24	水俣城址に関するアクションプラン	97
表6	水俣五山の名称と位置(推定)	31	表 25	「水俣の地形が織りなす自然」の構成文化財	103 • 104
表7	昭和7年(1932)までの自然災害	41	表 26	「自然と生きる水俣の営み」の構成文化財	106 • 107
表8	水俣市の指定文化財一覧	45	表 27	「肥薩国境の守りと結び」の構成文化財	109.110
	(令和6年4月1日現在)		表 28	「水俣が生んだ偉人の足跡」の構成文化財	113.114
表9	指定・登録文化財一覧(市・県・国)	46	表 29	すべての関連文化財群に共通するアクショ	119
± 40	(令和6年4月1日現在)		± 20	ンプラン	420
表 10	未指定文化財一覧(令和6年8月現在)	50	表 30	関連文化財群ウ「肥薩国境の守りと結び」	120
表 11	現存する石橋	51	± 21	に関するアクションプラン	120
表 12 = 13	「ふるさと熊本の樹木」指定樹木リスト	55 62	表 31	関連文化財群エ「水俣が生んだ偉人の足跡」	120
表 13 表 14	「歴史文化の特性」の概略	62 65	表 32	に関するアクションプラン	124 • 125
表 14	文化財の類型ごとの把握調査の状況 既往の把握調査等一覧(令和6年8月現在)	65.66	表 33	文化財保存活用区域内の文化財 文化財保存活用区域に関するアクションプ	124.125
表 16	文化財の保存・活用のための措置一覧	85.86	衣 33	文化別体仔店用区域に関するアクションク ラン	129
表 10	文化別の保存・活用のための指直一員 調査研究の促進に関するアクションプラン	88	表 34	推進体制	132·133
表 17	文化財の確実な保存と継承に関する	89.90	衣 34 表 35	水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会	132*133
衣 10	アクションプラン	09.90	衣 33	不厌印义化别保仔石用地域計画TF风励硪云 委員	133
表 19	公開活用の促進に関するアクションプラン	92	表 36	水俣市文化財保護審議会委員	136
表 20	災害に備えるアクションプラン	94	表 37	計画作成作業の経過	136
		æ ±			
		写 具	目次		
写真1	百間港の変遷	13	写真 30	薩摩街道発掘調査風景	54
写真2	蘇峰記念館	23	写真 31	山野線跡(水俣市発行「さよなら山野線	54
写真3	図書館時代の蘇峰記念館	23		パンフレット」より)	
写真4	昭和 40 年代の石飛遺跡付近	26		熊本ふるさとの森林看板	55
写真 5	石飛遺跡調査風景	26		白岩の棚田	56
写真6	昭和 47 年(1972)の南福寺貝塚発掘調査	26		冷水水源	57
	風景			競り舟大会	57
写真 7	山上遺跡	26		キイレツチトリモチ	104
	南福寺貝塚出土装身具	27	写真 37		104
写真9	北園上野古墳群	28		妻恋岩(恋路島)	104
	大崎の旧水俣市営採石場の板状節理			頼山陽詩碑	104
	豊臣秀吉朱印状			塩釜神社	107
	加藤清正禁制			久木野校区の棚田	107
	水俣城の石垣			宝暦ハゼ	107
	水俣城の北向いの山中にある石	34		茶畑の景観	107
写真 15		34		加藤神社	111
	水俣十二景「月夜の永代橋」	36		産産の不透	111
写真 17		36		新町の石橋	111
	宝川内集地区土砂災害遠景	42		水俣城址	111
	深川新屋敷地区土砂災害遠景薩摩部屋	42		坂口の石橋	111
	袋棒おどり	47 47		薩摩街道 銅銭鋳造跡の出土遺物	111 111
	薄原神社のナギ	47	写真 51		111
	無田湿原	49 49	与具 51 写真 52		114
	浜八幡宮	50		蘇翁筆塚碑	114
写真 25 写真 25		50 51		蘇峰先生曽遊之地	114
	井堰記念碑			徳冨蘆花歌碑	114
	蘇峰曾遊之地碑			徳富家墓地	114
	日当野瓦工場の窯と煙突	52		水俣市立蘇峰記念館(旧淇水文庫)	114
	袋天満宮の桟敷席	53	J , , , J/		117
写直 29					

計画作成の目的 序章

1 計画作成の背景と目的

水俣市は、熊本県の最南端にある都市です。西側は八代海(不知火海)に面し、残る三 方を山地に囲まれています。水俣の名前の由来である水俣川と湯出川は、それぞれ市の東部、 南部から流れ、河口から 2km上流で合流して八代海に注いでいます。海岸部は、リアス海岸、 海岸段丘、大きな湾があり、変化豊かです。山地は、海岸部に迫り、市域の7割を占めて います。本市の人々は、このような多彩で変化に富んだ自然環境の中で暮らしてきました。

その中で生まれた多種多様な文化財が、市内の各地で地域の宝として受け継がれていま す。その価値を理解し、共有して後世に伝えていくことは、現在の私たちが担うべき重要 な役割です。しかし、本市では、急速に過疎化・高齢化が進行し、市の財政もひっ迫する 中で、文化財を取り巻く現状は、厳しい状況となっています。

人口減少や少子高齢化による地域コミュニティの希薄化や活力の低下は、文化財継承の 担い手の不足や歴史文化への住民の関心の低下を招き、お堂や神社など、これまでのよう に個人や地域で守ることが困難になった文化財や、管理主体が不明になっている文化財が 増えつつあります。各種の方策を講じるとともに、様々な形で市民の方々に継承に関わっ ていただく必要があります。

さらに熊本県では、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨など災害による文化財の損壊 が相次いで発生し、防災対策も求められています。

近年では、観光振興や地域活性化などの観点から、文化財をまちづくりなどに活かす動 きが広まりつつありますが、本市では観光振興や地域活性化の面での文化財の活用の認識 は、まだ十分ではありません。本市の代表的な文化財である水俣市立蘇峰記念館や徳富蘇峰・ 蘆花生家については、市内を巡る観光周遊の拠点になり得る存在ですが、老朽化による維 持補修費の増大や来館者の減少が課題となっています。

以上のような文化財を取り巻く課題などを踏まえ、第6次水俣市総合計画(2019年度~ 2026年度)が掲げる将来像「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実 現に向けて、市民および地域、行政などの多様な主体のもと、本市における文化財の保存・ 活用を総合的、計画的に推進していくための指針かつ行動計画となる「水俣市文化財保存 活用地域計画」を作成しました。

この計画により、文化財の価値を市民で共有し、保存・活用の取組を行うことは、市民 意識の向上や地域の誇りの醸成につながります。また、文化財を適切に観光に活用するこ とで、来訪者の増大が産業へ波及し、それが文化財の保存・活用の財源確保につながるだ けでなく、来訪者の目に触れ評価を受けることで、来訪者を受け入れる側にもその価値が 再認識され、市民の誇りが育まれていきます。文化財を次世代へと継承していくためには、 保存・活用の双方の取組が重要であり、この好循環を作り出すことが、地域計画の大きな 目的です。

2 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である水俣市総合計画と歩調を合わせるため、令和7 (2025) 年度から令和 16 (2034) 年度までの 10 年間とします。

計画期間内に計画の変更を行う必要があるとき、次の内容がある場合は文化庁長官へ変

更の認定を受けます。

- ・計画期間の変更
- ・市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

これ以外の軽微な変更を行った場合は、変更の内容について、熊本県及び文化庁へ情報提供します。

なお、地域計画の実施のために第10章に掲げる文化財の保存・活用の推進体制のもと、適切に進捗管理を行い、次期水俣市総合計画の第1期基本計画の最終年度となる令和12 (2030)年度に中間評価、第2期計画の最終年度となる令和16 (2034)年度に総合評価を行い、必要な見直し、修正を行って次期の地域計画へと反映させます。

年度	令和7	令和8	令和9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15	令和 16
西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
水俣市	第6次	総合計画		第7次 総合計画(8年間)						
総合計画	第2期	基本計画	第 1 期 基本計画(4 年間) 第 2 期 基本計画(4 年間)						間)	
水俣市 文化財保存	第1次 文化財保存活用地域計画(10年間)									
活用地域計画						中間評価				総合評価

図1 水俣市文化財保存活用地域計画の計画期間

3 計画の位置付け

(1) 関連する計画

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく『市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画』に位置付けられるものです。また熊本県の大綱「熊本県文化財保存活用大綱」を勘案しました。

本市では、最上位計画である「第6次水俣市総合計画」が掲げる基本目標の一つである「豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)」に属する、本市の文化財行政に係る個別計画に位置付けられます。

また、本計画は、関連する個別計画でも特にかかわりが深い「水俣市教育振興基本計画」「水俣市観光振興計画」「水俣市都市計画マスタープラン」「水俣市 SDGs 未来都市計画」「水俣市地域防災計画」をはじめ、そのほかの関連計画とも整合・連携したものとします。

第6章

章

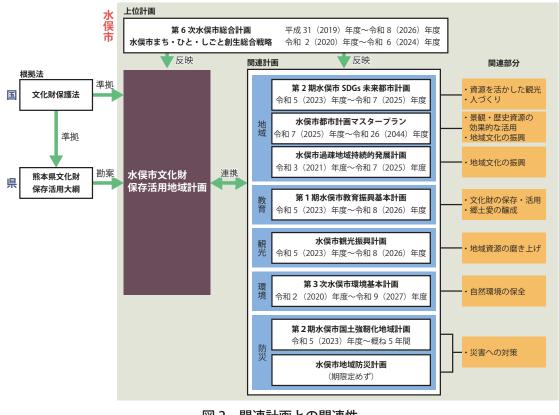


図2 関連計画との関連性

表 1 関連計画の抜粋

計画名		
年度	目指す将来像	関連部分
十尺		
第 6 次水俣市総合計画	みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣	基本目標2 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化) 施策6 文化の振興 市民文化祭の開催などを通じて、文化の振興を図るとともに、 水俣が生んだ偉人の生き方や言葉、郷土の歴史が息づいた文化 財を通じた学びによって、市民の郷土に対する愛着と誇りの醸 成に努めます。
平成 31 (2019) 年度~ 令和 8 (2026) 年度		また、多くの市民が優れた文化芸術に触れる機会を設け、心豊かな生活の創出に努めます。
第2期水俣市 SDGs 未来都市計画	みんなが幸せを感じ、 笑顔あふれる元気なまちづくり	1.2自治体 SDGs の推進に資する取組 (1)自治体 SDGs の推進に資する取組 ②地域資源を活かした観光の振興 南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジまでの開通を 契機に、観光客誘致のための PR の強化や、地域資源のより効 果的な活用を進め、新たな観光資源と特産品を開発し、着地型 観光推進による交流人口の増加を図る。また、広域交流拠点と
令和 5 (2023)年度~ 令和 7 (2025)年度		してのエコパーク水俣においては、イベントやスポーツ大会の 開催、誘致などを推進していく。

計画名 年度	目指す将来像	関連部分
第 1 期水俣市教育振興基本 計画 郷土の明日(あす)をつくる、 心豊かな人づくり		重点目標4 県内で初めて作成する「水俣市文化財保存活用地域計画」(令和4年度から令和6年度にかけて作成)に基づき、文化財を計画的に管理することにより、文化財の滅失や散逸などを防止し、地域社会総がかりで、文化財の継承に取組、文化財の保存活用を通し、市民の郷土に対する愛着と誇りの醸成に努めます。
令和5 (2023) 年度~ 令和8 (2026) 年度		さらに、多様な主体との連携による文化観光や地域の活力向
水俣市観光振興計画	『でかくっか水俣』 〜水俣の魅力を地域が誇り、高 め合い、発信して、水俣に出か けたくなる人を何度も呼び込む 観光を目指します〜	施策3 観光資源の発掘と磨き上げ 本市には、自然、温泉、歴史や文化など多くの地域資源がありますが、それらを効果的に活用できているとは言い難い状況です。 誘客を図るためには、改めてこの地域資源を魅力ある観光資源へと磨き上げることが必要であるため、コンテンツの見せ方や見え方、楽しみ方など多様な方面から新しい価値を掘り起こすとともに、関係機関と連携し、観光コンテンツとしての魅力向上を図ります。 <具体的な取組> ⇒ 観光関連事業者の経営強化と魅力向上 ⇒ 観光資源として誘客のある施設の維持管理
令和5 (2023) 年度~ 令和8 (2026) 年度		⇒ 老朽化した看板の更新や多言語化 ⇒ 水俣市文化財保存活用地域計画の作成

(2) 本計画と SDGs

国際連合は、平成 27 年(2015)に「誰一人取り残さない」という理念のもと、自然環境や社会環境のあるべき姿を示した世界共通の目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択しました。我が国においても、国家戦略として「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版」を策定し、その実施方針において、地方自治体に対しても SDGs 達成に向けた取組の促進を求めており、SDGs は行政運営における重要な指針の一つになっています。

本市では、これまで取り組んできた環境に配慮した施策や取組を踏まえつつ、「経済」「社会」を加えた三側面の統合的取組により好循環を生み出し、未来にわたって豊かで活力ある地域社会を創造していこうとする提案内容が評価され、令和2年(2020)7月に「SDGs 未来都市※」



SDGs 未来都市 みなまた

に選定されました。今後も「SDGs 未来都市計画」に基づき、SDGs の達成に向けて取組を推進していきます。文化財の保存・活用においても、都市としての発展や経済成長と文化財の継承を両立し、持続可能な取組が求められます。

¹ 地方創生 SDGs の達成に向けて、優れた SDGs の取組を提案する地方自治体として内閣に選定された都市のこと。

第 4 章

資料編

表 2 文化財の保存・活用に関連する SDGs のゴールとターゲット

	ゴール	ターゲット	関連する文化財の 保存・活用
4 質の高い教育を みんなに		4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育と持続可能なライフスタイル、人種、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を推進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	文化財を知る機会 の提供 文化財の継承を担 う人材の育成
を世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能 性と持続可能な管理を確保する	6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、 帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保 護・回復を行う。	
8 働きがいも 経済成長も		8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	
11 住み続けられる まちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、 レジリエントかつ持続可能にする。	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・ 保全の努力を強化する。	文化財の継承とま ちづくりへの活用
15 陸の豊かさも 守ろう	可能な利用の推進、森林の持続可能 な管理、砂漠化への対処、土地劣化	15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	天然記念物、稀少 動植物の保護

4 本計画の対象とする文化財と用語の定義

「文化財」とは、文化財保護法第2条の定義に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいいます。文化財のうち、一定の基準を満たしたものが、手続きを経て指定や登録を受けた「指定等文化財」となります。指定や登録は、国、都道府県、市町村が、文化財保護法や地方自治体の文化財保護条例の規定によって行っています。また、文化財保護法では、第92条で土地に埋蔵されている文化財(埋蔵文化財)を、第147条で文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術又は技能(文化財の保存技術)を保護の対象としています。

本計画では、指定の有無に関わらず、上記の6つの類型の文化財、埋蔵文化財、保存技術を対象にします。それに加え、これまでの文化財の類型にはあてはまらないものの、本市の歴史文化、自然などの特徴を物語る様々な要素や、地域で大切に継承されてきた、または日常的に親しまれている様々な資源についても、その他地域資源として、本計画の対象とし、本計画においては計画の対象とするこれらの総称を「文化財」とします。

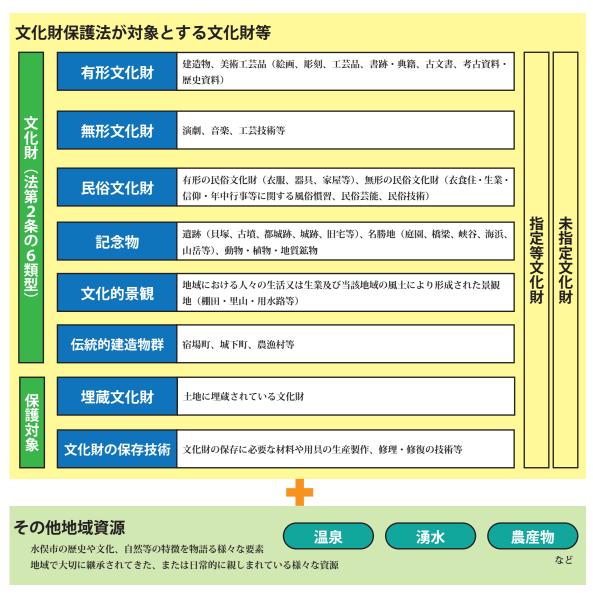


図3 本計画における文化財の定義

資料編

第1章 水俣市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置及び地勢

本市は、九州地方のほぼ中央部に位置する熊本県にあります。県内の45市町村のうち最 も南側にあり、北は葦北郡津奈木町、芦北町、球磨郡球磨村に接し、南側は鹿児島県出水市、 伊佐市と接しています。

市域は東西 22.4km、南北 13.8kmで、東西に長い形をしており、面積は 163.29km3%です。 西側は八代海に面し、残る三方を山で囲まれた地形です。

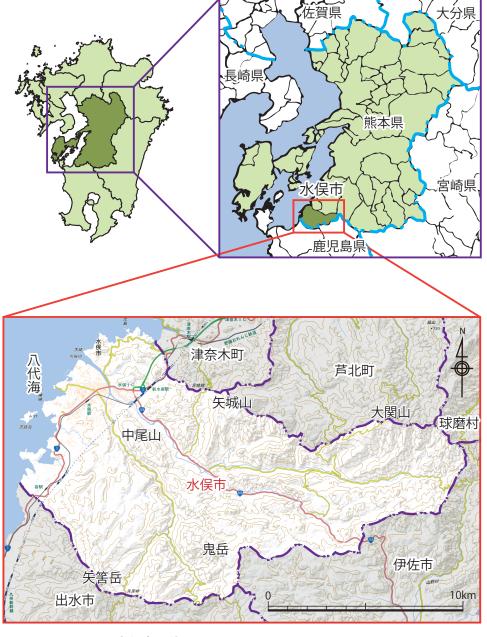


図4 水俣市の位置(国土地理院電子地形図を加工して作成)

¹ 国土交通省国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」による。

(2) 地形と地質

本市は、山地が海岸部まで迫っているため平地が少なく、山地が全面積の7割を占めています。市の中央部には、東西に水俣川が流れ、その流域に沿って集落や市街地が形成されています。

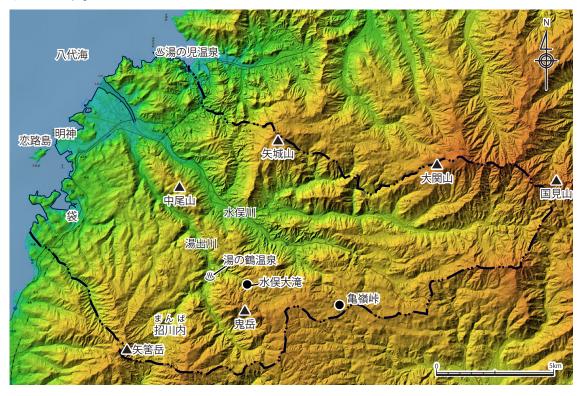


図 5 水俣市の地形(国土地理院色別標高図を加工して作成)

1) 山地

本市の基盤となっている地層は、古生代(約3億年前から2.5億年前)から中生代(約2.5億年前から6,550万年前)にかけてできた秩父帯や四万十層群です。そのほとんどを、肥まっかぎん、 産っかぎん
薩火山区の噴出物が覆っています。

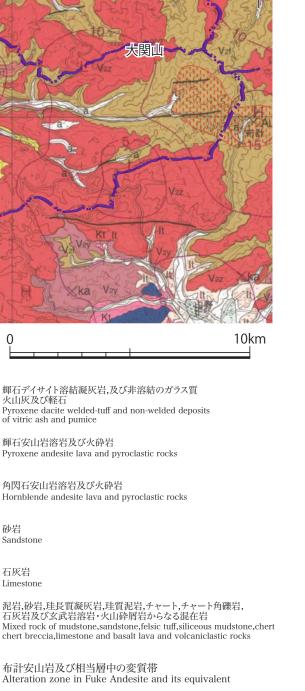
肥薩火山区は、熊本県、鹿児島県、宮崎県の境に東西約80km、南北約20kmの帯状に広がる火山区を言います。火山区に属する火山の活動時期は、約760万年前~40万年前とされ、現在では活動はしていません。活動の規模は大きく、海側に通じていた川がせき止められ現在の人吉盆地付近に大きな湖が形成されたとされています。また、肥薩火山区には、温泉が分布しており、本市には山間地に湯の鶴温泉、海岸部に湯の児温泉があります。

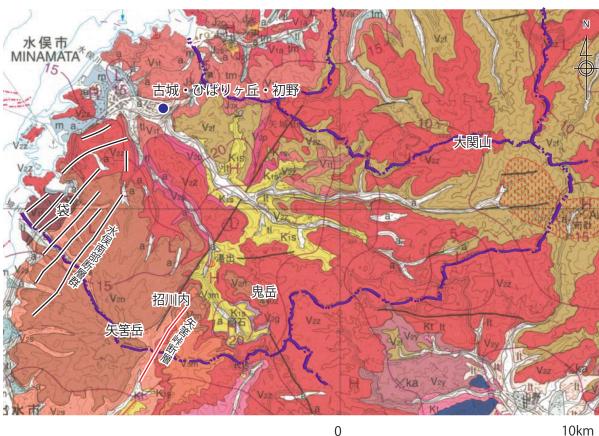
本市で肥薩火山区に属する山体は、矢城山(585.9 m)、大関山(901.8 m)、国見山(867 m)、 矢筈岳(687.3 m)、鬼岳(734.9 m)があり、標高600 mを超える山地が、矢筈岳から東 の鹿児島県との境に連なっています。

本市の丘陵地や山地の多くは、肥薩火山区から噴出された肥薩火山岩類の中で、鬼岳系火山岩類と呼ばれる安山岩溶岩から出来ています。噴出した時期は250万年前から200万年前とされ、この火山岩類が分布する範囲では、山腹は急な崖となりますが、上面はテーブルのように平坦地が広がる地形となっています。この地形は、粘り気の少ない溶岩が、複数の火口または割れ目から大量に連続的に噴出して形成されたと考えられています。特に鹿児島県伊佐市との境界となっている範囲は、四方が開けた平坦な地形が広がっています。

章

9





埋立地 m Reclaimed land by filling

礫,砂及び泥 а Gravel, sand and mud

砂,礫及び泥 tl Sand, gravel and mud

かんらん石含有輝石安山岩,及び輝石安山岩溶岩 及び火砕岩 Olivine-bearing pyroxene andesite and pyroxene V_{2z}

andesite lava and pyroxene rocks

輝石安山岩溶岩及び火砕岩 V₂n Pyroxene andesite lava and pyroclastic rocks

> 輝石安山岩溶岩,火砕岩,火山礫凝灰岩,火山円礫岩 及び凝灰質シルト岩 Pyroxene andesite lava,pyroclastic rocks,lapilli tuff, volcaruc conglomerate and tuffaceous siltstone

輝石デイサイト溶結凝灰岩,及び非溶結のガラス質 火山灰及び軽石

V₂p Pyroxene dacite welded-tuff and non-welded deposits of vitric ash and pumice

布計安山岩及び相当層中の変質帯

Alteration zone in Fuke Andesite and its equivalent

泥岩,砂岩,珪長質凝灰岩,珪質泥岩,チャート,チャート角礫岩, 石灰岩及び玄武岩溶岩・火山砕屑岩からなる混在岩

実在断層

温泉

Hot spring

Confirmed fault

海底活断層

活断層(実在)

Confirmed active fault

Submarine active fault

J 3X

V₂g

V₃m

V₁t

K₁s

砂岩

Sandstone

石灰岩

Limestone

高重力域 Area of higher gravity

輝石デイサイト溶結凝灰岩,及び非溶結のガラス質

Pyroxene andesite lava and pyroclastic rocks

Hornblende andesite lava and pyroclastic rocks

Pyroxene dacite welded-tuff and non-welded deposits

火山灰及び軽石

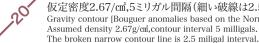
of vitric ash and pumice

輝石安山岩溶岩及び火砕岩

角閃石安山岩溶岩及び火砕岩

等重力線(1980年正規重力式に基づくブーゲー異常) 仮定密度2.67/cm,5ミリガル間隔(細い破線は2.5ミリガル間隔) Gravity contour [Bouguer anomalies based on the Normal Gravity Formular (1980)]

低重力域 Area of lower gravity



 V_2f

 \mathfrak{M}

図6 水俣市の地質

(産業技術総合研究所地質調査総合センター、20万分の1地質図「八代及び野母崎の一部」を使用し、 水俣市域を加筆したものである。)

またこの溶岩は 100 mから 200 mの厚さに堆積し、溶岩全体にわたって板状節理が発達しています。滝が形成されることも多く、湯出の水俣大滝は、平成元年(1989)の環境庁(当時)の第3回自然環境保全基礎調査による熊本県自然環境情報図に、自然景観資源として挙げられています。

なお、同じ肥薩火山岩類でも粘り気の多い溶岩が噴出した鬼岳本体は、ドーム状の形をしており、周辺の平坦な地形とは対照的でする、大き岳から溶光川内付近には、起伏の激しい地形も見られますが、本市は全体として、起すが低く傾斜が緩やかで、急斜面やV字型に切れ込んだ合い。

また、袋から矢筈岳の北 西斜面には複数の活断層 群があり、水俣南部断層群 と呼ばれています。矢筈岳 の東側から招川内にかけて は、出水断層帯の矢筈峠断 層があります。



図 7 肥薩火山岩類分布図

(永尾 隆志、長谷 義隆、井川 寿之ほか「九州の平坦面を形成する安山岩の地質学的・岩石学的特徴:"洪水安山岩"の提唱」『地質学論集 (44)』,1995 年を基に作成)

2) 台地

市内には、3万年前に噴火した鹿児島湾の北部にある姶良カルデラの噴出物である入戸がはいからたいせきぶっ 火砕流堆積物が飛来しています。いわゆるシラスと呼ばれるこの噴出物は、古城、ひばりケ丘、初野で、厚さ40mの台地を作っています。この台地は、現在は分断されていますが、本来は連続していたものです。

3) 低地

4) 河川

水俣川、湯出川のほか8つの主要河川及び各支流河川があります。山地の標高差が小さ

² 急傾斜地などから岩盤が崩落して堆積し、半円錐状の地形が形成されたもの。

いため、浅い谷が発達しており、地形を深く刻んだ谷は、水俣川及び湯出川沿いに限られています。水俣川の流域面積 3 は 137. 6 km で、市の面積の 84% を占めます。

水俣川は、越小場に源を発し、入木野川と宝川内川は、市渡瀬付近で水俣川に合流します。 水俣川は、源流から河口までが本市のみに存在する川です。

湯出川は、鬼岳及び矢筈岳にそれぞれ源を発する支流が湯出三本松付近で合流したもので、水俣川河口から上流 2km地点、市の総合体育館付近で水俣川に合流しています。ただしてれは昭和7年(1932)から昭和9年(1934)にかけて行われた河川改修によるもので、水俣川と湯出川は、古くから合流、分流を繰り返し、河口部に中州を作ってきました。また、この二つの河川が、本市の名前の由来となっています。

河川沿いには河岸段丘が見られます。河岸段丘は、地殻変動と気候変動による海面の変化が要因となって川の堆積作用と浸食作用が繰り返されることによって形成された、河川沿いに分布する階段状の地形です。水俣川をさかのぼると、旧深川小学校があるあたりから、川の両岸に河岸段丘が見られ、支流である久木野川、宝川内川にも河岸段丘が見られます。



図8 水俣市の主要河川(国土地理院電子地形図を加工して作成)

5)海岸部

本市の西は八代海に面し約30kmの海岸線を有し、天草諸島を望みます。八代海は、芦北・水俣地域と天草上島・下島及び鹿児島県長島に囲まれた海域です。北部は水深が浅く、大部分が20mより浅くなります。中央部の水深は30~40mで、西の長島海峡付近では70

³ 川に流れ込む降水(雨・雪)が集まる面積。

mに達します。

市の海岸線の北部は芦北海岸県立公園に続くリアス海岸で、入江が連なります。県境から明神、湯の児など海に面した範囲には、上面が平坦となった半島状の地形となる海岸段丘が見られます。

恋路島は、その海岸線が主に安山岩の海食崖※となっており、安山岩特有の板状節理が見られます。戦国時代、袋湾から戦に出兵した夫を、恋路島で待ち続けた妻が石を積み上げてできたと伝わる「妻恋岩」の伝説は、この板状節理の様子から生まれたと考えられます。

6) 埋め立てによる地形

本市では、河口や海岸部に人工的に造成が行われた範囲があります。

本市では江戸時代から干拓が行われ、塩田で塩が作られていました。熊本藩でも有数の 産地で、塩づくりは明治 43 年 (1910) に廃止されるまで続きました。

元禄7年(1694)に熊本藩が整備した現在の野口町付近の塩田を始め、塩浜町、浜松町、 百浜町など、河口や海岸部に塩田がありました。塩浜町や、四十間の塘、大廻りの塘、百間 などの地名や、塩釜神社がその名残です。

また、水俣川と湯出川は、現在は市の総合体育館付近で合流して、一つの流れになって海に注いでいますが、昭和初期の河川改修以前は、合流したり、分かれて流れたりを繰り返していました。二つの川の流れの間には、現在の浜町に中州が形成され、中州の北側を流れる川を洗切川、南側を流れる川を古賀川と呼んでいました。その両方の川にそれぞれ港があり、物資輸送の拠点となっていましたが、次第に川床が浅くなり、洪水が繰り返され、また大きな船が着岸出来なくなったことにより、昭和7年(1932)から河川改修が行われ、現在の流路になりました。現在の幸町、洗切町、八幡町、築地などには、この時埋め立てられて出来た新しい土地が含まれています(「図 18 河道と街道の変遷」参照)。

百間港は、本市の海岸部では最も人の手が加わり、変化を遂げた範囲です。それは大きく二つの目的によるもので、一つは、市の臨海都市としての発展を支える港湾として整備するためのものであり、もう一つは、環境を復元するためのものでした。

百間港は、恋路島と明神崎が自然の防波堤となっている良港で、大正 11 年(1922)に指定港湾に指定されました。河口部に代わる物資の集散地となるため、昭和 7 年(1932)から昭和 10 年(1935)にかけて修築工事が行われ、岸壁、防波堤が築かれ、広さ 78,400㎡を埋め立てて道路、荷揚場及び倉庫が建設されました。

その後日本窒素肥料株式会社(以下「日窒」という。)から流れるカーバイド残渣のため 湾内が埋まってきたため、昭和 24 年(1949)から 5 か年計画でしゅんせつが実施され、 昭和 25(1950)年度には北側 38,500㎡、昭和 28 年(1953)には、明神側に 59,504㎡ の埋め立て地が出来上がりました。

昭和24年(1949)8月、本市は建設省(当時)からモデル港湾都市に指定されましたが、このモデル指定は長い海岸線と百間、梅戸、丸島、湯堂、茂道の良港をもち、日窒の各種製品及び市の背後地の林産物を産する本市の目指す方向を決定づけるものでした。昭和30年(1955)、百間港の修築工事が計画され、三年が浦、明神も埋め立てられました。

昭和31年(1956)には、日窒の専用港であった梅戸港と百間港を合わせた水俣港とし

⁴ 波の浸食によってできた切り立った崖。

て貿易港に指定され、世界の諸港とつながる国際港となりました。昭和35年(1960)には重要港湾の指定を受け、さらに改良が進められました。

しか し昭 和 31 年 (1956)、水俣病が公式確認されたことで、百間港は大きな転機を迎えることになります。

日窒水俣工場では、昭和 7年(1932)から昭和43 年(1968)まで、アセト アルデヒドや塩化ビニルの 製造工程で触媒として水銀 を使用してきました。この 間、工場排水に混じって水 銀が水俣湾に流れ込み堆積 しました。工場がアセトア ルデヒド製造を中止して以 降も、湾内には国が定める 魚介類の水銀の暫定的規制 値を超える魚介類が生息し ていることから、昭和52 年(1977) から、約14 年かけて水俣湾公害防止事 業が実施されました。汚 泥はしゅんせつして埋め立 て、埋立区域は582,000 m、現在はエコパーク水 俣となっています。水俣湾 埋立地周辺の環境について は、「水俣湾環境対策基本 方針」に基づき、熊本県に よる定期的な調査が行われ ています。







写真 1 百間港の変遷(国土地理院年代別写真を加工して作成)

(3) 気象

本市の気候は、海に面していることから、海洋と陸との間で起こる風の影響を受けるため、 日較差が小さく、冬の冷え込みも弱く夏は比較的涼しい、一般的に降水量が多いという特 徴を持った海洋性気候に分類されます。

気象庁の統計資料(平成3年<1991>から令和2年<2020>の平年値)によると、平均 気温は17.0度、年間降水量は2,222.0mmあり、温暖多雨な気候です。ただし、山間地は 大関山を始めとして標高400mを超える山地がかなりの面積を占めることから、平均気温 も低く、冬は積雪が平地よりも多くあります。

降水量は、特に梅雨時期に多くなるため、たびたび土砂災害や洪水が発生します。台風の襲来も多く、本市の西側を通過すると、暴風雨による被害が甚大で、海岸沿いでは高潮・ 高波による影響を受けます。

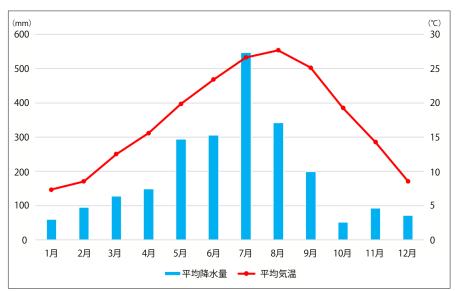


図 9 水俣市の過去 5 年間(令和元年 <2019> ~令和 5 年 <2023>)の平均気温と平均降水量

(4) 生態系

1) 植生・植物

本市の山林はスギ・ヒノキ・マツなどの人工林でほとんどが占められていますが、植林 地全体も林業衰退に伴って減少しつつあります。昭和 20 年代からは蜜柑園の造成が進みま したが、現在では放棄されたところも多く見られます。

大関山、矢筈岳、鬼岳の各山頂やその周辺などには、まとまった広さの自然林※が見られます。自然林を構成する樹種は、大部分が広葉の照葉樹で、スダジイが最も多く見られます。大川の国有林は、熊本県の自然環境保全地域、アカガシなど遺伝資源希少個体群保護林に指定されています。

恋路島は 1970 年代に全島で伐採が行われたのち放置されたために、自然の植生が復元されつつある場所です。熊本県のレッドデータブック(2019 熊本県発行・熊本県希少野生動植物検討委員会編集『レッドデータブックくまもと 2019』以下「RDB くまもと」※と

⁵ ほとんど人の手が加わらず、天然に成立した植生。人工林に対比して用いられる語。

⁶ レッドリストに掲載された種について生息状況等をまとめたもの。レッドリストとは絶滅のおそれのある野生生物のリスト。

いう。)では、破壊の危機がある単一群落として「恋路島のタブノキ林」が選定されています。タブノキやスダジイが散在し、良好な生育をしています。島の南西に位置する遠浅の海岸では、塩沼地※が広がり、ナガミノオニシバの群落が見られます。海岸沿いにベルト状にできた照葉樹林は、暴風・防潮林の役目を担っています。人為的な影響が及ばなかったことにより成長した照葉樹林は、水俣湾の汚染からの再生のシンボルとも言われています。

このほか、本市には表 4 に掲げる熊本県の特定植物群落があります。本市の無田地区には、この地域では唯一の自然度の高い湿原植生があり、昭和 48 年(1973)に市の天然記念物、平成 13 年(2001)に熊本県自然環境保全地域に指定されています。ヤマドリゼンマイ、ツクシカンガレイ、シンジュガヤ、モウセンゴケなどの希少種が生育しています。また近隣の石飛地区にも湿生植物を多産する湿原があります。両湿地には、ホシクサ類、ホタルイ類、ヒルムシロ類など希少な植物がみられます。

無田と石飛の中間地点にある亀嶺峠には、小規模ではありますが採草地があり、草原性の植物が見られます。

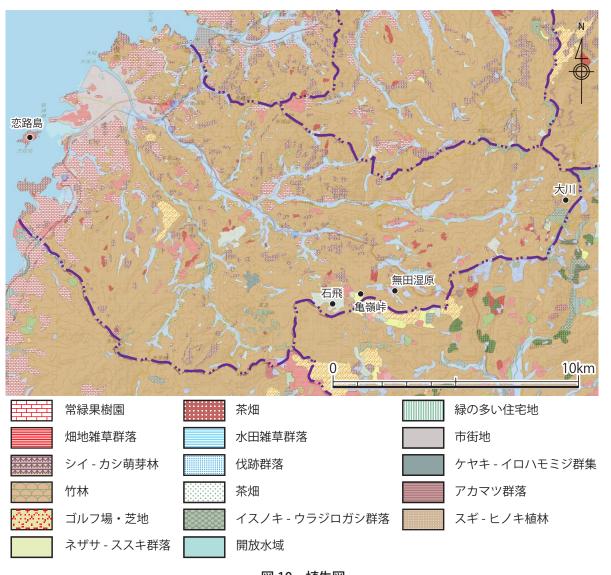


図 10 植生図

(環境省生物多様性センター、2万5千分の1植生図「水俣市」GISデータを使用し、加工したものである)

⁷ 海岸にある湿地・沼地。

表 3 熊本県自然環境保全地域**

地域の名称	指定年月日	面積(ha)	所在地	指定理由
大川自然環境保全地域	昭和 51 年 4月 24日	26.71	久木野 (国有林)	国際生物学事業計画の特別区域に指定されるなど、学術的価値の高い、本県の代表的な照葉樹の天然林が残っている地域。九州森林管理局熊本南部森林管理署が管理する久木野アカガシ等遺伝資源希少個体群保護林でもある。
無田湿原自然環境保全地域	平成 13 年 6月 20日	1.42	越小場字無田	標高 450 mに広がるスギ、ヒノキの 植林地と耕作地に囲まれた谷湿原で あり、希少野生動植物を多く含む自 然環境を維持する湿原。

※熊本県自然環境保全条例に基づき指定された、自然環境を保全することが特に必要な地域等

表 4 熊本県の特定植物群落

名称	選定基準
水俣市大川のコジイ林	A
水俣市無田湿原	D
水俣市袋字冷水のスダジイ林	Е
水俣市袋のハマナツメ自生地	В
水俣市袋のキイセンニンソウ	B ⋅ C
水俣市大滝のカツラーケヤキ林	С
水俣市鬼岳のスダジイ―イスノキ林	A · C

選定基準	理由
A	原生林もしくはそれに近い自然林
В	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
С	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布など分布限界になる 産地に見られる植物群落または個体群
D	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地などの特殊な立地に特 有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
Е	郷土の景観を代表する群落で、その特徴が典型的なもの

(平成元年 環境庁 第3回自然環境保全基礎調査 熊本県自然環境情報図を基に作成)

2)動物

河川部では、アユ、アブラハヤ、コイ、ウナギ、エビ類などの水棲動物とカワセミ、セキレイ、ヤマセミなどの鳥類が生息しています。海岸部では、タチウオ、アジ、タコ、ボラ、コノシロ、カタクチイワシが獲れ、鳥類では、マガモ、カルガモ、ウミネコ、ユリカモメ、シギ類、チドリ類、セイタカシギなどが見られます。このほか本市で見られる動物には、カワネズミ、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、アブラコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ムササビ、カヤネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ、キツネ、タヌキ、テン、イタチ、アナグマ、イノシシなどがいます。

猛禽類ではクマタカ、ミサゴ、ハヤブサ、トビなどが見られます。クマタカは森林生態系の頂点に位置する鳥であり、この鳥の生育は、この地域の森林が良好な状態で保たれていることを示しています。

本市は県指定天然記念物ベッコウサンショウウオの生育地の西端に当たります。ベッコウサンショウウオは、落葉広葉樹林内の渓谷の水源を産卵地として、渓谷周辺に生息しています。

沿岸部の浅瀬の藻場は、餌となるプランクトンが発生しやすい生態系が維持されているため、平成29年(2017)、タツノオトシゴの新種と認定されたヒメタツが多数生息しています。

「RDB くまもと」では、ニホンモモンガ、ムササビ、ヤマネなど保護上重要な種が生息するハビタット※として、大川が選定されています。ヤマネは国指定天然記念物です。

表 5 希少種の生息域大川の概要

保護対象種	ニホンモモンガ (EN)、ムササビ (NT)、ヤマネ (NT)
選定基準	G 模式標本となっている個体の産地など、学術上重要なハビタット
	H RDB くまもと・RL ※において、絶滅危惧又は準絶滅危惧とされる種を含むハビタット
概要	水俣市の東端に位置し、鹿児島県伊佐市に隣接する一帯である。コジイを優占種とする照葉樹林で、県南部に残されたよく発達した二次林である。伐採後約100年が経過しており、国際生物事業計画(IBP)の特別研究区域として1967年から現在まで生態学者による専門的分野での研究が行われるなど、学術的にも貴重な森林となっている。また、林野庁の林木遺伝資源保存林、かつ熊本県の自然環境保全地域に指定されている。
現状	2009 年からの調査でニホンモモンガやムササビ、ヤマネの生息が確認された。 18 世紀半ばに描かれた動物図譜『毛介綺煥』中のヤマネの産地が大川より北西に約 1.5km離れた「井手ノ谷」であり、現在もその周辺の寺床地区にヤマネが生息していることが確認された。しかし、現在の「井手ノ谷」一帯はほとんどが人工林であるため、江戸時代から続くこの地域のヤマネ個体群を安定的に維持していくためには大川の自然林の保全が重要である。

(『RDB くまもと 2019』を基に作成)

⁸ 生息地。

⁹ レッドリストの略。レッドリストとは絶滅のおそれのある野生生物のリスト。

3) 昆虫

本市での過去の調査事例はあまりありませんが、石飛の湿原にはアジアイトトンボ、キイトトンボ、ギンヤンマ、コシボソヤンマ、ハネビロトンボ、ハッチョウトンボが確認されています。無田湿原では、ハッチョウトンボ、タベサナエなど県南では記録の少ない種が確認されています※。

(5) 自然と人間生活との関わり

本市の市街地や集落は、水俣川が八代海に達する地点に形成された小規模な沖積平野、谷合や河川沿いに開けたわずかな平地に形成されてきました。

沿岸部では漁業が営まれ、イワシ類、タチウオ、アジ類、タイ類などの漁獲があります。 遠浅で干満差が大きい海岸部や河口では、江戸時代から塩田が造成されました。本市での 製塩業は明治 43 年(1910)の塩の専売制実施により廃止され、塩田跡は工場や宅地にな りました。

昭和初期には、上流からの堆積物により大きな船の着岸が難しくなり、また氾濫が繰り返されていた水俣川河口が改修され、同時に港の修築が進められました。河口部には現在、水俣産業団地が立地し、さらに将来的な企業誘致用地を確保するため、「水俣川河口臨海部振興構想」により、河口部に新たな用地の造成が進められています。

河川改修や港の修築により河口や海岸線は変わりましたが、恋路島や湯堂、湯の児など自然海岸も残されています。

耕地となる平地が少なく、水田は湾頭の埋積地と川谷に沿って分布しています。山地の 林縁部や河谷に沿う土地は傾斜が大きく、ほとんどの水田が棚田になっています。また、川 から取水するために、江戸時代から水路や堰が作られてきました。

畑地は湾頭の埋積地にせまる山麓斜面や、河谷にのぞむ斜面、海に伸びる岬などに階段状に分布しています。このような地形を活かして、江戸時代から行われていた柑橘栽培は、明治中頃から増反や栽培方法の改良が行われ、昭和 40 年代には柑橘園の面積は 110ha になりました。現在、その面積は減少していますが、海岸に近いほとんどの山地は柑橘園として拓かれています。現在では、温暖な気候と水はけのよい傾斜地形を活かして「サラダたまねぎ」も栽培されています。

昼夜の温度差があり、平坦な地形が広がり安山岩の風化土からなる鬼岳地区、石飛、桜野上場では、桑畑や草地を開拓して茶園が造成されており、近年では和紅茶も知られています。県内で一番早く4月中旬から1番茶の収穫が始まり、5月後半から2番茶、3番茶と収穫が続き、9月中旬頃に秋冬番茶を収穫します。

江戸時代、熊本藩は、山林開発を積極的に行いましたが、葦北郡は藩の中でも木材の主要な産地でした。標高が低く、山が海に迫ることから、木材を積み出しやすいという利点があったためです。明治時代になり、北九州地方の炭鉱で使用するためマツ材の需要があり盛んに植林されました。大正時代の本市の特産品としては、木炭、板、薪、杭木があります。袋の茂道は、江戸時代から城郭に使われ「茂道松」と呼ばれる良質なマツを産出していましたが、昭和 20 年代からのマツクイムシの侵入によって昭和 40 年代に壊滅し、本

¹⁰ 平成6年3月 熊本県希少野生動植物検討委員会・熊本県環境公害部環境保全課「芦北・水俣地域にお ける希少野生動植物の実情と保護方策調査報告書」)。

資料編

市のマツ林の多くはヒノキやスギ林に代わり、放置されたところではわずかに広葉樹林が 成立しています。

また江戸時代の宝暦年間(1751~1764)からは、温暖で水はけのよい土地を活かして、 情が地区を中心とした丘陵地や高台などにハゼが植えられ、その実を藩に上納していました。第二次世界大戦後まで10万本が残っていたと言われます。

湯の鶴温泉、湯の児温泉は、本市の貴重な観光資源となっており、令和4年(2022)10月には環境省が温泉の公共的利用増進のため、温泉利用の効果が十分期待され、かつ健全な保養地として利用される温泉地を「温泉法」に基づき指定する「国民保養温泉地」に指定され、「湯の児・湯の鶴温泉国民保養温泉地計画書(環境省)」が策定されています。湯の児温泉は、市街地から北西、八代海の海岸沿いにあります。泉質は塩化物泉で海岸沿いには旅館が立ち並び、展望露天風呂など様々な温泉が楽しめ、リアス海岸の眺望や、海岸沿いに植樹された桜並木「湯の児チェリーライン」も魅力となっています。穏やかで豊かな海で多様な生物に出会えるダイビングやスタンドアップパドルボードをはじめとするマリンアクティビティも人気です。

湯の鶴温泉は、市街地から 9kmほど南東の、湯出川の渓谷沿いの両岸に旅館と立ち寄り湯が並んでいます。効能は、肌に柔らかで外傷や打ち身、筋肉痛、リウマチなどに効果があるとされています。また湯出川支流の芦刈川には水俣大滝をはじめ大小の滝が点在する「湯出七滝」があり、観光ガイド付きのトレッキングやトレイルランなどを楽しむ観光客も訪れています。

水俣湾公害防止事業による埋立地には、環境と健康をテーマにした県下最大級の広域公園エコパーク水俣が整備されています。スポーツ施設や道の駅みなまたを有し、多くの人が訪れる拠点となっています。敷地内には、バラ園や物産館 Shop&Cafe ミナマータ、みなまた木のおもちゃ館きらら、インフォメーションセンターがあります。

2 社会的状況

(1) 人口

本市の人口は、明治 22 年(1889)の村制施行時は 12,303 人(水俣村)でした。その後進出した企業の急速な拡大・発展に伴い、太平洋戦争直前の一時期を除き、急速な増加が続きました。戦後も引揚者の流入や、産業の復興による労働者の流入、第1次ベビーブームによる出生者数の拡大によって増加しましたが、昭和 31 年(1956)の久木野村との合併により 50,461 人に至ったのをピークに減少を続けています。

我が国の人口も、平成 20 年(2008)の 1 億 2,800 万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「日本の将来推計人口(令和 5 年 <2023> 推計)」によると、令和 38 年(2056)には、総人口が 1 億人を下回ると推計されています。一方で老年人口(65 歳以上)は増加を続け、令和 25 年(2043)に約 3,953 万人でピークを迎えるものの、高齢化率はその後も上昇し、令和 43 年(2061)には 38%を超える水準で高止まると推計されており、少子高齢化の一層の進展が懸念されています。

本市の人口は、21,765人(令和6年<2024>8月末現在)で、この30年の間に約1.1万人、毎年平均約400人減少しています。社人研の推計によると、令和12年(2030)には19,372人に減少すると予想されています。また、本市では高齢化の進行が熊本県の平均と比較して10年以上早いペースで進んでおり、令和7年(2025)頃には、生産年齢人口(15

歳~64歳)と老年人口がほぼ同数という水準に達すると推測されています。年齢3区分別では、生産年齢人口の減少が著しく、令和2年(2020)から令和12年(2030)の10年で約2,600人減少すると予想されています。

地域における人口減少、少子高齢化は、地域経済規模の縮小や生活水準の低下など、地域社会の持続可能性を確保する観点からも課題となっています。

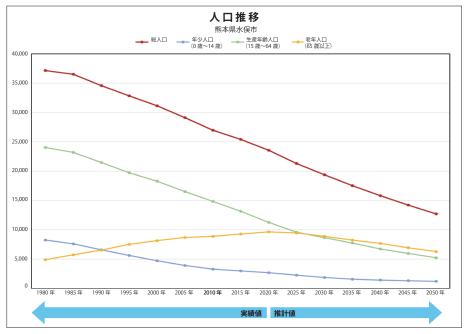


図 11 水俣市の人口推移

(2)土地利用

本市の土地の利用状況は、74.4% が森林、5.9% が農用地となっており、自然的土地利用が80%を占めています。3.7% が住宅地や工場用地となっています。

市域の大半が山林であることから平地が少なく、市街地を構成する地区(人口集中地区)は 4.35kmで、この地区に商店、工場、住宅地などが建設されています。

農用地については、過疎化や高齢化が進み、新規の農業就業者が少ない、極度の後継者 不足の状況にあります。中山間地域においては、農地の荒廃が進んでいます。

(3)交通

主要な道路ネットワークとして、福岡県から鹿児島県へ通じる国道3号が沿岸部を走り、本市から鹿児島県伊佐市を経由し宮崎市へ至る国道268号が内陸部に向けて伸びています。

南九州西回り自動車道は、「第4次全国総合開発計画(昭和62年6月閣議決定)」において21世紀に向けて多極分散型の国土を形成するために提案された高規格幹線道路網で、八代市から本市、出水市などを経由して鹿児島市に至る延長約140kmの自動車専用道路です。南九州西回り自動車道の一部区間として計画されている芦北出水道路は、芦北町から津奈木町をほぼ南北に縦断し、本市を経由して出水市下知識町に至る延長約30kmの道路です。平成31年(2019)に、水俣インターチェンジまで開通し、現在、袋インターチェンジ(仮称)の供用開始に向け工事が進んでいます。交通の利便性の飛躍的な向上と、葦北郡と本市を含む熊本県南地域の産業の発展と人口の定着による地域活性化、熊本・鹿児島

両県の連携強化、災害に強い道路ネットワークの構築など大きく期待されています。

鉄道は、水俣駅から久木野、栗野駅(鹿児島県姶良郡湧水町)まで通じる山野線と、沿岸部を南北に走る鹿児島本線がありましたが、山野線は、利用者の減少により昭和63年(1988)に廃止となっています。鹿児島本線のうち八代駅から川内駅(鹿児島県薩摩川内市)間の116.9kmは、九州新幹線の部分開業により、平成16年(2004)に、第三セクター「肥薩おれんじ鉄道」となりました。肥薩おれんじ鉄道は、沿線利用者が減少し、厳しい経営状況が続いています。路線維持のために市は財政支援などを行っています。

平成23年(2011)の九州新幹線の全線開通では、福岡(博多)まで60分、熊本・鹿児島までそれぞれ30分で移動が可能になりました。南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通と合わせて、九州各地へのアクセスが格段に向上、産業や観光のさらなる活性化が期待されます。

バスなどの公共交通は、高齢者などの移動手段として住民の生活に欠かせないものになっていますが、利用者は年々減少しています。平成15年(2003)から順次コミュニティバス(みなくるバス)を導入し、平成27(2015)年度に市内完結路線のコミュニティバス化が完了しています。

水俣港は、平成12年(2000)4月1日施行の港湾法施行令の一部改正により、港格が重要港湾から地方港湾に変更されましたが、熊本港、八代港、三角港の重要港湾※と並んで、県内の直接外交貿易の玄関口となっています。水俣港と天草市本渡港とを結ぶカーフェリーがありましたが、平成19年(2007)に廃止になりました。その後、水俣港と長島町獅子島の幣串港を結ぶ旅客船と、水俣港と天草市御所浦を結ぶ海上タクシーが運行しています。

(4) 産業

本市の農業は、稲作をはじめ、野菜、果樹(柑橘類)、茶、畜産など多様ですが、土地の大部分が山林で平坦地が少ない地形的特徴から、農林地の基盤整備の水準は近隣市町と比較して低く、不整形な農地が多い状況です。

また市の面積に対する耕地面積率は熊本県平均14.3%に対し5.2%と少なく、耕地面積のうち水田の面積率は熊本県平均61.3%に対し38.7%と少なくなっています※。農業産出額では、果実の割合が最も高くなります。

従事者の高齢化、新規参入者の減少などによる担い手不足、兼業・自給的農家が多いことから、計画的な量・品質を確保することが困難な状況にあります。また、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加し、農村の環境保全に影響が出ており、林地化した農地は野生鳥獣の住みかとなり、農作物への被害が発生しています。

森林面積は 12,045.52ha で、市の面積に対する林野の面積率は熊本県平均 62.9% に対し 73.9% と高くなっています。

国有林の面積は 1,716.14ha、民有林 10,329.38ha ※です。国有林はスギ、ヒノキを中心とした人工針葉樹林で、大関山、国見山、市の東部で伊佐市と接する範囲、鬼岳、矢筈

¹¹ 国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾で、海上輸送網の拠点となる港湾、その他の国の利害に重大な関係を持つ港湾。

¹² 令和4年(2022)農林水産省作物統計調査による。

¹³ 令和4年(2022)水俣市森林整備計画変更計画書による。

岳などにあります。民有林のうちヒノキ主体 の人工林率は86%です。

高度経済成長期に行われた植林が伐期を迎えています。皆伐は斜面崩壊などの問題を抱えています。市産材による製材加工や国外輸出も増えていますが、次世代に森林資源を引き継ぐための再造林が進んでいません。特産であるハゼ(櫨)は、生産者の高齢化などにより生産量の減少が進んでいましたが、近年では補助金等により植える人が増えています。

水産業においては、近年の環境変化に伴い 漁獲量の低迷が続いており、また、漁業事業 者の高齢化による担い手不足に歯止めがかか らない状況です。漁業ではヒラメ、クルマエビ、 ヨシエビ種苗の放流量を確保し、中間育成後 に養浜施設で育成することにより個体生存率 を高め、増殖効果を図るなど、「つくり・育てる」 漁業を推進しています。 漁業を推進しています。 漁業を後しての機能、幼仔稚魚の保育場としての機能、過剰な栄養塩を取り込む水質浄化 の機能などを有していることから、水産資源 や沿岸環境の改善を図るなど、藻場の再生を 推進しています。

また、水俣漁師市やカキ小屋の開催などに より、水俣産の水産物の知名度は徐々に上がっ てきています。

(5) 市域の変遷

昭和24年(1949)に市制を施行していた旧水俣市に、昭和31年(1956)、久木野村が合併してできたのが、現在の水俣市です。

旧水俣市と久木野村の範囲はともに、7世紀末に肥後国が置かれて以降、葦北郷に属していたと考えられています。葦北郡は、古くは現在の八代市日奈久付近から水俣市までの範囲であり、郡の中に日奈久郷、佐敷郷、湯浦郷、津奈木郷、水俣郷がありました。久木野村は、湯浦郷に含まれていました。

江戸時代、加藤氏に代わり熊本藩主となった細川氏が入国し、「手永」という地方行政の単位を設けると、水俣手永と久木野手永が置





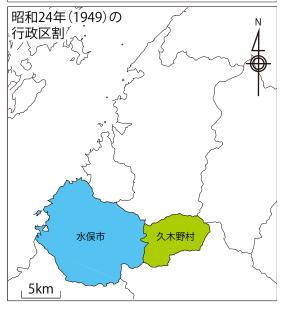


図 12 市域の変遷

かれました。このとき、久木野は湯浦郷から離れ、かつ熊本でも最小の規模で手永になっています。戦国時代までの紛争を通じて久木野が湯浦の枠組みから離れた地域になっていたことや、内陸部の国境の守りを強化する目的が背景にあると考えられています。

この江戸時代の水俣手永、久木野手永の範囲がそのまま踏襲される形で、明治22年(1889)に水俣村・久木野村が誕生し、大正元年(1912)に水俣町、昭和24年(1949)に水俣市が誕生、昭和31年(1956)に久木野村が合併しました。旧来は湯浦郷に含まれ北部とつながりの深い久木野村でしたが、やがて東西のつながりが強くなっていったことが、この合併からうかがえます。

(6) 市が設置する歴史・文化財関連施設

1) 水俣市立蘇峰記念館

水俣市立蘇峰記念館の前身である町立図書館「淇水文庫」は、昭和4年(1929)5月26日に開館しました。この建設事業は、徳富蘇峰の寄付金を基に始まっており、開館式は、蘇峰の父一敬の命日に合わせ実施されました。施設の名称も一敬の号「淇水」をとったものです。

創設に至るまでの経緯は、当初、大正 11 年(1922)に、蘇峰の大江義塾※の生徒でもあった町長深水頼資が、蘇峰に水俣の後進子弟の就学の道を開くため、図書館の建設と奨学金制度のいずれがよいかと問うたところ、「奨学金制度ももとより結構であるが、多数の希望であれば図書館建設がより望ましい、近く帰郷するのでその節、図書館建設資金を持参しよう」と約束し、その年の 5 月に帰郷し町に金 2,000 円を贈りました。

町は用地買収にかかりましたが、価格の不調で図書館建設は一時中断しました。しかし蘇峰の従弟徳永正が町当局を説き、昭和3年(1928)6月、図書館の有為性を説く講演会を開催したり、「淇水文庫建設委員会」を組織し、昭和御大典記念事業※として図書館を建設することを計画、蘇峰にも再度建設資金の寄付を依頼しました。蘇峰は金1万円と著書を贈ることを約束し、町民有志から集められた1,000円と合わせ、昭和3年(1928)11月起工しました。



写真 2 蘇峰記念館



写真3 図書館時代の蘇峰記念館

昭和5年(1930)3月31日、蘇峰夫妻、蘆花夫人を迎えて開館式が挙行されました。

昭和58年(1983)、蘇峰関連の資料の収集・展示のための現在の「水俣市立蘇峰記念館」 に改装されました。平成9年(1997)、初期の鉄筋コンクリート造建築の好例として、国の

¹⁴ 明治 15年 (1882)、徳富蘇峰が熊本市中央区大江に開いた私塾。

¹⁵ 昭和3年(1928)の昭和天皇即位の大礼を記念したもの。

登録有形文化財に登録されました。

開館日 金・土・日・月

開館時間 午前10時から午後4時

所在地 水俣市陣内1丁目1番1号

施設内容 展示室1階、展示室2階、資料室

2) 徳富蘇峰・蘆花生家

敷地内に土蔵造の5棟の建造物があります。そのうち3棟が徳富家時代のもの、2棟は 徳富一敬が熊本藩に出仕することに伴い、一家が水俣を離れた後、この土地と建物を所有 した西村家が建築したものです。

徳富家は、島原の乱の際の功績により、寛永 16 年(1639)に水俣に土地を得ました。その約 130 年後の 5 代目久貞(太多七)は、藩の役職に就いたり、造酒屋を興したりしたことから、徳富家中興の祖と呼ばれています。徳富家は知行取りの士族ではなく、自力で生活を営まなければならなかったため、酒造、廻船、煙草などを生業としていました。6 代から徳富家は三家に分かれ、うち貞申(茂十郎)の曽孫が蘇峰・蘆花兄弟です。

昭和47年(1972)に市の文化財に指定され、兄弟の生家という史跡的価値を主として保存されてきました。昭和63年(1988)に熊本大学北野研究室が建物の調査を実施し、その結果、県下では創建年代の特定できる最古の町家建築として建築的価値の高い建物であることが判明しました。本市は本格的な保存整備事業を実施することにしました。

平成元(1989)年度、市は「保存・活用計画」を策定しました。徳富家に関連のある建物は可能な限り創建当初の姿に復し、江戸期の商家という建物そのものを公開する方針とし、西村家の建物は文化財の保存修理工事を行った後、内部を改装し社会教育施設として活用する方針としました。平成2(1990)年度から平成5(1993)年度にかけて保存修理事業、翌年度に展示工事を実施し、平成6年(1994)10月から徳富蘇峰・蘆花生家として一般公開しています。

平成9年(1997)、建築年代のわかる町家としては県内で最古のものとして、県史跡に 指定されました。

開館日 金・土・日・月

開館時間 午前10時から午後4時

所在地 水俣市浜町2丁目6番5号

施設内容 生家主屋、生家蔵、衣屋主屋、衣屋蔵、はなれ、中庭

衣屋主屋 2 階、中庭は一般の利用可(有料)

3) 侍街道はぜのき館

熊本藩は財政が豊かでなく、第6代藩主細川重賢は行政改革を断行し、法制改革や文教施策を次々に具体化するとともに、財政・産業政策を強力に進めました。米に依存する藩の財政を改革するため、櫨蝋と楮と生糸の生産を藩の専売で行うことを計画しました。本市では櫨蝋を採るためのハゼが盛んに植えられました。ハゼはもともと暖地性の植物で、九州、四国が栽培に適しており、本市の小田代台地は水はけがよいため、侍地区は藩内の最大の拠点として、何万本というハゼが植えられました。ハゼは第二次世界大戦後まで10万本以上残っていたと言われ、熊本県は現在でも全国の生産量の30~40%を占め日本一の生産

資料編

量を誇りますが、その中でも本市の生産が最大となっています。

侍街道はぜのき館は、江戸時代からハゼが多数栽培されている侍地区に、平成4 (1992) 年度の農林水産省の補助事業である「特用林産産地化形成対策事業」により、総工費約2,500 万円で建設され、平成5年(1993)7月2日にオープンしました。

ハゼの実及び実から精製される製品などの展示を始め、実際にろうそく作りの体験ができる研修施設を備えています。

開館時間 午前9時から午後5時

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合、火曜日)年末年始(12月30日から1月4日)

入館料 無料

所在地 水俣市月浦 453 - 3

施設内容 展示室1、研修室2(約40名収容)、実習室1(約10名収容)

4) 水俣市立水俣病資料館

本市は、命や人権の大切さを教訓として学び、教訓を生かしたまちづくりに取り組んでいます。そして、水俣病のような公害が繰り返されないよう、これらの教訓を人類への警鐘として、国内のみならず世界へ、また後世へ伝えていく責任があると考えて、様々な事業を行っています。水俣市立水俣病資料館は、平成5年(1993)1月、公害を二度と繰り返してはならないという願いから、水俣病問題の歴史と教訓に関する情報を発信することを目的として設置されました。水俣病の歴史上重要な基礎資料を収集・保管・展示するとともに、水俣病患者から直接その体験などを聴くことができる「語り部制度」などにより、水俣病の経験と教訓を広く継承・発信しています。県内外から多くの生徒、学生が来館し、公害学習・環境学習の場として活用されています。

しかし、水俣病問題については、様々な行政訴訟が係争中で、いまだに解決していません。 こうしたことを確実に踏まえながら、これからの時代を担う子どもたちにとってわかりや すい展示とするために、平成28年(2016)、開館以来初めて館内の展示を全面改修しました。 開館以来の入館者数は、令和6年(2024)8月現在、120万人を超えています。

これからも水俣病に関する情報発信の拠点であるとともに、環境や命、人権を大切に思う水俣市民のよりどころとして、さらには地球規模の環境問題の解決へ少しでも貢献できることを目指しています。

開館時間 午前9時から午後5時

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合、火曜日)年末年始(12月29日から1月3日)

入館料 無料

所在地 水俣市明神町53番地

施設内容 展示室 シアタールーム 企画展示室 語り部講話室 図書・資料閲覧室

3 歴史的背景

(1) 旧石器時代

本市の旧石器時代の遺跡は、鬼岳から東、県境に広がる標高約500mの高原地帯にある石飛遺跡を始めとして、市の南東部の湯出川以南や鬼岳から東の県境付近の山間地に確認されています。これらの遺跡ができた時代は、氷河期で現在よりも気温が低く、雪が溶けずに陸上に氷河として残っているために海に注ぐ水が減り、海水面が低くなるため日本列

島は大陸につながっていました。

石飛遺跡は、当時の石坂川小学校石飛分校周辺にある遺跡で、昭和43年(1968)から鹿児島県立出水高等学校の池水寛治による発掘調査が行われました。その結果、3万年前の始良カルデラの噴火による姶良丹沢火山灰層を含む6つの地層が確認され、うち4つの層から石器が出土しました。これらの層から、旧石器時代から縄文時代早期までの石器が、年代を追って変化していく様子が把握でき、同じく池水が行った、石飛遺跡から南西約4.5㎞の高原地帯にあり、同じ時代に出来た出水市の上場遺跡での発掘調査の成果と合わせて、南九州の旧石器の編年※に大きな成果をもたらしました。石飛遺跡は、現在でも考古学界で有名な遺跡で、本市の指定文化財第3号です。

石飛を含む県境付近は、伊佐市の黒曜石※原産地及び石器製作遺跡である日東遺跡、五女木遺跡など、この時代の遺跡が多く分布していることから、旧石器時代の人々の活動域であったと推測されます。

また、石飛遺跡や上場遺跡で石器の材料として使われた黒曜石を見ると、伊佐市の日東や桑ノ木津留(人吉市・宮崎県えびの市付近)など近隣で採れるもののほか、佐賀県・長崎県産の黒曜石もあります。当時から広い交流圏があったことがわかります。

(2) 縄文時代

縄文時代は、13,000年前から始まり、2,500年前まで続きました。その始まりは、気候の温暖化によりもたらされました。草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の6期に区分されています。

本市の遺跡はほとんどが縄文時代のもので、 広範囲に分布します。これまでに南福寺貝塚(南



写真 4 昭和 40 年代の石飛遺跡付近



写真 5 石飛遺跡調査風景



写真 6 昭和 47 年(1972)の 南福寺貝塚発掘調査風景



写真 7 山上遺跡

¹⁶ 年代順に並べる作業。

¹⁷ 火山岩の一種。主に黒色。ガラスのような光沢があり、 割れ口が貝殻状になる。鋭い破片になるため石器の材 料に使われる。

第9

福寺)と山上遺跡(久木野)などで調査が行わ れています。南福寺貝塚は、縄文時代中期(5.000 年前から 4,000 年前) から後期(4,000 年前か ら3,000年前)の貝塚で、湯出川沿いの河岸段 丘上にあります。発見当時は2か所に貝の層が ありました。標高は約8mで、当時は現在より も海岸線が内陸部に入り込んでおり、八代海の 豊富な海の恵みが反映した遺跡です。昭和初期 や昭和47年(1972) に発掘調査が行われ、マ ガキを主体とした厚さ1mを超える貝層から、 土器、動物の骨などから作った装飾品、人骨な



南福寺貝塚出土装身具

どが出土しました。また、九州の縄文時代後期の代表的な土器型式※「南福寺式土器」が設 定される基準の遺跡となりました。本市の指定文化財第2号です。

令和2年(2020)から発掘調査が行われた山上遺跡は、久木野川と寒川川の合流点から 北東約 200 mの山麓にある棚田一帯に広がります。標高は約 220 mです。遺物は多量の 巨礫とともに出土することから、土石流などで現在の場所より高いところから流され堆積 したと考えられます。石鏃※など、狩りに関連する石器が多く出土したことから、近隣で 狩猟が行われていたと考えられます。土器は縄文時代早期を中心に、後期のものまで出土 していることから、縄文時代の人々に好まれた場所のようです。石器の材料の黒曜石には、 旧石器時代に引き続き、近隣のもののほか、北九州西部産のものが見られます。

(3) 弥生時代

弥生時代が始まったのは、今から3,000 年前とも、2,500年前とも言われ、約1,800 年前まで続きました。弥生時代は、米作り が伝わり、共同作業による耕作を通じて人々 や集落間での貧富の差が生まれるなど社会 が複雑になり、権力者が生まれ、ムラがま とまりクニに発展する時代です※。紀元 230年頃(今から1,800年前)、「邪馬台国」 と「卑弥呼」が現れます。

本市で確認されているのは、弥生時代中 期(2,400年前から1,900年前)以降の遺 跡です。米作りや、ムラが想定される遺跡 の発見は、まだありません。特徴的なもの では、貝塚があります。北園貝塚(ひばりヶ

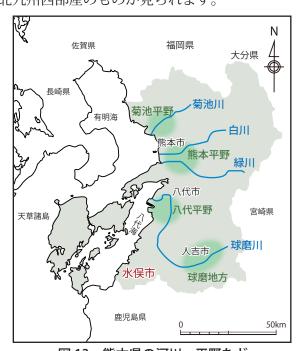


図 13 熊本県の河川・平野など

¹⁸ 地域の差や年代差を示すとみられる一群の土器を「型式」と呼ぶ。最初に発見されたり、代表的な遺跡 の名前を付けることが多い。縄文土器や遺跡の年代を知るための「ものさし」になる。

¹⁹ 石で作られた矢じり。

²⁰ 稲作の効率化から集団生活を送るようになり集落(ムラ)ができる。ムラ同士が利害をめぐって争い、 勝利したムラに統合されクニになる。現代の行政区分での「村」「国」と異なるため、カタカナ表記にする。

丘)、初野貝塚(初野)、平貝塚(平町)が確認されています。初野貝塚以外は調査が行われていないため詳細は不明ですが、時期は概ね弥生時代中期から後期、古墳時代前期のもののようです。標高 40 数mの台地上や丘陵斜面に確認され、縄文時代の南福寺貝塚よりも内陸部かつ標高の高い地点に形成されています。

水俣川の河口から約3km上流にある河岸段丘や自然堤防に形成された古城遺跡や長野遺跡では、弥生時代中期・後期(1900年前から1700年前)の土器片が出土しています。

弥生時代の土器は、地域によってその特色が異なっています。長野遺跡は、九州新幹線の整備に伴い、平成9年(1997)に発掘調査が行われ、弥生時代中期・後期の土器がまとまって出土しています。それらを見ると、熊本平野や白川流域、球磨地方のものと同じ形のものがあることから、同じ土器の文化圏であるとともに、互いに交流していたことがわかります。

(4) 古墳時代

弥生時代のクニ同士が争い、力の強いクニが 覇権を握る時代となりました。現在の奈良県を 中心に大型の古墳が造られるようになります。 ヤマト王権※が出来ると、その勢力拡大ととも に、有力者の墓である前方後円墳が日本列島各 地に広がり、ほかにも土盛りをして墳丘を作る 古墳が多数造られました。日本に仏教が伝わり、 7世紀には古墳時代の終末を迎えます。

熊本県では4世紀に宇土半島基部に初めて前 方後円墳が造られ、古墳内部の石室や壁に装飾 を施した古墳も4世紀から6世紀まで造られま した。これら土盛りがなされた古墳は、八代海 沿岸部では芦北町田浦が南限で、本市で確認されているのは、「地下式板石積石室(または板石 積石棺)墓」で芦北地方、鹿児島県出水平野、川内川流域、人吉盆地などに分布する南九州西部地域特有の墳墓です。貴重品である鉄製の剣や鏃が副葬されることから、地域の有力者の墓と考えられます。竪穴を掘り、板状の石を立てた上に、うろこ状に石を積み上げて造ります。本市では初野やひばりヶ丘のシラス丘陵上で出土しています。石は、本市に多くある板状節理によるものです。

南九州西回り自動車道の建設前に行われた *たそのうえのこまんぐん 北園上野古墳群の調査では、この墳墓とともに、 古墳時代前期後半から末頃の住居跡も確認され

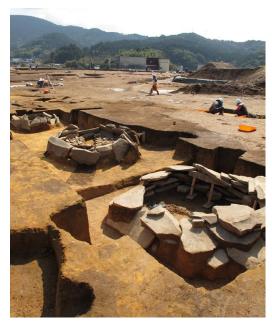


写真 9 北園上野古墳群



写真 10 大崎の旧水俣市営採石場の 板状節理

²¹ ヤマト (現在の奈良県) に成立した政治権力。有力者 (豪族) が「大王」を中心にして連合した。

ました。墳墓と同じく、住居床面の形がこの時期南九州に多く見られる円形であることから、この地での生活様式は、南九州の文化圏に属するものと考えられます。また、住居跡から出土した土器には、南九州のもののほか、中九州以北に出自が求められるものや、これらの特色が反映した地元のものがあることから、南北の文化が接し、またそれと接した地域のものが生まれる場所であったことがうかがえます。

なお、北園上野古墳群の墳墓からは、県内でまだ3例しか発見されていない古墳時代の 銅鏃も出土しており、ヤマト王権との関わりも指摘されます。

(5) 奈良時代・平安時代

大和政権は、情報伝達のため駅伝制を整備します。駅伝制とは、中央から地方を「駅路」でつなぎ、駅路沿いに人・馬・車などを配備した駅を置き、駅を伝って往来する交通・情報伝達の制度です。また、駅路は軍事的な道でもありました。

「延喜式※」によると、肥後国には 16 の駅があり、本市には水俣駅と仁主駅(読みは不明)が設置されていました。駅路は、芦北町佐敷から海岸寄りに西側を通過し水俣駅が置かれたルートと、芦北町佐敷から内陸部に向けて仁主駅に至り南下するルートがあったと想定されています。水俣駅は、陣内か初野の台地上にあると考えられていますが、位置は不明です。水俣川河口の右岸にある「牧ノ内」「馬込」の地名は、駅で使用する馬を飼育する牧に関連する可能性があります。

仁主駅は、久木野から約3km西にある市渡瀬の「仁王木」とも言われていますが、駅や駅路の位置はいくつか推定されていますがまだ不明です。いずれにしても本市は、海岸よりの西を進むルートと、内陸部を通過するルートの二つが通じた交通の要衝と言えます。

奈良時代の後期、肥後国葦北郡から2回白い亀が朝廷に献上されました。2回目の年は、 称徳天皇が没した月と重なり、光仁天皇が即位した時でした。瑞祥(めでたい兆し)として、 元号が「宝亀」に改められました。

延暦 13 年 (794)、桓武天皇が都を平安京(京都市)に移し、源頼朝が鎌倉に幕府を開くまでを平安時代と言います。このころは、奈良時代からの人口増などで国は困窮し、土地にまつわる法を改正しました。開墾した土地の永久の所有権を開墾者に許したことで、貴族や寺院が土地を増やし「荘園」にしました。このことが、律令国家を揺さぶりました。

10世紀、本格的な律令国家への反乱が起こり、各地に土着した国司や豪族を中心とする武士団が形成されました。肥後の武士団の随一は菊池氏で、その力は肥後全域に広がっていきました。

その後、平氏が権勢を強めて九州の支配を強化すると、治承4年(1180)、菊池隆直※

²² 平安時代中期(10世紀)に編纂された百科事典。

²³ 平安時代中期(10世紀)に編纂された、律令の施工細目をまとめたもの。

²⁴ 平安時代末期の肥後国の武将。近隣の豪族とともに平氏の九州支配に対抗した。

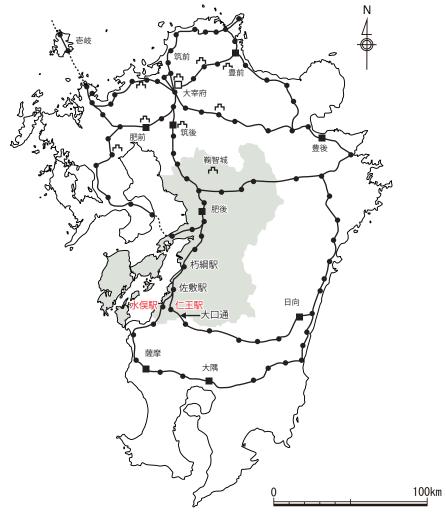


図 14 古代官道の推定(九州全体)(新芦北町誌編さん委員会『新芦北町誌 上巻』<2022> を基に作成)



図 15 水俣市の古代官道(国土地理院電子地形図を加工して作成)

第9

を中心とする反乱が起こりました。『肥後国誌』※には、この時菊池隆直に属して水俣四郎が原田種直※と戦ったと記載されています。水俣四郎について詳しいことはわかりませんが後述する「水俣」を名乗る一族かもしれません。なお反乱から3年目、菊池氏らは戦いに敗れ、平氏方になりました。

(6)鎌倉時代・室町時代

源平の内乱で平氏が滅亡し鎌倉幕府が出来ました。武士が地頭や守護に任命され、勢力を伸ばしました。鎌倉後半期になると、北条氏の勢力が増し、肥後の北条氏領が増え、守護職も北条一門に移るなど権力が集中しました。芦北荘も、北条得宗領※となっていました。肥後では武士団の反発が高まり、幕府打倒を掲げた後醍醐天皇に呼応して、元弘3年(1333)、菊池氏や阿蘇氏らが鎮西探題を襲撃して、九州の動乱が始まりました。

間もなく幕府が倒れ後醍醐天皇の建武政権が成立しましたが、政権は公家を優遇したことで武家が不満をつのらせ、後に室町幕府を開く足利尊氏の挙兵により、南北朝の内乱が始まりました。

肥後では建武政権により肥後守に任命された菊池武重が九州の南朝方の中心として活躍しました。この頃の史料では、南朝方として、「水俣」「津奈木」「湯浦」などの地名を名字にした人々の存在が確認できます。彼らは皆、伊佐市大口篠原の篠原氏を起源とする一族で、鎌倉時代に地域の有力層として定着したと考えられています。彼らは、内乱時には「葦北本は、と称され、結束して動いていたようです。また人吉・球磨の相良氏、薩摩北部・大隅北部・日向の有力者と、連携した状況が確認できます。

正平 13 年 (1349)、水俣城には建武政権が八代荘の地頭として任命した名和義高の家臣、本郷家久が在城していました。また、至徳 2 年(1385)の、南北朝の内乱に関連する史料から、水俣城が戦いの場になったことがわかります。

九州での南北朝の内乱は、征西将軍として九州に派遣された懐良親王と、それを庇護した菊池氏により、南朝方優勢に進みました。懐良親王は、本市に五山を開き、現在も地名として、南福寺、東福寺(「とっくじ」とも読む)、公正寺(「くしょじ」とも読む)が残っ

名称	位置(推定)	由来・持仏など		
北福寺	早栗観音堂	初代住職の尼の墓と伝わる墓碑がある。		
西福寺	洗切観音堂付近			
東福寺	古城 陣内阿蘇 神社傍	誕生釈迦仏 (明時代)、釈迦如来坐像 (清時代)、木造菩薩形立像 2 体 (南北朝時代) は、平町西念寺に伝わる。住職のものと思われる墓碑がある。 江戸時代には無人になっていた。		
公正寺	南福寺	『八代日記』の天文2年(1533)の記述に「水俣興聖寺住持」とあり、この時期まで 福寺 は存在したと考えられる。大雨により流失したと伝わる、阿弥陀如来立像は源光寺に ある。		
南福寺	南福寺 観音堂付近	木造地蔵菩薩坐像(室町時代中期から後期)、木造聖観音菩薩立像(室町時代末期)		

表 6 水俣五山の名称と位置(推定)

²⁵ 明和9年(1772)に森本一瑞が著した熊本の地誌。

²⁶ 平安時代末期から鎌倉時代初期の武将。平氏の九州支配・大宰府支配の中心。

²⁷ 北条家の直系が世襲する領。

ています。その後南朝方は、幕府から九州探題に任じられた今川了俊により次第に追い詰められ、征西府を置いていた大宰府から南下し、明徳2年(1391)肥後の最後の砦である八代城(古麓城)が落とされたことで降伏し、肥後の南北朝の内乱は終わりました。

11世紀から14世紀の本市は、史料が少なく、不明な点が多くありますが、近年、発掘調査事例の増加に従って、この時期の輸入陶磁器の出土例が増えています。

永正元年(1504)、菊池能運が死去すると、肥後の守護職をめぐる権力闘争が始まり、これが肥後での戦国時代の幕開けと言われています。肥後では、大友氏、阿蘇氏、名和氏、相良氏の勢力が乱立し、葦北郡は南北朝の内乱末期から相良氏が支配しました。相良氏は、15世紀末には八代を有し、人吉・球磨、葦北、八代、天草をも支配する戦国大名になります。相良氏は八代海を利用して国内、琉球、中国(明)まで貿易を行いました。

相良氏の葦北郡の支配の拠点は佐敷で、本市は、伊佐や出水と接する最前線のため、係争にさらされました。16世紀後半は、菱刈氏や出水氏の侵攻が頻発化及び長期化していました。

鎌倉時代以降、薩摩の守護として君臨してきた島津氏は、九州統一に乗り出し、天正6年(1578)に薩摩・大隅・日向を統一すると、北上を本格化して、久木野城や宝川内城、水俣城を攻撃してきました。天正9年(1581)には、水俣城が大軍で囲まれて開城し、相良氏は葦北・八代を失い、島津氏に降りました。島津氏は、八代を拠点にして肥後侵攻を進め、天正12年(1584)には肥前の龍造寺隆信を討ち、肥後を制圧しました。その2年後にはおおともようりが、大友宗麟を追い込み、九州平定にあと一歩と迫りました。

相良氏が領有した頃の本市の実態はわかっていませんが、島津氏が水俣城を攻めた際の 布陣が記された図によると、政治の中枢は城の南側の平地におかれ、町場は水俣川と湯出 川の河口に形成された中州である、現在の浜町に形成されていました。

また、この時代には往来が臨める要所に城が築かれました。水俣城、深川城、宝川内城、岩群城、久木野城、言い伝えにある松尾城の配置を見ると東西に並んで配置されていて、南からの動きを意識した防御ラインであることがわかります。

水俣城は前述のように南北朝時代からその存在が確認されますが、相良氏が 16 世紀半ば



図 16 城の配置図(国土地理院電子地形図を加工して作成)

以降に改修したと指摘されています。古城のシラス丘陵上に東西に広大な城域を持ち、東側はシラスの急崖を利用した外郭となっています。

なお、島津氏による本市の支配は短い期間でしたが、龍造寺攻めの際は袋湾から出航し、 その時士気を鼓舞するために踊られたのが、袋棒おどりと伝わっています。袋棒おどりは、 市指定の無形の民俗文化財です。また、このとき袋湾から出陣した川上左京の妻が、恋路 島で夫の帰りを待ち続け、積み上げた石が「妻恋岩」となったという伝説も生まれています。

(7) 安土桃山時代・江戸時代

水俣※は天正15年(1587)、豊臣秀吉の九州平定により、津奈木とともに豊臣の直轄地となりました。その管理は、水俣をよく知る相良氏重臣の深水宗方に任されました。水俣を肥後と薩摩の境の地として、厳重な管理をしようとしたものと考えられます。

なお、肥後のうち津奈木・水俣と球磨郡以外は、 佐々成政が配置されましたが、天正 16年(1588) の肥後国衆一揆後、宇土・益城・八代・天草は 小西行長、玉名・山鹿・飽田・託麻・菊池・合志・ 阿蘇と葦北郡の湯浦以北(旧久木野村含む)が 加藤清正領になりました。

水俣は天正 18年 (1590) に深水宗方が死去した後は相良家家臣が引き継ぎ、文禄 2年 (1593) には唐津領主である寺沢広高の代官領となりました。慶長 3年 (1598) には蔵入り地から離れ寺沢領となりましたが、慶長 4年 (1599) には、小西行長領になっていました。

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いでは、九州 も黒田・加藤らの東軍、島津・小西らの西軍に 分かれての戦場になり、加藤清正は島津を攻め ようと南下し水俣まで進軍しました。清正は小 津奈木村に対し、戦に当たり住民に迷惑をかけ ないことを約束し、代わりに住民の清正軍への 協力を取り付ける「禁制」を発しています。家 康の命により水俣の戦いは実現せず、九州にお



写真 11 豊臣秀吉朱印状



写真 12 加藤清正禁制



写真 13 水俣城の石垣

ける関ケ原の戦いは終結を迎えました。この時、水俣での戦いの記録は確認できませんが、 陣原には、江戸時代最後の惣庄屋である深水頼寛により、この戦いの霊を弔うための千人塚・ 佛石が建立されています。

その後、津奈木・水俣も含む肥後一国の領主となった加藤清正によって、水俣城は熊本

²⁸ 昭和31年(1956)の合併前まで本市は旧水俣市と旧久木野村に分かれていた。そのため、「水俣」は旧水俣市、「久木野」は旧久木野村の範囲を示すものとして使用する。

城の支城として改修されました。改修は、中世までの水俣城の一部で行われ、城の全方位及び中心部まで石垣で装甲した堅固な城になりました。石垣の石材は、城の北向いにある山中から切り出すことが可能という好条件を反映してか、同じ郡内の佐敷城のものよりも大きくなっています。

また石垣の改修を含む城の改修時期は、出土 した瓦銘から「慶長十二年」(1607)頃と推定 されます。水俣城は、清正の死の翌年、慶長17



写真 14 水俣城の北向いの山中にある石

年(1612)に、幕命により宇土城・愛藤寺城(矢部城)と共に破却されました。

加藤氏が改易になり寛永9年(1632)に肥後に入国した細川氏により、地方の行政単位として手永制度が作られました。

本市には水俣手永と、久木野手永が置かれました。久木野村はもともと湯浦郷に含まれる村でしたが、湯浦手永には属せず、久木野手永が置かれました。また、久木野手永は肥後藩でも最小規模の1村でなる手永です。これは戦国時代の紛争を通じ、久木野が湯浦の枠組みを離れた地域になっていたことや、警備上重要であったためと考えられます。

1)警備体制

細川氏は、手永の行政を担う「惣庄屋」、仕える家を持たない武士や農民から選抜した「地待」、武器を所持する農民「郡筒」「礼筒」などに鉄砲を所持させることで、地方の軍事体制を固めました。また、細川氏は入国して早々に津奈木・水俣・久木野の農民で鉄砲を所持する者の把握を行い、地域の警備に従事させていることから、当地は熊本南部の防衛の重要な役割を担う土地であったと考えられます。



写真 15 判鑑

藩の中でも、葦北郡は配備された鉄砲の数が 多く、寛永 12 年(1635)で 461 丁(うち水俣 116 丁、久木野 19 丁)とされており、同 じく国境にある阿蘇郡と並びます。なお寛永 15 年(1638)の天草・島原の乱には、葦北

正保元年(1644)に葦北郡佐敷村(現在の芦北町の佐敷)に佐敷番所が置かれると、郡内の番所を統括する体制が整い、陸運や水運の要所に、警備を行うための番所の設置が進みました。慶安4年(1651)には、船や水夫も置かれ、陸海両面の強固な軍事体制が整い

ました。本市でも各所に番所が置かれました。

から人員や船も動員されています。

その後人々の往来や物資の流通の隆盛により、番所は領内に入る人や物資、入港船の対応なども統制する役割を持つようになりました。袋にあった番所で使用した、通過する熊本藩の人々の通行手形のチェックを行うのに必要な藩内の惣庄屋などの署名・花押・印を記した紙をまとめた史料と、物資の出入りを記録した文書が残っています。

資料編

2)街道

江戸時代には、薩摩街道・大口街道・大隅街道が通じ、海路は水俣沖から薩摩へ延びていました。薩摩街道は熊本城城下から松橋・八代・佐敷・水俣から薩摩へ向かう道で、島津氏の参勤交代道です。陳町(現在の陣内)が宿場町となりました。薩摩街道は、水俣城があったシラス丘陵の東側を北から南へ通過し、川に沿って東から西へと陳町へ進んだのち、再び水俣川と湯出川の間をさかのぼる形で東に向かい、湯出川を徒歩で渡っていました(図18 参照)。この2河川の間を通らせるルートについては、防御上の目的があったと指摘されています。

大口街道は、薩摩街道と分岐して東に向かう道で、大隅街道は芦北町から久木野を通過 して伊佐市に向かう道です。

本市を往来した人物の紀行文には、街道や周辺の様子が書かれたものがあります。文政元年(1818)年に水俣を訪れた頼山陽は、出水市の野間の関で阻まれたことや、亀坂峠(亀嶺峠)から望める美しい眺望を詩にしています。

また、薩摩藩は浄土真宗の禁制をしいたため、源光寺や西念寺には出水市の米ノ津や長島・阿久根から、また、当時石坂川にあった西方寺には伊佐・山野方面から関所の目をかいくぐって「抜け参り」にくる信者がいたといいます。源光寺には、当時の信者を受け入れた「薩摩部屋」が残されています。



図 17 江戸時代の街道の配置(国土地理院電子地形図を加工して作成)

3) 産物

葦北郡は平地が少ないことから米の生産量が少なく、水俣手永では塩、唐芋、大麦、粟、綿花、煙草、小麦、薪、ハゼの実などが作られていました。

塩は、元禄7年(1694)、熊本藩が整備した馬刀潟など、海岸部や河口の干拓地で作られ、藩に納められていました。塩づくりは明治43年(1910)に廃止されるまで続きました。塩浜町や塩釜神社などがその名残で、古賀町、野口町や白浜町に塩田があり熊本藩でも有

数の産地でした。

ハゼの実は、熊本藩がハゼの栽培を行わせたもので、小田代、侍、月浦、牧ノ内などに 植栽されました。細川家の史料には、畑や道沿いにハゼが植えられている侍地区の絵図が ありますが、現在も、日本有数の産地です。

また山林が多い葦北郡は、林業が盛んで、材木や薪が生産されました。久木野では、武具の柄に使われる木材、袋の茂道山では、城郭に使われる程の良質な木材(マツ)を産出していました。

4) 徳富家

浜町にある徳富蘇峰・蘆花生家の主屋は、徳富家5代久貞(太多七)が寛政2年(1790)に建てたものです。徳富家は島原の乱の功で寛永16年(1639)に水俣に知行を与えられ、天明4年(1784)、久貞が津奈木手永の惣庄屋に取り立てられて以降、茂十郎、太善次と、断続的ながらも長期にわたって惣庄屋を務めました。久貞は徳富家を3つに分家し、そのうち浜居蔵と呼ばれた家系から徳富一敬、蘇峰・蘆花兄弟が出ました。

5) 河道の変遷

水俣川と湯出川は現在は合流していますが、合流することなく河口まで流れたり、合流して再び二筋に分かれて河口まで流れたり、変遷があったようです。

江戸時代の絵図には、水俣川と湯出川が合流しないように構築した背割り堤のような構造物も描かれており、人工的に流れを制御しようとしたこともあったようです。

前述したように、16世紀末には、中州の現在の浜町に「在町」※があり、浜町の北を流れる川は洗切川、南側を流れる川を古賀川と呼びました。

記録でたどれる範囲では、江戸時代中期以降、氾濫やそれによる橋の架け替えなどがたびたび発生していたようです。現在の浜町にあった永代橋は、明治時代に描かれた絵図では、木造の太鼓橋でしたが、その後架け替えが行われ、昭和初期の河川改修直前の姿では、平橋になっています。

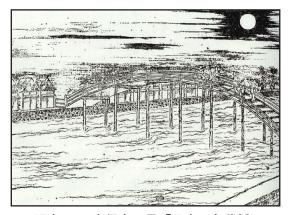


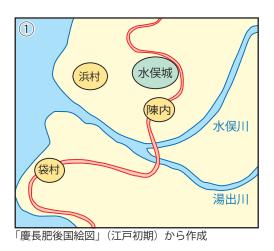
写真 16 水俣十二景「月夜の永代橋」



写真 17 永代橋

²⁹ 制限付きで商売が許された集落のこと。熊本藩の官職制度の解説書「官職制度考」に挙げられた在町に「葦北郡 濱村町」とある。

第9

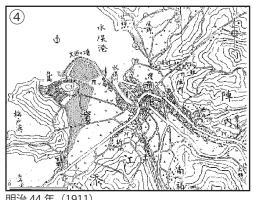




「鳥居家文書」(江戸中期)から作成



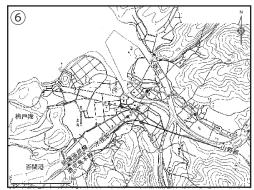
「芦北郡水俣手永絵図」『肥後国誌補遺』(江戸後期) から作成



明治 44 年 (1911)



明治 44 年(1911)の河道と海岸線 (国土地理院電子地形図を加工して作成)



昭和 10 年

■ 河川・海 街道 街道 青字は加筆したもの。

- ①水俣川と湯出川は合流している。合流した後の流れは1本しか描かれていない(小さい川は 描かれていないためか)。街道は、水俣城の東側を通り、川が合流する手前でそれぞれの川を 渡っている。
- ②水俣川と湯出川はかなり接近しているが、合流していない。街道は、陳町(現在の陣内)を 通過して水俣川を渡り、水俣川と湯出川の間を東側に向かう。文化 13年(1816)に熊本藩 士池辺長十郎らの測量隊による薩摩往還測量の「分度記」(永青文庫蔵)から復元したルートも、 このとおりになっている。
- ③水俣川と湯出川の間が決壊したのか、街道は2か所で川を渡ったのち、さらに湯出川を渡っ ており、渡河点が3か所に増えている。
- ④水俣川と湯出川が合流したのち、再び分かれて流れている。
- ⑤明治 44 年 (1911) の河道(④) と現在の地図を合成したもの。
- ⑥河川改修が行われ、水俣川と湯出川は合流してそのまま海に流れている。

図 18 河道と街道の変遷

(8) 明治時代以降

明治4年(1871)、廃藩置県が実施され、現在の熊本県内には、熊本県と人吉県が出来ました。人吉県は、同年11月に新たに設けられた八代県に編入され、熊本県は玉名、山鹿、山本、阿蘇、菊池、合志、飽田、託麻、上益城の9郡、八代県は宇土、下益城、八代、葦北、球磨、天草の6郡から成りました。明治5年(1872)、熊本県は域内の中央を貫流する白川の名をとって白川県と改称し、翌年には八代県が併合されました。明治9年(1876)には、白川県から熊本県に改称しました。

明治10年(1877)、本市は西南戦争の戦地になり、山間地を中心に激戦が展開しました。明治22年(1889)、町村制の施行により、江戸時代の手永の範囲を踏襲して水俣村・久木野村が誕生しました。水俣村の初代村長には水俣手永の最後の惣庄屋兼代官を務めていた深水頼寛が就任しました。

明治24年(1891)には出水市に至る国道、伊佐市に至る県道が開通しました。明治30年代中頃からは、大口金山・牛尾金山が操業するための動力の燃料として、石炭の陸揚げが盛んに行われました。石炭は古賀川の港から県道を馬車で運び、途中経路の越小場には、輸送に従事する人向けの宿屋や茶屋などがあり、非常に賑わったと言われています。金山からの帰りには、内陸部で産する木材や木炭を積んで帰りました。この石炭輸送は、明治40年(1907)、金山に電力を供給するための曾木発電所が、伊佐市に建設されるまで続きました。

この頃まだ水俣川と湯出川の下流は、現在の水俣橋付近で洗切川と古賀川となり別々に海まで流れ、河口は上流から運ばれた堆積物で川床が高くなっていました。明治21年(1888)には古賀川河口に出水市の米ノ津と、宇城市の三角港を結ぶ木造の汽船の発着が現在の水俣郵便局付近で行われるようになりましたが、次第に着岸は難しくなり、汽船の発着場は、古賀川の下流側に移り、その後もさらに丸島港、梅戸港へと移りました。

明治38年(1905)に塩が専売制となり、明治42年(1909)に塩専売所水俣出張所が廃止されると、江戸時代から250年続き、当時年間数万俵を産していた製塩業は廃止となり、塩田は工場用地や畑地、宅地などに転用されていきました。明治41年(1908)、古賀川河口に、日本窒素肥料株式会社(以下「日窒」という。)のカーバイト工場、翌年には石灰窒素工場が立地しました。これにより本市に初の工場労働者が生まれ、工場の相次ぐ拡張は、人々の生活に大きな影響を与えていきました。

水俣村は村制施行から 24 年後の大正元年(1912)に町になりました。大正時代から昭和初期にかけては昭和5・6年(1930・31)など不況の時期もありましたが、河川改修などの大規模な工事が相次ぎました。昭和7年(1932)から昭和9年(1934)にかけて、熊本県により延べ9万人が動員されて河川改修が行われ、X字状に流れていた水俣川と湯出川は、現在のY字状の流れとなりました。昭和10年(1935)には昭和4年(1929)に計画され昭和7年(1932)から着工していた百間港の整備が完了し、大正6年(1917)に日窒水俣工場が整備した梅戸港とともに、改修された河口に代わる物資輸送の玄関口となりました。また、町では昭和8年(1933)には湯の児山上道路、温泉街の整備や、上水道施設整備などに着手しました。

鉄道は、大正 15 年 (1926) に開通した鉄道省肥薩海岸線の水俣・米ノ津間に加え、昭和 9年 (1934) に国鉄山野線の水俣・久木野間が開通して、本市内が東西南北に通じました。第二次世界大戦時、多くの人は袋海軍施設部及び警防団に動員され、日窒水俣工場では

資料編

徴用工、勤労報国隊、女子挺身隊など多くの人が作業に従事していました。小学校では、沖縄方面からの児童の疎開の受け入れを行いました。本市での空襲は、日窒水俣工場が軍の指定工場であったため県内でも回数が多く、終戦まで13回ありました。工場のほか商店街や民家なども被害を受け、死亡者は69名に上りました。住宅は戦災で184戸、強制疎開で956戸、計1,140戸が失われました。被災によって町の税収は7・8割減少し、厳しい情勢に陥りました。このようななか、引揚者や移住者による開拓団が新天地を求め、昭和22年(1947)以来、石神、石飛、袋・岡山、中尾山、野川の5か所に入植し、昭和24年(1949)には76haが開墾されました。昭和24年(1949)に水俣町は県内で5番目に市制を施行しました。しかし終戦以来転

昭和24年(1949)に水俣町は県内で5番目に市制を施行しました。しかし終戦以米転落の一途をたどってきた国家財政の衰退とインフレ経済の混迷は深刻化し、戦後の不況は収まらず市でも中小企業の倒産が相次ぎました。日窒も昭和25年(1950)1月、企業再建整備法に基づき解散、その後水俣工場を中心にした稼働資産の一切を引き継いだ会社として、新日本窒素株式会社(以下「新日窒」という。)となりました。外地や戦災からの引揚者により昭和24年(1949)末時点で全市8,584世帯に対して2,364戸の住宅が不足し住宅難に陥っており、市営住宅の新設が必要なほか、新制中学の建設など、課題は山積していました。加えて昭和25年(1950)9月にはキジヤ台風に伴う豪雨により甚大な被害があり大きな打撃を受けました。

このような苦境にありましたが、積極的に市債を導入して、近代都市の建設を着々と進め、 昭和26(1951)年度から4か年計画の都市計画事業へ着手しました。同8月には建設省(当時)から「モデル港湾都市」に指定され、海上交通の基地として位置づけられました。

昭和 28 年(1953)に示された都市建設の計画案では、20 年後の市街地人口を5万人とみて(昭和 28 年 <1953> 当時の人口 27,000 人)立案、市街地区を2 倍に拡張する計画で、業種別区画を工業地帯 5.8%、準工業地帯 6.2%、工業専用地帯(新日窒水俣工場)7%などとするもので、ここに工業都市及び港湾都市水俣の整備方針が出来上がりました。また、昭和 25 年(1950)には本市の山・海・川と温泉に恵まれた自然を活かした「全市公園化構想」に基づく取組も始まりました。

昭和30年(1955)、各種公共工事の実施、人口の増加などが相まって、市の財政の赤字は解消されました。昭和31年(1956)には水俣港(百間、梅戸両港を併せた呼称)が待望の貿易港に指定され、本市は世界の港につながる県南地区の海の玄関になりました。百間港は、昭和24年(1949)から5か年計画でしゅんせつ工事が実施され、施設も充実していました。日窒の専用港であり、戦時中魚雷でふ頭が大破した梅戸港は、昭和30年(1955)に修復され、取扱い貨物が急増していました。

昭和31年(1956)5月1日、新日窒水俣工場附属病院長から水俣保健所に「原因不明の脳症状を呈する患者4人が入院した」と報告され、この日が水俣病の公式確認日となりました。同年9月、久木野村と合併し、現在の水俣市が誕生しました。久木野村の人口は3,258人で、市の人口は50,461人となりました。

この年の貿易港指定により、水俣港の入港船舶、外航船は急増し、丸島、湯堂、茂道の各港の入港も増加しました。水俣港は、昭和35年(1960)には、重要港湾に指定され、海上交通の充実が図られるとともに、陸上交通網も整備が進められていきました。

また山間地であり山林資源豊富な久木野村と合併したことで農業行政の重要性が増し、農林業基盤の整備にも注力していきました。昭和28年(1953)に指導所が設けられた柑

橘栽培は、微増の状態にありましたが昭和30年代後半から急増しました。石飛の茶園の造成に始まり鬼岳地区、桜野上場に広がった製茶は、昭和34年(1959)に県の「茶特産地」の指定を受け、県下有数の茶生産地として定着していきました。

県による水俣港の修築は、新たな公害の発生を懸念する声から昭和36年(1961)から中断していましたが、昭和40年(1965)に再開しました。市はこれに併せ海岸部の造成や埋め立てによる企業誘致に着手し、三年が浦、袋湾の一部が埋め立てられ企業が進出しました。

昭和45年(1970)、市では昭和60年(1985)の人口を6万人と見据え、「工業観光都市」を目指して企業誘致と諸企業の発展、水俣港の再開発、海と山の両温泉の整備及び海洋開発、農林水産の基盤整備、天草と本市を結ぶ大型フェリー就航に伴う九州新幹線新水俣駅の誘致を目指すことを掲げた「水俣市振興計画」を策定しました。

昭和40年代、高度経済成長期の最盛期を迎えたこともあり水俣港の貿易額は飛躍的な伸びを見せました。しかし、湾内に堆積した水銀を含む汚泥が課題となり、昭和50年(1975)に水俣湾等堆積汚泥処理計画、水俣湾等堆積汚泥処理に伴う監視基本計画が策定されました。これ以降は、港の利便性と機能強化ではなく、環境を浄化し、美しく豊かな水俣湾を復元する事業が行われました。

平成に入り、市でも環境を汚染してはならないこと、命や人権の大切さを教訓として学び、教訓を生かしたまちづくりへの取組が本格化しました。平成4年(1992)、「環境モデル都市づくり宣言」を行って以降、全国でもいち早くごみの分別・減量の実施や、家庭版・学校版 ISO 制度などの本市オリジナルの制度により、市民協同による地球温暖化防止活動や環境保全活動を実施してきました。

平成5年(1993) 1月、水俣病問題の歴史と教訓に関する情報を発信することを目的として水俣市立水俣病資料館を設置しました。水俣病の歴史上重要な基礎資料を収集・保管・展示するとともに、水俣病患者から直接その体験などを聴くことができる「語り部制度」があり、県内外から多くの学校が来館し、公害学習・環境学習の場として活用されています。

平成13年(2001)には国のエコタウンの承認を受け、リサイクル関連の企業などが立地しました。平成20年(2008)には、国の環境モデル都市の一つに認定されました。

平成28年(2016)には、水俣環境アカデミアを設置し、大学、研究機関などの誘致による交流人口の増加、地域課題の解決などを目指し事業を行っています。また、それらの活動の成果、水俣地域の知識・知恵などを発信し、水俣及び世界での持続可能な発展に資する人材の育成を目指すとともに、産学官民の連携を促進し地域に還元することで、地域経済の振興への貢献を図っています。

水俣病被害者の救済は、平成7年(1995)12月に水俣病問題の解決を図るための最終解決案が閣議了解され、その解決案の実施により、紛争状態はほぼ終結したとされました。しかし、平成16年(2004)10月15日の水俣病関西訴訟の最高裁判決で、「県漁業調整規則に基づいて被害拡大を防ぐ義務が生じたのにそれを怠った」として、水俣病問題の発生と拡大を防止できなかった国・県の責任が認められました。この関西訴訟の最高裁判決以降、熊本・鹿児島両県に対する「公害健康被害の補償に関する法律」に基づく水俣病認定申請者が増加し、さらにチッソや国・熊本県に対する損害賠償請求訴訟も提起されるなど救済を求める人が増えたことを受けて、平成21年(2009)に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立しました。

平成22年(2010)4月16日に「救済措置の方針」が閣議決定され、同5月1日から平成24(2012)年7月31日まで水俣病被害者救済申請が受け付けられました。県では、平成26年(2014)8月にすべての判定が終了し、3万7千人を超える人が対象となりましたが、これ以降も、国家賠償請求訴訟や、水俣病認定などをめぐる行政訴訟が係争中で、水俣病問題の全面解決には至っていません。

(9) 自然災害史

1) 本市で発生した自然災害

本市で発生した自然災害は、記録で把握できる限りで最も多いのが、豪雨による水害、次いで台風による風水害となります。規模の大小はありますが、それら発生の頻度は高いと言えます。被害は崖崩れ、河川氾濫、道路決壊、建物損壊、堤防決壊、床上・床下浸水、田畑の冠水などです。他の自然災害としては、地震があります。

市街地では、水俣川と湯出川が近接して流れていることで豪雨時の氾濫が頻発していたことから、昭和7年(1932)から河川改修が行われています。

被害内容 天平 16 744 雷雨と地震により、天草郡、八代郡、葦北郡 田地 290 町、流出家屋 470 棟、死 者 1,520 名。 明和 3 1766 水俣川洪水発生。一丈三尺(約3.9m)に達する。 寛政 12 1800 8月28日大洪水起こる。 天保 13 1842 芦北方面に強震あり。 大風により葦北郡で家屋倒損壊 10,116 軒、水俣手永で 1 人圧死。 嘉永3 1850 洪水により家屋、田畑の被害甚大。 慶応4 1868 明治2 1869 洪水による被害甚大。 7月5~6日の大洪水により、陳内、浜地区で床上浸水数尺に達し、家財流失多数。 明治 33 1900 永代橋も流出する。 明治 34 1901 8月10日の暴風雨により被害甚大。橋梁の流失など多数。 大正3 1914 8月25日高潮のため堤防決壊し、被害甚大。 6月14日豪雨、水俣川が氾濫し、家屋104戸に浸水、田畑12町歩冠水する。 大正8 1919 1923 3回にわたる大洪水で水俣橋が大破、全長甚大な被害を受ける。 大正 12 大正 13 1924 10月8日に台風襲来。船舶の流失、家屋浸水多数。死者1名。 昭和5 1930 7月、風水害被害。水俣・津奈木間の路線が決壊する。 台風、降水量 126.3mmに達する。 台風により水俣川が増水、水位 4.85 mに達し、満潮と重なり堤防が決壊。浸水家 昭和7 1932 屋 560 戸。田畑数百町歩冠水。

表 7 昭和 7年(1932)までの自然災害

本市で把握されている被害が甚大な自然災害は、昭和34年(1959)7月の豪雨で、湯出招川内では住宅が流出し、6名が亡くなりました。他に災害救助法が適用されたものでは、昭和40年(1965)8月の台風による災害、昭和46年(1971)7月の豪雨による災害があります。最も被害が甚大な自然災害は、平成15年(2003)7月の九州豪雨(熊本県南集中豪雨)で、市内各所に被害をもたらしたほか、宝川内集地区及び深川新屋敷地区で発生した土石流によって、19名が死亡、7名が負傷しました。

2) 平成 15年 (2003) 豪雨災害の記録

○宝川内集地区

宝川内集地区は、市の東部に位置し、宝川内川沿いにあります。土石流が発生した山は、標高 586 m、山頂付近はなだらかで、標高 300 ~ 400 m付近は勾配 30 度以上の急勾配となり、その下部は勾配 20~30 度程度の比較的なだらかな斜面となっています。

集落は、宝川内川に合流する集川の扇状地にあり、 24世帯85名が生活していました。今回の災害では、標高430m付近を頭部にする斜面崩落が渓流右岸側の脇に発生し、渓流を沿うように土砂(推定約10万㎡)などが流下して、集落を襲いました。死者15名、重傷者3名、軽傷者3名の人的被害が発生しました。

■崩壊の発生メカニズム

地表から浸透した水が、基盤層の凝灰角礫岩層 で止められ、その地下水圧が上部の風化安山岩を崩壊させ、最初の表面崩壊を起こし、安山岩の巨礫を



写真 18 宝川内集地区土砂災害遠景

含む崩壊土石が渓床に堆積しました。それらが上流側から供給された大量の河川水と共に、 急勾配の渓床を一挙に流下し、以前から渓床に厚く堆積していた崖錐堆積物を巻き込んで 大規模な土石流となったと考えられています※。

○深川新屋敷地区

深川新屋敷地区は、市の南部に位置し、湯出川沿いにあります。土砂崩れが発生した山は、標高約300 m、約20~40度の勾配の山になっています。急斜面に張り付くように住宅が並んで集落を形成し、湯出川沿いは水田となっています。地質は、難透水層の凝灰角礫岩の上を、数mの薄い崖錐堆積物が覆っています。今回の災害では、標高約230m付近の急勾配となった範囲で、表土の崩落が発生し、土砂などが直線状に流下して、集落を襲いました。死者4名、重傷者1名の人的被害が発生しました。

■崩壊の発生メカニズム

湯出川右岸側斜面の標高約230m付近の堅固で急 **写真19** 勾配を示す凝灰角礫岩部分において、薄い表土の崩落が発生し、雨水が浸透したことによる典型的な表層崩壊です。



写真 19 深川新屋敷地区土砂災害遠景

^{30 2006} 年 8 月 第 3 回土砂災害に関するシンポジウム論文集 「2003 年 7 月水俣宝川内土石流災害―地質的背景・発生機構・今後の予測―」北園芳人 長谷義隆 工藤伸 坂本省吾 福田泰英 岩内明子

資料編

3) 防災対策

近年は、高温、大雨などによる異常気象により、平成29年(2017)7月の九州北部豪雨、平成30年(2018)7月の西日本豪雨、令和元年(2019)8月の九州北部豪雨、令和2年(2020)7月豪雨、令和3年(2021)8月の大雨など、過去に経験したことのない規模の災害が毎年のように発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。本市でも被害がありますが、幸いにも、平成15年(2003)以降は、死者を伴う人的被害は起きていません。

これらの災害から市民の命と財産を守るために、市は様々な対策を講じています。本市の約75%を占めている森林地域は、各河川の上流に位置することで、水源林あるいは災害防備林としての機能を発揮しており、本市の防災上極めて重要な位置を占めています。そのため、住民の安全、国土保全に資するための防災対策として、災害の復旧や予防を図るため、谷止工や山腹工、土留工などの治山事業を計画的に実施しています。

本市には水俣川、湯出川のほか8河川の主要河川及び各支流河川があります。これらの河川堤防はおおむね改修されていますが、これまでの豪雨などによる損壊箇所や未改修箇所、土砂堆積箇所などがあります。そのため、防災対策として緊急度の高い箇所から改修を進めています。

台風の影響による高潮、強度の地震などによる津波は、海岸、港湾などの公共施設、その他付近の住家、道路、橋梁、鉄道などに甚大な被害を与える場合があり、海岸を有する本市としては、住民に対する情報提供を的確に行うため、関係各機関との連携を密にするとともに、予防対策を講じることとしています。

1 指定等文化財の概要

本市にある文化財のうち、高い価値が認められる文化財は、国・県・市によって指定若 しくは登録されています。その件数は、令和6年(2024)4月現在で、34件です。

第2章 水俣市の文化財の概要

指定等の主体別で見ると、国の指定を受けた文化財はなく、国の登録を受けた有形文化財1件があります。県の指定を受けたものは3件、市の指定を受けたものは30件あります。類型別では、有形文化財16件、記念物10件、民俗文化財8件です。文化財の保存技術の選定はありません。

表8 水俣市の指定文化財一覧(令和6年4月1日現在)

衣の 小侯中の祖佐文に対一見(节相のキャガ・ロ坑江)							
	類型		国		県	市	合計
			指定・選定	登録	指定	指定	
有形文化財	建造物		0	1	0	1	2
	美術工芸品	絵画	0	0	0	1	1
		彫刻	0	0	0	7	7
		工芸品	0	0	0	1	1
		書跡・典籍	0	0	0	5	5
		古文書	0	0	0	0	0
		考古資料	0	0	0	0	0
		歴史資料	0	0	0	0	0
無形文化財			0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文	化財	0	0	0	0	0
	無形の民俗文	 【化財	0	0	0	8	8
記念物	遺跡		0	0	2	3	5
	名勝地		0	0	0	0	0
動物・植物		地質鉱物	0	0	1	4	5
文化的景観			0	0	-	-	0
伝統的建造物群			0	0	-	-	0
	合 計		0	1	3	30	34

表 9 指定・登錄文化財一覧(市・県・国)(令和6年4月1日現在)

市指定文化財(30件)

指定番号	指定区分	名称	指定年月日	所在地
第1号	史跡	水俣城址	昭和 40 年 6 月 10 日	古城
第2号	史跡	南福寺貝塚	昭和 47 年 10 月 24 日	南福寺
第3号	史跡	石飛遺跡	昭和 47 年 10 月 24 日	石坂川
第5号	有形文化財	薩摩部屋	昭和 47 年 10 月 24 日	浜町源光寺
第6号	有形文化財	西念寺寺号許可書	昭和 47 年 10 月 24 日	平町西念寺
第7号	有形文化財	後奈良院宸筆百人一首	昭和 47 年 10 月 24 日	浜町源光寺
第8号	有形文化財	親鶯聖人直筆	昭和 47 年 10 月 24 日	浜町源光寺
第9号	有形文化財	加藤清正公木像	昭和 47 年 10 月 24 日	陣内加藤神社
第10号	有形文化財	加藤清正公霊牌	昭和 47 年 10 月 24 日	陣内加藤神社
第11号	有形文化財	豊太閤紋入鏡	昭和 47 年 10 月 24 日	陣内加藤神社
第12号	無形の民俗文化財	久木野棒おどり	昭和 47 年 10 月 24 日	久木野寒川地区
第13号	無形の民俗文化財	久木野俵おどり	昭和 47 年 10 月 24 日	久木野
第14号	無形の民俗文化財	湯出棒おどり	昭和 47 年 10 月 24 日	湯出
第15号	無形の民俗文化財	頭石臼太鼓おどり	昭和 47 年 10 月 24 日	湯出頭石地区
第16号	無形の民俗文化財	袋棒おどり	昭和 47 年 10 月 24 日	袋
第17号	天然記念物	無田湿原(保護地区)	昭和 48 年 6 月 24 日	越小場無田
第18号	無形の民俗文化財	宝川内臼太鼓踊り	昭和 53 年 2 月 25 日	宝川内
第19号	有形文化財	仏涅槃図	昭和 56 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 20 号	有形文化財	誕生釈迦仏	昭和 56 年 6 月 23 日	平町西念寺
第21号	有形文化財	釈迦如来坐像	昭和 56 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 22 号	有形文化財	西念寺開山当時の古文書	昭和 56 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 23 号	天然記念物	キイセンニンソウ	昭和 57 年 2 月 23 日	袋
第 24 号	有形文化財	木造菩薩形立像	昭和 60 年 1 月 25 日	平町西念寺
第 25 号	有形文化財	木造菩薩形立像	昭和 60 年 1 月 25 日	平町西念寺
第 26 号	有形文化財	木造十一面觀音菩薩立像	昭和 60 年 1 月 25 日	中小場觀音堂
第 27 号	有形文化財	木造聖觀音菩薩立像	昭和 60 年 1 月 25 日	中小場観音堂
第 28 号	無形の民俗文化財	招川内古代虚無僧踊り	平成6年3月25日	招川内
第 29 号	無形の民俗文化財	宝川内志賀段七踊り	平成6年3月25日	宝川内
第 30 号	天然記念物	茂川のヤマナシ	平成 20 年 4 月 18 日	茂川
第31号	天然記念物	荒神神社のムクノキ	平成 29 年 3 月 24 日	大園荒神神社
· 県指定文化	·財 (3 件)			

_	史跡	陣内官軍墓地	昭和 52 年 10 月 11 日	古城
_	史跡	徳富蘇峰 · 蘆花生家	平成9年10月20日	浜町
_	天然記念物	薄原神社のナギ	昭和53年2月2日	薄原

国登録文化財(1件)

43-0005	建造物	水俣市立蘇峰記念館	平成9年11月5日	陣内

(1) 有形文化財

1) 建造物

建造物は、徳富蘇峰の寄付を基に、昭和4年(1929)に当時の水俣町の図書館「淇水文庫」として開館し、その後蘇峰の業績を紹介する施設となった「水俣市立蘇峰記念館」が、初期のコンクリート建築の好例として、国の登録有形文化財となっています。天井部分など随所に装飾が施された美しい内観です。

また、源光寺には「薩摩部屋」があり、市の 指定となっています。江戸時代、浄土真宗が禁



写真 20 薩摩部屋

制であった薩摩の出水・大口(現伊佐市)方面の浄土真宗の信者たちが、役人の目を逃れ、本市の寺を訪れていました。源光寺は、本堂仏壇裏に地下式の秘密部屋いわゆる薩摩部屋を設け、これらの隠れ信者たちを受け入れていました。

2) 美術工芸品

美術工芸品は、主に室町時代からの仏教美術に関わる彫刻、絵画があります。これらのうち、西念寺の「誕生釈迦仏」(明時代)、「釈迦如来坐像」(清時代)、「木造菩薩形立像」(2体・南北朝時代)は、南北朝時代に懐良親王が建立した東福寺から預けられたものと伝わっています。東福寺は、古城の陳内阿蘇神社の近隣にあったと伝わりますが、文化 13年(1816)の熊本藩士池辺長十郎らの測量隊による薩摩往還測量の「分度記」(永青文庫蔵)によると、この頃既に無人となっています。中小場観音堂(古里)には、室町時代後期の「木造・聖かんの仏様 まっりゅうぞう 観音菩薩立像」と、顔面のみ鎌倉時代の「木造十一面観音菩薩立像」があります。

「加藤清正公木像」「加藤清正公霊牌」「豊太閤紋入り鏡」は、加藤神社(陣内)にあります。 御神体となっている木像と鏡は、比較的新しい時代のものと言われています。加藤神社は 水俣城代中村将監が、加藤清正を祀るため、慶長 16 年(1611)に水俣城内に建立した霊 廟と寺が、後に神社になったものです。

絵画は西念寺の「仏涅槃図」があり、縦 191.6cm、横 144.8cmのもので、熊本藩絵師矢野派である緒方安清、吉田吉久の作です。

書跡は、源光寺の「親鸞聖人直筆名号」、西念寺の「西念寺寺号許可書」、同寺号許可書に付随した「西念寺開山当時の古文書」があります。「後奈良院宸筆百人一首」は、西本願寺から源光寺に贈られたものと伝わっています。「加藤清正公霊牌」は水俣城代中村将監の直筆と言われています。

(2) 民俗文化財

・無形の民俗文化財

「袋棒おどり」は、本市が島津氏の領有下にあった時代、島津氏が肥前の龍造寺攻めのため袋湾から出航する際に、その士気を鼓舞するために踊られたのが始まりと言われています。短い島



写真 21 袋棒おどり

津氏の領有時代をしのぶ数少ないエピソードでもあります。この踊りは本市に伝わる棒踊りを代表するものとして、「水俣棒踊り」とも呼ばれています。湯出方面では、「湯出棒おどり」「招川内古代虚無僧踊り」「頭石臼太鼓おどり」が市の無形の民俗文化財に指定されています。ほかに「久木野棒おどり」「久木野俵おどり」「宝川内臼太鼓踊り」「宝川内志賀段七踊り」が市の無形の民俗文化財に指定されています。

(3) 記念物

1) 遺跡

西南戦争の官軍の戦死者の墓地である「陣内官軍墓地」が、県の史跡に指定されています。西南戦争では、本市でも山間地を中心に激しい戦いが繰り広げられました。官軍墓地は、明治27年(1894)に整備された、伊佐・山野方面での官軍の戦死者の墓です。墓碑には、被葬者の氏名のほか、所属、出身地、亡くなった場所と日付が刻まれており、史料的価値も評価されています。

「徳富蘇峰・蘆花生家」は、敷地内に土蔵造の5棟の建造物があり、県の史跡に指定されています。3棟が徳富家時代のもの、2棟は徳富家が水俣を離れた後に土地と建物を所有した西村家時代のものです。平成2年(1990)から3年を費やし、これらの建物の復元整備を行い、一般に公開しています。生家主屋は建築年代のわかる町家としては、県内で最古という学術的に価値が高いものです。5代目久貞(太多七)が寛政2年(1790)に建築、木造一部二階建、寄棟造、桟瓦葺で通り庭があり、典型的な町家です。生家蔵は7代美信(太善次)が文化8年(1811)に建築したもので、木造二階建、切妻造、桟瓦葺です。はなれは各部の仕様から江戸時代のものと考えられます。衣屋主屋は、明治中頃の建築で、木造二階建、入母屋造、桟瓦葺です。衣屋蔵は、明治29年(1896)の建築で、木造二階建、切妻造、桟瓦葺です。

市の指定史跡には、「石飛遺跡」「南福寺貝塚」「水俣城址」があります。石飛遺跡は、市街地から東南 12km、標高 500 m、鹿児島県との県境にあります。昭和 30 年代に本市の郷土史家斎藤俊三が発見し、昭和 43 年(1968)、発掘調査が行われました。旧石器時代の石器が、時代を経て変化していくことがわかる状態で出土し、同時期に調査が行われた鹿児島県出水市の上場遺跡とともに、九州の旧石器時代研究の先駆的な事例として、考古学界でも知られています。

南福寺貝塚は、縄文時代中期から後期にかけての貝塚です。当時の海岸線が内陸部まで入り込んでいたことがわかります。ここで出土した土器から、縄文時代後期の南福寺式土器が設定されました。

水俣城址は、中世から近世にわたる城跡です。東西に長い城域を持ち、西端が市の史跡に指定されています。現在は城山公園として親しまれています。近年の確認調査で、石垣が城の中心部まで配置され、かつ複雑な塁線を形成した防御性の高い城であったことが判明しています。

2) 動物・植物・地質鉱物

「薄原神社のナギ」が県の天然記念物に指定されています。県下最大のナギの巨木として貴重で、全国的に見ても屈指のものです。このほか巨樹として、「茂川のヤマナシ」「荒神神社のムクノキ」が市の天然記念物に指定されています。茂川のヤマナシは幹周り

2.5m、高さ 16m ある県内でも一、二を争う大木です。和ナシの野生種で、4月に白い花を咲かせ、夏から秋にかけて実がなります。荒神神社のムクノキは、幹周り 4.3m、高さ 19 mで大園町の荒神神社の御神木です。ムクノキの枝にはそれぞれ地獄・極楽などの名前が付けられており、地域の人々に親しまれています。

越小場無田にある「無田湿原」は、市の天然 記念物に指定されています。温暖帯で標高が低 く谷間にある低山帯谷湿原です。湿原は一般の 植物の生育にとっては、強い酸性土壌に加え、 貧栄養、貧酸素といった過酷な環境条件が揃い、 それに耐えた植物にとっては、生存競争も少な く安住の場所になります。長い進化の過程で湿 原特有の植物が現れ、無田湿原にはこのような 種が数多く存在しています。中でもタカサゴサ ギソウ、ヒメミクリ、ヒナノカンザシ、ミミカ キグサ、カキラン、ヤマドリゼンマイ、チョウ センスイランなどは希少な種類です。無田湿原 は県が県自然環境保全条例に基づき、自然環境 を保全することが特に必要な地域等について指 定する、自然環境保全地域にも指定されていま す。面積は 1.42ha です。

「キイセンニンソウ」は、市の天然記念物に指定されています。和歌山県田辺市と本市の袋及びその周辺にしか自生しない植物で、袋のグリーンスポーツみなまた内にあります。



写真 22 薄原神社のナギ



写真 23 無田湿原

2 未指定文化財の概要

令和6年(2024)8月現在、1,347件の未指定文化財を把握しています。第4章で述べる市史や調査報告書、地域資源マップ、市民アンケートなどから未指定の文化財を抽出した結果が表10です。なお、未指定文化財の区分や種別については、今後の調査などの結果を踏まえて変わる可能性があります。また、追跡調査が及んでいない分野もあり、件数も変動する可能性があります。

市内に所在する未指定文化財は、文化財の6類型のうち建造物が多くを占めます。次いで、 有形の民俗文化財、美術工芸品、記念物のうち遺跡、動物・植物・地質鉱物と続きます。

	件数		
有形文化財	建造物		480
	美術工芸品	絵画	2
		彫刻	116
		工芸品	11
		書跡・典籍	0
		古文書	27
		考古資料	0
		歴史資料	0
無形文化財	1		
民俗文化財	有形の民俗文化財		267
	無形の民俗文化財	4	
記念物	遺跡		16
	名勝地		20
	動物・植物・地質鉱物	J	100
文化的景観	7		
埋蔵文化財包蔵地	91		
その他地域資源	205		
	合 計		1,347

表 10 未指定文化財一覧(令和 6 年 8 月現在)

(1) 有形文化財

1) 建造物

建物

神社や祠が数多くあり、「青井神社」や「龍王神社」など、相良氏に関連するものもあります。神社の規模は様々ですが、規模が大きいものは、「浜八幡宮」「陳内阿蘇神社」「長野諏訪神社」「袋天満宮」「住吉神社」などがあります。



写真 24 浜八幡宮

資料編

橋梁

本市には石橋があり、主に薩摩街道に架橋さ れています。ただし、大雨で完全に流出したも のや、わずかな痕跡だけが残るものもあり、現在、 完全な形で残る石橋は8基です。境橋は、明治 16年(1883)架橋で、当時整備された国道に 架かるものでした。そのほか市内の橋はいずれ も年代がわかっていませんが、江戸時代のもの と考えられます。なお宝川内から東側に石橋は 確認されていません。



写真 25 境橋

表 11 現存する石橋

名称	所在地	年代・概要
ishuidl 境 橋	袋神川	明治 16 年(1883)架橋。長さ 13.50 m、幅 4.95 m。
冷水の石橋	袋冷水	建築年代不明。長さ 6.80 m、幅 3.40 m。
坂口の石橋	坂口	平成2年、河川工事のため移設・復元した。長さ 5.30 m、幅 2.70 m。
新町の石橋	陣内	文政8年(1825)頃に架橋されたと思われる。長さ 4.00 m、幅 3.00 m。
マまんさこ 隈迫の石橋	初野	建築年代不明。長さ 3.70 m、幅 2.85 m。
元村川の石橋	大迫	嘉永年間の建造と言われているが、詳細は不明。
^{ラえはら} 上原(前田) の石橋	小津奈木 字前田	江戸時代末期の架橋とされている。前田の石橋とも言う。 長さ 10.00 m、幅 4.00 m。
^{まえだ} 前田 (瀬戸) の石橋	小津奈木 字前田	江戸時代末期の架橋とされている。長さ 9.75 m、幅 3.50 m。津奈木町 との境界に位置し、同町では町指定文化財「瀬戸眼鏡橋」。



図 19 石橋分布図

そのほかの橋梁では、大正 14 年(1925)架設の「久木野川橋」があり、オープンアーチ構造の RC 橋※です。熊本県の施工で、当時は国内でもオープンアーチ橋の実績数が未だ少なく、その技術の先駆性が指摘されています※。ほかに大正時代から昭和初期に架設された橋は、「境川橋梁」「前田川橋梁」「水俣川橋梁」があります。

・石碑

市内には石碑が多く建立されています。種類別では、「井堰記念碑」など道路・水路・耕地の整備に関連するものが多くあり、これらの工事に不断の努力が必要であったことを反映しています。

石碑には本市出身である徳富蘇峰・蘆花に関連するものもあり、蘇峰の「蘇翁筆塚」、「蘇峰曾遊之地碑」など、特に蘇峰に関連する石碑が市内各地に建立されています。「公徳碑」は、薩摩街道脇に建てられていますが、これは街道を行く人々のために、地元の人が転がっている石を片付けていた、という逸話に基づき、当時の人々の心遣いを受け継いでいくために、蘇峰の提唱により建立されたものです。

・その他土木構造物

本市では、河川から田畑に水を送るための水路や堰(「頭首工」と呼ぶ)といった農業用施設が江戸時代から構築されていました。久木野には大正時代に作られた石積みの「岩下の堰」があります。このほか頭首工は、様々な形のものが存在しています。

越小場の日当野には、窯業所で瓦を焼成するために使用されていた「だるま窯」が遺されています。構築年代は戦後であり新しい物件ですが、「だるま窯」は全国的に現存数が少なく、貴重な事例となっています。

また、神社の境内には土俵や、桟敷席が造ら



写真 26 井堰記念碑



写真 27 蘇峰曾遊之地碑



写真 28 日当野瓦工場の窯と煙突

¹ 上部構造の主要部材に鉄筋が入ったコンクリートを用いた橋。

² 平成 11 年熊本県教育委員会「熊本県文化財調査報告 第 182 集 熊本県の近代化遺産 - 近代化遺産総合調査報告 - 」。

れているものがあります。

2) 美術工芸品

絵画

絵画は、神社に奉納された絵馬、昭和10年 (1935) 頃に描かれた吉田初三郎の「水俣鳥観 図」、明治6年(1873)、杉谷雪樵作「義士生 害之図」(水俣市立蘇峰記念館蔵)、主に河川改 修前の河口部の情景を描いた「水俣十二景」が あります。



写真 29 袋天満宮の桟敷席

・彫刻、工芸品

彫刻は、地域のお堂や祠に祀られたものが中心です。古い年代の仏像では、南福寺観音堂(南福寺)に、南北朝時代にあったと伝わる南福寺に由来すると言われる仏像2体があります。室町時代中期から後期の「木造地蔵菩薩坐像」、室町時代末期の「木造聖観音菩薩立像」です。

袋の時堂には、室町時代末期の「木造阿弥陀如来坐像」「木造如来形立像」のほか、「板碑」 もあります。板碑は銘のある石造物のうち、本市最古の延徳元年(1489)のものです。地 蔵菩薩を示す梵字と地蔵像の線刻があり、現世と来世の安らかな生活を願うものです。

また、板碑を納めた堂の隣には、銅鏡が「鏡様」として祀られています。石坂川の構にある箱崎神社には、懸仏と見られる「銅造阿弥陀如来坐像御正躰」があります。

石造の地蔵や、馬頭観音も多く見られます。馬頭観音は、往来の多いところで確認されます。海沿いでは恵比寿が祀られています。

・古文書

古文書は、天正 15 年(1587)に豊臣秀吉が発給した「豊臣秀吉朱印状」があります。 秀吉が九州平定に当たり、相良家家臣であった深水宗方に水俣・津奈木を与えることなどが書かれています。

また、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い時に、東軍の加藤清正が、西軍の島津氏を攻めようと南下していく際、小津奈木村に発した禁制「加藤清正禁制」は、戦に当たり村の安全を保証する代わりに、村の協力を取り付けるものです。この時に、小西領であった水俣が事実上、清正の支配下になったことを示します。

「城山家文書」には、袋の番所で使用された「判鑑」があります。番所を通過する人々は、身分を表す往来手形の所持が必要でした。この手形には、発行した庄屋、惣庄屋などの姓名・判鑑があるので、番所では発行者の確認を行うために「判鑑」を揃えておく決まりでした。

「薩軍宿泊者名簿」は、明治 10 年(1877) 2 月に、薩軍の辺見十郎太率いる部隊が、当時陣内にあった橋本屋に宿泊した記録です。

• 歴史資料

西南戦争に関連するものとして、兵士が背負っていた「背嚢」や、「四斤砲弾」などがあります。

(2) 民俗文化財

・有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、山の神、水神、荒神が数多くあります。また、鹿児島に多く分布している田の神像もあることから、鹿児島の文化が伝播していることがわかります。虫を追うために、各地区にあったという「雨乞い太鼓」も伝わっています。8月になると、地区ごとで競うように打ち鳴らしていたそうです。

・食文化

海・山・川があることから、それぞれの地域に根付いた郷土料理や食の文化があります。 大根の漬物「寒漬け」は、落葉したハゼノキに干す風景が風物詩ともなっています。安く ておいしく、栄養価の高い「ちゃんぽん」は、本市を代表する食となっています。月1回 開催される水俣漁師市では、豊富な海の幸が並びます。

(3)記念物

1) 遺跡

明治10年(1877)の西南戦争では本市も戦地となっており、山間地に「ごっとん岩」などの激戦地が点在しています。

「薩摩街道」は、市の西部を通過する江戸時代の街道です。全長 12kmあり、現代の道路などによって寸断された範囲もありますが、当時の雰囲気を残す範囲もあり、文化庁の「歴史の道百選」に選定されています。南九州西回り自動車道の建設に関連して行われた発掘調査では、地面を逆台形に切りとおした道が確認されました。ほかに本市には「古代官道」「大口街道」「大隅街道」が通過し、古代官道沿いに駅がありましたが、その位置はまだ明らかになっていません。

「国鉄山野線跡」は、昭和63年(1988)2月に全線廃止となった山野線の線路跡です。現在は、市によりウォーキングやランニングなどに利用できるよう整備され、「日本一長い運動場」として活用されています。

また、江戸時代から水俣の産業として定着していた製塩業に関連する、「百間」「四十間の塘」「大廻の塘」があります。これらは、塩田を形



写真 30 薩摩街道発掘調査風景



写真 31 山野線跡(水俣市発行「さよなら 山野線パンフレット」より)

成するための潮止の堤防です。現在の道路や堤防に取り込まれたり、改修されているため、 遺構の残り具合は不明ですが、現在でも地形の高低差が残り、当時の状況が推定できる部 分があります。 鬼岳系火山岩類から成る湯出地区には滝が見られます。「水俣大滝」のほか「のれん滝」「箱滝」などがあり「湯出七滝」と呼ばれています。この地区の特徴である急崖が発達する山腹と、 板状節理や柱状節理が相まって独特の風景となっています。

「湯の児海岸」は、半島と小さな入り江が交互に連なるリアス海岸で、山地が海岸に迫る 景観となっています。

「亀嶺峠」は、市の南東に位置する標高 568 mの高原です。この範囲は、山頂部がフラットになる性質がある肥薩火山岩類から成るため、平坦な地形が広がる独特な風景となっているほか、西北に天草諸島、東南に霧島連峰から開聞岳、桜島、北東に国見山、大関山、阿蘇外輪山、北西に雲仙の山々が眺望できるポイントでもあります。

3)動物·植物·地質鉱物

巨樹は市内の広範囲に分布し、特に神社の境内に多く見られます。長野の「諏訪神社の大楠群」は、熊本県が県民が祖先から受け継ぎ、ふるさとの象徴として地域の歴史と伝統を秘めた県内各地の樹木を登録する「ふるさと熊本の樹木」に登録されています。同じく「ふるさと熊本の樹木」に登録されている「侍・小田代台地の櫨」は、江戸時代から続いているハゼ栽培によるもので、本市の特性をよく表しています。これらのハゼノキのうち、「宝暦ハゼ」は、宝暦年間(1751~1764)に植樹されたものと言われています。

袋の「グリーンスポーツみなまた」では、「ヘゴ」や「キイレツチトリモチ」などが生育しています。また、「恋路島」は、50年間人為的な影響が及ばなかったことで照葉樹林が成長し、貴重な植生を見せています。

「中尾山」や「グリーンスポーツみなまた」、「亀嶺峠」は、熊本県が自然豊かで、自然体験、

森林浴、レクリエーションなどの場として適当な森林 を指定する「熊本ふるさとの森林」に指定されており、 「大川のコジイ林」や、湯出の「大滝のカツラーケヤ キ群」、「鬼岳のスダジイークスノキ群」は、特定植物 群落です。

地質鉱物として、巨石や柱状節理が見られ、 板状節理が発達した場所では市営による採石が行われ ていました。また、古墳時代には地下式板石積石室(ま たは板石積石棺)墓の石材として使用されました。



写真 32 熊本ふるさとの森林看板

表 12 「ふるさと熊本の樹木」指定樹木リスト

No.	名称	所在地	幹まわり	高さ	その他
1	諏訪神社の大楠群	長野諏訪神社	5m80cm	28m20cm	指定番号 55 号
2	住吉神社の森	越小場日当野住吉神社	-	-	指定番号 138 号
3	日当野住吉神社のコウヨウザン	越小場日当野住吉神社	3m57cm	35m	住吉神社の森
4	日当野住吉神社のイチガイシ	越小場日当野住吉神社	4m56cm	30m	住吉神社の森
5	日当野住吉神社のムクロジ	越小場日当野住吉神社	3m43cm	22m	住吉神社の森
6	日当野住吉神社のオガタマノキ	越小場日当野住吉神社	2m83cm	21m	住吉神社の森
7	日当野住吉神社のイスノキ	越小場日当野住吉神社	2m24cm	10m	住吉神社の森
8	モマの木	石坂川	5m30cm	25m	指定番号 139 号
9	侍・小田代台地の櫨	江添	4m	10m	指定番号 201 号

(4) 文化的景観

人工的に作り出した景観では、田地の確保のために、山腹を切り拓いて構築した棚田の景観があります。代表的なものは湯出の「白岩の棚田」、久木野の「久木野校区の棚田」です。「久木野校区の棚田」は、農林水産省の「つなぐ棚田遺産」※に選定されています。江戸時代から続くハゼ栽培により植栽された、侍地区のハゼは秋には美しい紅葉風景を作り出しています。



写真 33 白岩の棚田

(5) 埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財包蔵地は、91件が周知の埋蔵文化財包蔵地として『熊本県遺跡地図』に登録されています。そのうち3件は、その範囲の一部が史跡指定を受けています。旧石器時代など年代の古いものは、市の南東部の山間地に分布しますが、縄文時代・弥生時代の遺跡は市域の各所に存在しています。縄文時代の貝塚として、市の指定史跡の南福寺貝塚がありますが、本市には弥生時代にも貝塚が形成されるのが特徴で、「初野貝塚」があります。

古墳時代は、陣内から初野に広がるシラス丘陵上が、墳墓の造営地となっており、南九州特有の「地下式板石積石室(または板石積石棺)墓」が見られます。古代を主体とする遺跡は未確認です。

中世以降には城が構築されており、「水俣城址」は市の史跡指定を受けていますが、ほかにも「宝川内城址」「久木野城址」などがあり、これらの城で出水や伊佐方面からの侵攻に備えました。いずれも街道の往来を見渡せる要所で、水俣川・久木野川から北側に東西に配置されています。また、水俣城址の北向いの山中には「石切丁場」があり、水俣城址の石垣の石材を切り出していました。

江戸時代は末期に「琉球通宝」を鋳造していたと思われる「銅銭鋳造跡」があります。 琉球通宝は薩摩藩が鋳造を許可されたものであることや、地面を掘りくぼめた簡易な作業 場であることから、正式な鋳造所でないことは明らかです。関与した人物や目的は不明で すが、薩摩に近いという地理的条件が反映していると考えられます。

(6) その他地域資源

従来の文化財の類型には当てはまらないものの、本市の歴史文化を示すもので、本計画では「その他地域資源」と定義しています。

1)旧跡

(1) 本市の歴史を示す遺構があったとされているが、著しく原形が損なわれているもの、 またはその遺構が完全に消滅し痕跡もないもの、(2) 根拠は確認できないが、伝説や由緒 がある場所で、本市の歴史の理解の一助になるもの を「旧跡」とします。

本市には街道沿いや往来を眺望できる場所に番所があったため、「袋御番所跡」「石坂川

³ 棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対する理解と協力を得ることを目的として、優良な棚田を認定する取組。

御番所跡」などがあります。このほか「永代橋跡」「独生和尚修行の地」「浜学校跡」などがあります。

また、秀吉の「お上り石」や、戦国時代や江戸初期までの合戦に関連した地と言われる「陣の坂」「肥前陣」などの地名が残る場所も、旧跡に該当します。

2) 湧水

豊かな山林資源から湧出する「湧水」が、9か所あります。袋の「冷水水源」※は、薩摩街道沿いで行き交う人に使われていたことが想像されます。「寒川水源」では、冷たく清廉な水を活かして、そうめん流しが行われ、多くの人が訪れています。「冷水水源」「寒川水源」は、「熊本名水百選」に選出されています。



写真 34 冷水水源

温泉は、山間部の「湯の鶴温泉」や、海岸部の「湯の児温泉」があり、それぞれ特色のある温泉街を作っています。

4)農産物

3) 温泉

明治時代から、温暖な気候と水はけのいい条件を活かした「柑橘」の栽培が行われました。 また、江戸時代から続く「ハゼ」栽培があります。

山間地は、頂上部分が平らになる地形を生かした「茶」の栽培が盛んです。近年では「和 紅茶」も知られています。また、「サラダたまねぎ」も多く作られています。

5) アクティビティ

「競り預大会」は、河川改修前の古賀川で行われており、明治時代に長崎のペーロンを参考に始められたと言われています。現在は水俣川河口で行われています。また河口ではカヌーも行われています。近年では、海でのSUP(スタンドアップパドルボード)も定着するようになってきました。



写真 35 競り舟大会

6) 公園

水俣港をしゅんせつしてできたエコパーク水俣は、58ha の広さがあり、花や緑に包まれた公園や海と親しめる親水護岸、ごみや水質問題、地球や自然保護など環境問題について正しく理解するための熊本県環境センターなどがあります。市民が未来に伝えたい地域資源として認識されています。

また、市の中心部から一帯の山々を見渡すことができる「中尾山展望台」、リアス海岸の 景観が楽しめる「和田岬公園」などがあります。

^{4 「}冷水水源」は昭和60年(1985)に熊本県が選定した「熊本名水百選」では「冷水泉水」。

第3章 水俣市の歴史文化の特性

1 歴史文化の特性

第1章・第2章で述べた本市の自然的・地理的環境、歴史的変遷や文化財の概要から、本市の歴史文化の特性を示すキーワードを抽出し、整理した結果、以下の4つの歴史文化の特性を見出すことができます。

- 1 多彩な地形が生んだ自然環境豊かなまち
- 2 自然と共に生き、再生するまち
- 3 肥後と薩摩との境界・攻防のまち
- 4 陸・川・海の道が通じるまち

(1) 多彩な地形が生んだ自然環境豊かなまち

水俣市には山・海・川があり、これらが生む様々な風景、自然環境があります。豊かな自然が作る美しい風景は、私たちの生活を豊かにし、人々を引き付けるものとなっています。

九州山地から海岸部まで迫る市域の7割を占める山地は、それらの山体を作り出した安山岩溶岩の性質から、特色ある山間部の地形を見せています。特に市の東部で鹿児島県との境付近に広がる山地は、平坦な山頂が広がる独特の眺望となっています。また、滝がかかるのもこの溶岩がなす地形の特徴で、湯出には滝が分布しています。

八代海に面した海岸部は、入り江が連なるリアス海岸、海岸段丘、大きな湾があり、変化に富んでいます。また、対岸にある恋路島や明神の岬が、自然の防波堤となり良港を生んでいます。海岸部、山間部それぞれに温泉があります。

水俣川は源流から海に注ぐまで水俣市域で完結し、山から海への一体的なつながりを見ることができます。また市の南側に源流を発する湯出川と古くから合流、分流を繰り返し、その形状は、本市の名前の由来となっています。川は河岸段丘や、洲を作り出しました。

水俣市ではこれらの地形のもとに育まれた豊かな自然環境があります。石飛や無田には湿原があり、湿地帯特有の植生が見られます。海岸部は港湾整備なども行われていますが、湯の児海岸や袋海岸、恋路島などは自然の状態が保たれ、ヘゴやキイレツチトリモチなどの希少種が見られます。芦北町と境を接する山間地では、国指定天然記念物「ヤマネ」の生育も確認されています。

豊かな自然が育まれる一方で、耕地が少ないなど営農には厳しい地形のため、林業と漁業も本市を支えてきました。農業では近代以降も農地改良など努力が続けられた結果、地形を生かして栽培するお茶や柑橘類のブランド化に成功しています。水田耕作の裏作にする試みで植えられ始めた玉ねぎは、化学肥料や化学農薬を抑えた「サラダたまねぎ」が人気を博しています。

また本市では環境汚染の苦境を乗り越えて取り戻された自然があるのも特徴です。埋立てや、漁獲禁止を経た海では、ヒメタツなど様々な生きものが生息しています。また、自然とつながるアクティビティも豊富です。

(2) 自然と共に生き、再生するまち

水俣市には、旧石器時代から人々が暮らし、多くの遺跡が確認されています。縄文時代

の南福寺貝塚、弥生時代の物野貝塚のように、豊富な海の恵みを享受する暮らしもありました。また、北園上野古墳群からは、当時その地域に有力な首長層を生むコミュニティが作られていたことが想像されます。

土地面積の7割が山地の本市は、地形の制約を受ける環境で、江戸時代初めの記録によれば決して豊かな土地ではありませんでした。営農のため山腹を拓き棚田を作り、平地を広げ田畑にし、取水施設を整備し、また旧久木野村のように共同で採草地や山林を管理し、互いの生活を支え、自然に敬意を払いながら生活してきました。各所にある水路や耕地の開発記念碑、水神や田の神、山神、民俗芸能がそれを物語っています。

新しい産業として定着したものに、熊本藩の財政政策で始められた製塩やハゼ 栽培がありました。本市の塩は葛で編んだ俵に入れることで適度な湿度で保たれる ため特産物となりました。江戸時代には藩に上納していましたが、明治時代には長崎県島 原市の素麺製造に需要があり海から積み出されたほか、出水や伊佐には陸路で運ばれ、人々 の貴重な現金収入源となっていました。

明治 41 年(1908)、化学肥料や化学製品を製造する日本窒素肥料株式会社(現在の JNC 株式会社)が進出したことによって、近代都市水俣が幕を開けました。塩田跡は工場用地となり、河川改修、港湾や道路などのインフラの整備が進み、急速に近代化しました。本市は国際的な港湾都市としての歩みを進めようとしますが、工場排水によって水俣病が発生し、人間を始めとする様々な生命と環境に大きな影響が及びました。

そのため本市では、環境再生へ向けて様々な取組が行われてきました。水俣市立水俣病資料館は、水俣病問題の教訓を後世に伝えるため、資料を収集・保管・展示し環境問題への情報発信を行っています。市は、環境産業を誘致するなど、SDGsの実現を目指しています。市民の生活の中では、ごみの高度分別が定着し、また、市民は「水俣病の教訓」を継承していくべきものとして認識しています。

海に蓄積された水銀を含む汚泥を封じ込めた埋立地は、健康と環境をテーマとしたエコパーク水俣として、水俣の海と川の風景を表現した「竹林園」、人と海の親近性を高めるデザインの「親水護岸」が整備され、多くの人が訪れる場所となっています。水俣港は、新しい環境関連産業などを支える港湾機能の充実を目指しています。

(3) 肥後と薩摩との境界・攻防のまち

水俣市は、旧石器時代から他地域との交流があったことがわかっています。

古墳時代には、遺構・遺物から南九州の特徴、北九州の特徴がともに確認できるようになり、古くから文化の交わる土地でした。

奈良時代になると、律令制の導入によって設置された地区区分「令制国」のなかで、水 俣は「肥後国」と呼ばれる地域と、「薩摩国」と呼ばれる地域の境界に接することになりま した。

境界の土地は、文化の交流点となると同時に、争いが多く起こる場所でもありました。 室町時代、各勢力が領地を争う時代が到来すると、肥後と薩摩の境に立地する本市は、戦いにさらされました。薩摩との防衛線を張るように、防御のための山城は東西の線上に並んでいます。相良氏が人吉・球磨、葦北、八代を領する戦国大名になると、本市は、16世紀中頃から出水や伊佐方面からの侵攻が、頻発化及び長期化していました。

「秋風にみなまた落つる木の葉かな」「寄せては沈む月の浦波」

この連歌は、水俣城の戦いの折に、攻め手側の島津と相良の間で交わされたものです。「寄せては沈む月の浦波」は、相良が、島津が波のように攻めては退くと揶揄したものと思われますが、係争が波のように繰り返された本市の様子をよく表している歌です。

島津氏は南九州を統一したのち、本市の東部から侵攻し、天正9年(1581)には水俣城を大軍で囲みます。この戦いで水俣城が落城したことで、相良氏は葦北・八代を一気に失いました。

豊臣秀吉の九州平定後、秀吉は相良家の重臣深水宗方を国の「さかいめ」を決めるため呼び出すとともに、水俣を直轄地とし、深水宗方に水俣城代として境目の管理を任せました。 このことは、本市が境界の定まらない不安定な場所だったことを示しています。

関ケ原の戦いの時、九州でも黒田・加藤らの東軍と、島津・小西らの西軍が戦いました。 本市には加藤清正が島津氏と戦うため南下し、出水との間で向き合い緊張状態が続きました。 その後、熊本藩主になった清正は水俣城を堅牢な城に改修しました。

加藤氏の改易後、藩主になった細川氏の時代となっても、本市には、鉄砲が多く配置され、また水軍も編成されるなど、薩摩藩を警戒するため軍事的に重要な地点でした。特に薩摩と接する袋方面には番所が密に設置されました。また、川も、橋をかけず歩いて渡るようにするなど、防御の一端を担っていました。一方で薩摩側も領内に入ろうとする人物の警備が厳しく、関所を越えられず水俣に戻る人もあり、互いに領内を厳しく守ろうとする地であったと思われます。また、浄土真宗が禁制だった薩摩側から本市の浄土真宗の寺に信仰を求めて来る人々もいました。

明治 10 年 (1877) の西南戦争では、伊佐が薩軍の重要拠点となったことから、官軍にとって伊佐市・出水市と接する本市が重要な拠点となり、久木野、石坂川、深川、鬼岳、大関山などの山間地、市街地に迫る中尾山などで激しい戦いが繰り広げられました。戦後、伊佐・山野方面の官軍戦死者の墓地「陣内官軍墓地」が建立され、熊本県の史跡となっています。

明治16年(1883)、本市と出水市の境を流れる小さな河川である境川に架けられた石橋は、境目としての攻防に対する緊張がようやく解けたことを表しているかのようです。

(4) 陸・川・海の道が通じるまち

水俣市は山地の標高が低く傾斜が緩やかなことから道が通じやすく、また海に開けていることで、東西南北に道が通じています。東西は海岸部・河口から山間地を結び、南では鹿児島県に接します。西側には港もあります。人々の交流の歴史は古く、旧石器時代の石飛遺跡では、身近に黒曜石産地があるにも関わらず、長崎や佐賀の黒曜石が持ち込まれています。

古墳時代には、墳墓や住居などに強い南九州の特色があり、土器には南北の特徴を取り 入れたものがあるなど、北と南の文化が交わる土地であったと考えられます。

古代には、律令政府が整備した官道が、市域の西部と内陸部を南北にそれぞれ通過し、「水保駅」、「仁主駅(読みは不明)」が置かれ交通の要所になりました。

江戸時代には、出水に至る薩摩街道、伊佐に至る大口街道、芦北から久木野を通り、伊佐に至る大隅街道がありました。街道は薩摩街道のように島津氏の参勤交代道として使用されるほか、人々や物資が行き交うため、街道沿いの要所には番所が置かれました。これらの道は西南戦争の進軍路としても活用されたと思われ、周辺に激戦地が分布します。

津奈木町以北では急峻な峠を避けるため、陸路だけでなく船も多用されており、昭和初

期に港湾が整備されるまでは、水俣川と湯出川に挟まれた中州に立地した浜町が物資輸送と人流の拠点として発達していました。米、ハゼの実、塩、内陸部で産する材木などが積み出され、明治時代には伊佐市の金山の動力源である石炭が河口の港から陸揚げされ、県道を使い馬車で運ばれていました。明治 40 年(1907)に伊佐市の金山へ電力を供給するための曾木発電所が建設されるまで続き、道中は、宿や休憩所があり賑わいました。明治41 年(1908)には、海運と対岸の天草の石灰岩が入手しやすいことからカーバイト工場が河口部の古賀町に立地しました。

明治・大正から昭和初期にかけて、河川改修、国道・県道、鉄道や港の整備が行われ、 水俣川河口に代わる百間港の整備が継続的に行われ、国際貿易港に指定されました。

鉄道では、市域の西部を通過する旧鹿児島本線 (現肥薩おれんじ鉄道)が整備されたのち、水俣駅から市の東部を通過し伊佐市山野に至る山野線が開通し、昭和63年(1988)に山野線が廃止となるまでの50年間は、本市は東西南北に鉄道が通じるまちとなりました。

古くから町場となっていたことで、浜町には、多くの文化人が訪れました。浜町に根差していた徳富家は、彼らと交流し、交流で生まれた文教の気運や教育を重んじる家風は徳富一敬・蘇峰・蘆花を生みました。蘇峰・蘆花が幼少期を過ごした家は、商業の町としての浜町の象徴でもあります。徳富蘇峰は、頻繁に水俣を訪れて市民と交流し、蘇峰の寄付をもとに建設された図書館など、多くのゆかりの地が遺されています。

表 13 「歴史文化の特性」の概略

多彩な地形が生んだ自然環境豊かなまち

水俣市には海・山・川があり、これらが生む様々な風景、自然環境があります。豊かな自然が作る美しい風景は、私たちの生活を豊かにし、人々を惹きつけ、自然と触れ合うアクティビティも豊富です。

2 自然と共に生き、再生するまち

水俣市には古くから人々が暮らしていましたが、地形的に稲作が難しいため、地形の開削などを行いこれに立ち向かいつつ、自然に敬意を払い生活してきました。近代に進出した工場により急速に発展しましたが、公害が発生し、そのため環境再生へ向けた有形無形の様々な取組が行われています。

3 肥後と薩摩との境界・攻防のまち

水俣市は九州の北と南の文化の混ざり合う交流点でしたが、肥後と薩摩との国境になって以降、境界特有の宿命を負うことになりました。戦国時代には戦いにさらされ、江戸時代も肥後の防波堤的役割を担いました。そして日本最後の内乱西南戦争でも県境一帯を中心に激戦地となりました。

4 陸・川・海の道が通じるまち

水俣市は山地の標高が低く傾斜が緩やかで、また海に開けた交通の要衝です。人や物資の往来は旧石器時代から確認されます。近代以降は港湾や鉄道の整備が進みました。往来の道は時に戦の道ともなりましたが、物流の拠点に町場が栄え、多くの文化人が訪れたことから、徳富蘇峰・蘆花をはじめとした偉人を生む土壌が育まれました。

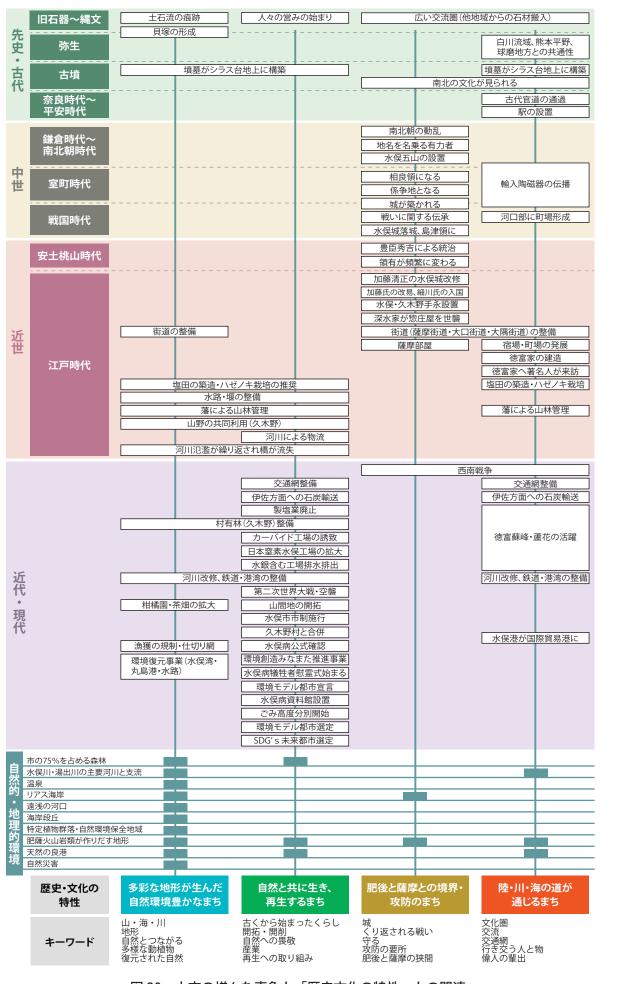


図 20 本市の様々な事象と「歴史文化の特性」との関連

第

章

第

2章

第

4

章

第

章

第6

第 7

章

第8

章

第9

章

第

10章

科編

第 4 章

第4章 文化財に関する既往の把握調査

1 文化財の把握調査の状況

これまでの水俣市の文化財の把握調査状況は以下のとおりです。

表 14 文化財の類型ごとの把握調査の状況

	市内全域		
	建造物	\triangle	
		絵画	\triangle
		彫刻	\triangle
 有形文化財		工芸品	\triangle
有ル文化約	美術工芸品	書跡・典籍	\triangle
		古文書	0
		考古資料	\triangle
		歴史資料	\triangle
無形文化財	X		
民俗文化財	有形の民俗文化財	\triangle	
大佰文化别	無形の民俗文化財	\triangle	
	遺跡	\triangle	
記念物	名勝地	\triangle	
	動物・植物・地質鉱物	\triangle	
文化的景観	X		
伝統的建造物群	X		
文化財の保存技術	X		
埋蔵文化財	Δ		
その他地域資源			Δ

○:調査済み △:調査中 ×:未調査

表 15 既往の把握調査等一覧(令和6年8月現在)

把握調查

	類型	調査主体	年代		報告書名・調査名など	
		水俣市立図書館	昭和 50 年代		水俣市石造物調	
 有		熊本県教育委員会	昭和 62 年	1987	熊本県文化財調査報告第85集 熊本の近世社寺一熊本県近世社寺建築緊急調査報告書	
有形文化財	建造物	熊本県教育委員会	平成3年	1991	熊本県未指定文化遺産調査 I 建造物編(建築物・眼鏡橋・ 石造物)	
財		熊本県教育委員会	平成 11 年	1999	熊本県文化財調査報告第 182 集 熊本県の近代化遺産 近 代化遺産総合調査報告	
		熊本県教育委員会	令和6年	2024	熊本県の近代和風建築 熊本県近代和風建築総合調査報告書	
		熊本県教育委員会	昭和 54 年	1979	熊本県文化財調査報告第33集 熊本県古文書等所在確認調査	
有形文化財	*# - -#-0	熊本県立美術館	昭和 58 年	1983	県内主要寺院歴史資料調査報告書(三)(人吉・球磨 芦北・ 水俣地区)資料編	
社	美術工芸品	熊本県立図書館	平成9年	1997	熊本県古文書等所在確認調査	
財		熊本県立図書館	平成 15 年	2003	歴史資料調査	
		同志社大学人文科学 研究所	平成 29 年	2017	水俣市所蔵・淇水文庫徳富蘇峰寄贈図書目録	
#	無形文化財	_	_	_	_	
	有形	熊本県教育委員会	昭和 41 年	1966	熊本県文化財調査報告第7集 熊本県民俗資料調査報告	
民	1月70	水俣市立図書館	昭和 50 年代		水俣市石造物調(再掲)	
俊		熊本県教育委員会	昭和 63 年	1988	熊本県文化財調査報告第97集 熊本県の民謡	
民俗文化財	無形	水俣市教育研究所	昭和 63 年	1988	みなまたの昔話	
財	 *** バシ	熊本県教育委員会	平成元年	1989	熊本県民俗芸能緊急調査	
		熊本県教育委員会	平成3年	1991	熊本県文化財調査報告第 120 集 くまもとの民俗芸能	

類型		調査主体	年代		報告書名・調査名など
民		熊本県教育委員会	平成5年	1993	熊本県未指定文化遺産調査Ⅲ 民俗編(祭り・行事)
俗	ATT TIV.	水俣市教育研究所	平成5年	1993	みなまたのむかしばなし
民俗文化財	無形	水俣市公民館	平成5年	1993	みなまたことだま
財		水俣市教育研究所	平成8年	1996	みなまたのむかしばなし
		文化庁	昭和 41 年	1966	全国遺跡地図:史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財所
		人化厅	昭和 41 平	1900	在地図・熊本県
		熊本県教育委員会	昭和 53 年	1978	熊本県文化財調査報告第30集 熊本県の中世城跡
		文化庁	昭和 56 年	1981	全国遺跡地図・熊本県
		態本県教育委員会	昭和 57 年	1982	熊本県文化財調査報告第 60 集 熊本県歴史の道調査-薩摩
	遺跡		и <u>п</u> ли <i>ЭТ</i> Т	1302	街道
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	財団法人観光資源保			
		護財団(日本ナショ	昭和 62 年	1987	水俣の歴史・文化環境と薩摩街道
		ナルトラスト)			
記念物		熊本県教育委員会	平成 10 年	1998	熊本県遺跡地図
牣		水俣芦北広域行政事	平成 12 年	2000	 薩摩街道地域資源活用調査報告書
		務組合	,		
	動物	水俣市教育研究所	昭和 61 年	1986	水俣の自然をたずねて
		水俣市教育委員会	平成5年	1993	ふるさとの樹木
	植物	熊本県希少野生動植			
	地質鉱物	物検討委員会 熊本	平成6年	1994	芦北・水俣地域における希少野生動植物の実情と保護方策 【調
	巨樹	県環境公害部環境保	1 /5% 0 1	1001	査報告書】
	,	全課			
	名勝地	熊本県教育委員会	平成 24 年	2012	領内名勝図巻調査
<u> </u>	文化的景観	_		_	_
伝統	売的建造物群	_	_		_
	保存技術		_	_	_
その)他				
		査主体	年		タイトル・調査名
水俣	市・寄ろ会み	なまた	平成3年	1991	地域資源マップ
水俣	市・寄ろ会み	なまた	平成6年	1994	水の経絡図(水のゆくえ)水めぐりのよい水俣
水俣	市・寄ろ会み	なまた	平成 14 年	2002	地域人材マップ集 水俣のお宝大辞典

個別の調査

同からの			
調査主体	年代		報告書名・調査名など
水俣市	平成8年	1996	徳富蘇峰・蘆花生家保存修理工事報告書
熊本県教育委員会	昭和 53 年	1978	熊本県文化財調査報告第 30 集 熊本県の中世城跡
熊本県教育委員会	昭和 61 年	1986	熊本県文化財調査報告第81集 熊本県旧石器時代調査報告書
水俣市教育委員会	平成2年	1990	水俣市埋蔵文化財調査報告第 1 集
北十月	亚出10年	2000	熊本県文化財調査報告第 189 集 長野遺跡 九州新幹線(八代・鹿児島)建
熊本県教育委員会 平成 12 年		2000	設事業に伴う埋蔵文化財調査報告
水俣市教育委員会	平成 19 年	2007	水俣市文化財調査報告第1集 水俣城跡
水俣市教育委員会	平成 21 年	2009	水俣市文化財調査報告書第2集 陣内台地遺跡
 水俣市教育委員会	平成 21 年	2009	水俣市文化財調査報告書第3集 日当野瓦工場粘土採掘跡調査 県営中山間総
小民印教自安良云	1 100 2 1 4	2003	合整備事業に伴う文化財調査報告書
水俣市教育委員会	平成 25 年	2013	水俣市文化財調査報告書第4集 水俣城跡・古城遺跡
水俣市教育委員会	平成 27 年	2015	水俣市文化財調査報告書第5集 水俣城跡
 水俣市教育委員会	令和元年	2019	水俣市文化財調査報告書第6集 銅銭鋳造跡 南九州西回り自動車道芦北出水
小民间我自女真五	ויים ארנו	2013	道路水俣 IC 建設に伴う発掘調査報告書
北園遺跡発掘調査団	令和元年	2019	北園遺跡 熊本県水俣市板石積石棺墓発掘調査報告書
熊本県教育委員会	令和2年	2020	熊本県文化財調査報告第 340 集 北園上野古墳群

(1)総合的な把握調査

本市では、市史がこれまで3回刊行されています。昭和34年(1959)刊行の『市制10周年記念市史みなまた』、昭和41年(1966)刊行の「水俣市史」、平成3年(1991)刊行の『新水俣市史上・下』、平成6年(1994)刊行の『新水俣市史(民俗・人物編)』があり、市の通史がまとめられるとともに、多くの文化財に言及しています。

第6

『新水俣市史(民俗・人物編)』は、古き良き時代の生活や習慣を肌で感じてもらえるような民俗誌を残したいとの思いから、それまでの市史に取り上げられていなかった民話、民謡、民俗芸能、年中行事、くらしぶり(農業・漁業)、民具などの民俗分野の文化財のほか、寺社仏閣、祠などの神仏、石碑、地名の由来、名木、ことわざなどが掲載されています。

昭和50年代に行われたと思われる水俣市立図書館による石造物調査は、碑、神像、仏像、一字一石塔、山神の祠など石造のものに限らず、寺社、絵馬、鏡など多くの有形文化財が 把握されており、総合的な把握調査と言えます。

(2) 文化財類型ごとの把握調査

1) 有形文化財

建造物は、熊本県が行った調査があります。平成 11 年(1999)には、近代化遺産の総合調査が行われ、本市では石橋を含む橋梁を中心に把握されましたが、その他多くの近現代の遺産は把握が進んでいません。平成 27 年(2015)からは、明治から昭和初期にかけて伝統的な技法や様式で建てられた和風建築の把握が行われました。また、これらの熊本県の調査で把握されていた物件のうち、その後取り壊されたものがあります。

寺社内の社殿、鳥居・灯篭などの石造物、その他土俵や桟敷などの構造物は、把握調査が進んでいません。近年では、地域住民での神社の管理が難しくなっており、神社の移転や、 社殿の改修などの相談が寄せられています。

彫刻では、室町時代までの仏像の把握が行われています。

古文書は、熊本県立図書館による調査が行われています。平成15年(2003)の『歴史 資料調査』では、古文書のリストと共に1点ごとの詳細を記録した調査票が作成されてい ます。

2)無形文化財

本市では、茶の栽培が行われており、手もみ製茶の技術がありますが、本市全域を対象 とした把握調査は行われていません。

3) 民俗文化財

有形の民俗文化財で山神、水神など信仰に関するものは、昭和 50 年代に図書館が行った 石造物調べで把握されています。民具は、昭和 62 年(1987)から数年間、現物を収集す る事業が行われており、現在、市が保管しています。

無形の民俗文化財の民謡、民俗芸能は、熊本県の調査、市史編纂などを契機に把握されています。

本計画の作成にあたり実施した市民アンケートでは、「文化財を保存し、次世代に適切に継承していくために、あなたが協力できそうなこと」の問いに対し、「地域の祭りや伝統行事への参加」の回答が最も多くあり、同アンケートの「具体的に力をいれるべき文化財」でも、「地域の祭り」は票を集めています。しかし、寺社や地域で行われる祭礼や伝統行事は把握が進んでいません。祭りに必要な人材が確保できず、行事が縮小している例も見られます。風習についても、本市全域を対象とした把握調査は行われていません。

郷土食では、平成16年(2004)の第17回熊本県民文化祭において、海岸部・市街地・山間地の家庭料理を集め、実食する「食の生活文化祭」を実施しました。それぞれに違う

食文化があることを把握できましたが、成果の整理が行われていません。

4) 記念物

遺跡は、薩摩街道の調査が熊本県による「歴史の道」調査をはじめとしてこれまで数回行われ、街道の推定位置とともに、周辺の文化財が把握されています。それらの成果をもとに、その跡を示す標柱が建立されています。薩摩街道の保存状態のよい範囲は、文化庁の「歴史の道百選」に選定されています。薩摩街道に付随する番所跡やその他の街道は把握が進んでいません。また明治時代まで続いた塩田に関連する遺跡の把握は進んでいません。街道跡や塩田に関連する遺構は、その後の土地利用により、痕跡の把握が難しくなってきています。

名勝地では、湯の児のリアス海岸や、湯出の水俣大滝、亀嶺峠が分布しますが、本市全域を対象とした把握調査は行われていません。

動植物は、熊本県希少野生動植物検討委員会と熊本県による調査が行われ、多くの希少動物が把握されるとともに、これらが多数生育している無田湿原の熊本県の自然環境保全地域指定の根拠になっています。

巨樹は、平成5年(1993)に市が刊行した『ふるさとの樹木』により把握されています。 地質鉱物は、昭和61年(1986)に水俣市教育研究所が刊行した『水俣の自然をたずねて』 により、様々な地形や地質が把握されています。

5) 文化的景観

本市には、棚田、ハゼ畑、茶畑の景観が分布していますが、本市全域を対象とした把握調査は行われていません。

6) 伝統的建造物群

現時点では、本市には伝統的建造物群の候補となる建造物のまとまりは見られません。

7) 保存技術

本市では、漆喰修繕に必要な技術として左官技術が挙げられますが、本市全域を対象とした把握調査は行われていません。

8) 埋蔵文化財

周辺の埋蔵文化財包蔵地として、現在91箇所が把握され、『熊本県遺跡地図』に掲載されています。

(3) その他

本市には、地域資源を見つめ直し、それを大切にしながら、地域づくりに活用していこうというスタンスのもと把握が行われたものもあります。

寄ろ会みなまたでは、地区毎に、自然・文化・歴史・伝統芸能などの有形・無形の地域 資源を再発見し、イラストマップとしてまとめた『地域資源マップ』が刊行されています。

また、同じく寄ろ会みなまたでは、各地区で、飲料水・農業用水・生活用水等の水の行方を調査して、まとめた、『水の経絡図』を作成しました。

第5章 文化財の保存・活用に関する目標(将来像)

1 文化財の保存・活用に関する将来像

本市は海・山・川があり多様な自然があります。しかし、地形上、稲作には不向きな土地であるため、人々の営みの中には、様々な努力をうかがうことができます。また、古くから北九州と南九州の文化が混ざりあい、交流の道が通じるまちでした。交通に関わる文化財や、境を接する薩摩との関わりが色濃く反映した城郭や薩摩部屋などの文化財が生まれました。交流の拠点に根差した徳富家は、学問を重んじ水俣での教育の普及に努め、のちに徳富蘇峰・蘆花を出しました。

このような本市の歴史文化と各地に残る文化財は、市の大切な資源です。本計画は、文化財を取り巻く課題などを踏まえ、市民および地域、行政などの多様な主体のもと、本市における文化財の保存・活用を総合的、計画的に推進していくための指針かつ行動計画です。

本計画の上位計画である第6次水俣市総合計画における関連部分では、施策6に掲げる「文化の振興」があり、「水俣が生んだ偉人の生き方や言葉、郷土の歴史が息づいた文化財を通じた学びによって、市民の郷土に対する愛着と誇りの醸成に努めます」と記載しています。

また、「水俣市教育大綱」では、基本理念として「郷土の明日をつくる、心豊かな人づくり」があります。「水俣市観光振興計画」では、「水俣の魅力を地域が誇り、高めあい、発信して、水俣に出かけたくなる人を何度も呼び込む観光を目指」し、そのために「改めてこの地域資源を魅力ある観光資源へと磨き上げることが必要」としています。

以上の点を考慮し、本計画が目指す将来像を、次のように設定します。

みなまた集うまち 自然・歴史・文化を活かしたまちづくり

また、この将来像のイメージは以下のとおりです。

本市の豊かな自然と、それが育んだ悠久の歴史文化の価値や魅力を市民の誰もが共有しています。

それによって、市民の郷土への愛着や誇りが育まれ心を豊かにするとともに、多くの人が思いを一つにして、様々な立場から歴史文化と文化財の継承に関わっています。文化財は観光資源としても磨き上げられ、市外の人に地域の魅力を発信しています。多くの人が集い活気にあふれています。

2 将来像を実現するための方向性

前項で定めた将来像を実現するため、文化財の保存・活用に関する取組の方向性として、「学ぶ・知る」、「守る・伝える」、「活かす・誇る」の3つを掲げます。

これらの方向性は、単独で機能するわけではなく、相互に関連しています。文化財の調査研究を行うことにより、それを保存するための手立てができます。また、文化財を活用する取組により、歴史文化に興味のある人が増え、文化財施策への理解が生まれ、文化財に関する新たな調査研究や保存が可能になるという好循環が生まれます。また、観光分野とも連携することで、より多くの人に文化財を知ってもらうことができ、地域活性化につながります。

方向性1 学ぶ・知る

本市の豊かな自然と、それらが生んだ悠久の歴史文化の価値や魅力を調査研究し、保存・活用の基礎としていきます。また、その調査研究を可能にしていくための体制づくりを進めます。

方向性 2 守る・伝える

文化財の適切な保存に取り組むとともに、その保存に多くの人が思いを一つにして、様々な立場から関わりをもつ仕組みを作ります。また、近年多発している災害など、危機に備えた対策を行います。

方向性3 活かす・誇る

文化財に関する学びや知る機会を様々な手段で充実させることで、郷土への愛着や誇りを育み、文化財の次世代への継承を図ります。また、様々な面での活用により文化財の魅力を向上し、地域の活性化を図ることで、皆がまた集う活気あふれたまちをつくります。

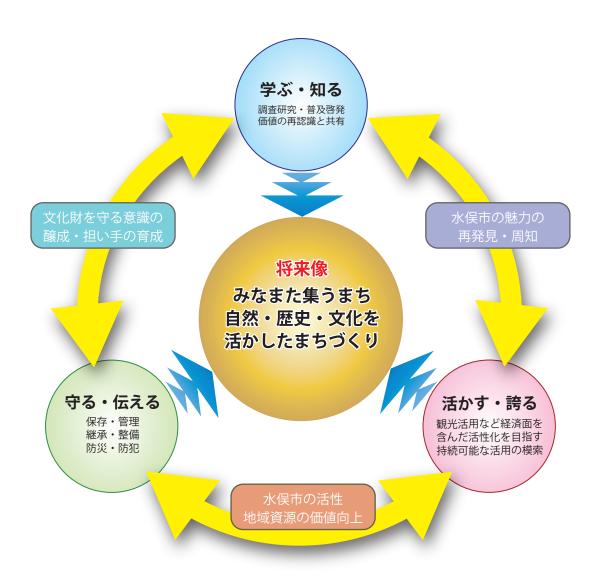


図 21 将来像とそれを実現するための取組の方向性

3 計画期間内の目標

今回の計画期間(令和 7<2025> 年度から令和 16<2034> 年度)の目標を、以下のとおり 設定し、次の計画期間に発展させていきます。

(1) 文化財の保存・活用の土台をつくる

本市では、文化財の保存・活用に多くの課題を抱えています。保存のために対応が急がれる課題に対応しつつ、文化財の保存・活用に必要な基礎的な取組を行うこと、また、観光など他の分野との連携を図り、今後進めていく文化財保存活用の推進に必要な土台を作っていくことを目標とします。

(2) 水俣市の歴史文化をみんなで知る

本市では、歴史文化が市民に知られていないという現状があります。文化財の保存・活用には、歴史文化を知り、誇りをもってもらうこと、そして、文化財の保存・活用の取組を理解し、自ら参加していただくことが必要です。様々な取組や、関連文化財群のストーリーを活かして、本市の歴史文化をみんなが知ることを目標とします。

今回の計画期間(令和 7<2025> 年度から令和 16<2034> 年度) 以下の目標のもと、基礎的な体制づくりを行う

- ①文化財保存・活用の土台をつくる
- ②水俣市の歴史文化をみんなで知る



次の計画期間(令和 17<2035> 年度~) 取組みを発展させていく。 個別の文化財への具体的な取組や、関連文化財群、 保存活用区域を増やし、多くの文化財の保存・活用を 図っていく。

文化財の保存・活用に関わる人材、団体を増やしていく。



将来像 みなまた集うまち 自然・歴史・文化を活かしたまちづくり

図 22 将来像の実現に向かうプロセス

1 文化財の調査研究に関する現状と課題

ここでは、「方向性 1 学ぶ・知る 本市の豊かな自然と、それらが生んだ悠久の歴史文 化の価値や魅力を調査研究し、保存・活用の基礎としていきます。また、その調査研究を 可能にしていくための体制づくりを進めます」に沿って、現状を確認し、課題を整理して いきます。

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

なお、ここでは、調査を次のとおり区分するものとします。

把握調査・・・文化財の類型ごとに悉皆的または総合的に行われる調査

個別の調査・・文化財の価値を把握するための詳細な調査

(1) 把握調査の現状と課題

(現状)

把握調査の状況については、「第4章文化財に関する既往の把握調査」で示したとおり、調査が不足している文化財の類型が複数あります。把握が進んでいないことによって、歴史研究に活かされなかったり、価値が把握されないまま消滅していく可能性があります。

(課題)

次に掲げる調査が不足している文化財の類型について、計画的に調査を実施していく必要があります。

- ・民俗芸能の貴重な公開の場でもあり、市民が関心をよせる一方で、社会的情勢により縮 小しつつある神社の一連の祭礼・伝統行事
- ・地域コミュニティの様々な歴史文化が受け継がれながら、近年、管理が困難になってきている寺社内の構造物
- ・本市の特徴的な遺構であるが、その後の土地利用などにより痕跡の把握が難しくなって きている塩田・街道関連遺構やそれらに関連する史資料
- ・本市の近代化から、環境汚染がもたらした健康被害、いわゆる水俣病の発生とその後の 地域再生に関連する近現代の遺産

(2) 個別の調査の現状と課題

(現状)

本市がこれまで主に行ってきた調査は、埋蔵文化財包蔵地における開発事業に伴う、記録保存のための発掘調査です。遺跡の記録保存を行うとともに、新たな市の歴史文化の一端を把握することにつながっていますが、その他の文化財調査が進んでいない状態です。

徳富蘇峰・蘆花生家は、本市では初めて学術調査を基に復元整備事業が実施された事例です。平成9年(1997)には、「県内で創建年のわかる町家としては最古のもの」と評価され、県の史跡に指定されています。このほか、個別の文化財調査が復元や保存整備に至った事例はありません。

市の文化財指定にかかる個別の調査では、平成30年(2018)に、地域からの要望を受けて行った、荒神神社のムクノキの調査以降、行われていません。

指定文化財の価値をさらに明らかにするための調査では、市指定史跡である水俣城址の 調査を行っています。調査では、隣国の薩摩への最前線である水俣の特徴がよく表れた城 であることが分かってきました。調査の成果は他の地域での城郭研究にも役立てられていますが、当初目的としていた水俣城址の価値をより明らかにすることで、新たな保存整備につなげていく段階には至っていない状況です。その他の指定等文化財も指定から時間が経過しており、新たな価値の把握が必要になってきています。

(課題)

文化財の指定につながる個別の調査は限定的であり、今後は把握調査を基に文化財調査を計画的に行っていく必要があります。水俣城址は調査を引き続き行う必要があります。その他の指定等文化財についても、必要に応じ更に価値を明らかにする調査が必要です。

(3)調査体制の現状と課題

(現状)

現在、文化財の調査について、住民の協力や、研究機関の支援を得る体制は確立していません。住民が文化財を意識する機会が少なく、身近にある文化財の把握やそこからつながる新たな文化財の掘り起こしや、文化財の継承が困難な現状です。また、市の文化財担当課には、現在2名の学芸員有資格者が配置されていますが、継続的に配置されるか不確定で、ほか職員への文化財調査のノウハウが蓄積されていません。

(課題)

多種多様な文化財の把握には、時間と人手が必要です。そのために、文化財の身近にいる住民の協力が必要です。しかしながら、過疎化で住民が減少する中では、住民の負担にならない形で、文化財の所在情報を把握できる取組を行う必要があります。

また、調査研究のためには、専門的な職員の継続的な配置とスキルの向上、ノウハウの 継承を配慮した人員配置が求められます。また、対応できない分野や、更なる文化財の学 術的な調査を行うには、研究機関等の協力が受けられる体制を構築する必要があります。

(4)調査成果の保存と公開の現状と課題

(現状)

平成3年(1991)に『新水俣市史上・下』、平成6年(1994))に『新水俣市史(民俗・人物編)』が刊行されて多くの文化財に言及していますが、把握した文化財の一覧は残されていません。その他の市が行った把握調査や、個別の調査の資料も、整理されておらず一般の利用に適した状態とは言い切れません。そのために、様々な調査成果が、本市の歴史文化の調査研究に活かされていない現状です。

蘇峰記念館資料についても、大学や研究者からの閲覧希望が寄せられますが、リストはあるものの未公開で、閲覧環境なども整わず、外部が利用しやすい状態にはありません。

また、市が行ったものに限らず、本市の歴史文化に関する様々な調査成果の収集が行われていません。

(課題)

これからの調査推進と、本市の歴史文化を伝えるための資料として、市史をはじめとした既存の把握調査や個別調査の資料の整理・公開が必要です。

また、蘇峰記念館の資料は、外部の研究にも活用できるよう閲覧環境を整えることが求められ、今後策定予定の保存活用計画において検討することが必要です。

市の歴史文化に関する様々な調査成果の収集と公開も必要です。

2 文化財の保存に関する現状と課題

ここでは、「方向性2 守る・伝える 文化財の適切な保存に取り組むとともに、その保 存に多くの人が思いを一つにして、様々な立場から関わりをもつ仕組みを作ります。また、 近年多発している災害など、危機に備えた対策を行います。」に沿って、現状を確認し、課 題を整理していきます。

(1) 文化財指定の現状と課題

(現状)

市では、市にとって特に文化的価値が高いと認められる文化財について、適切な保存・ 活用のため、水俣市文化財保護条例により市の文化財に指定していますが、平成30年(2018) 以来、新しい指定は行われていません。

把握した文化財の情報は整理しておらず、文化財指定を視野に入れた文化財のリストアッ プが行われていない状態で、計画的な指定が行われていません。

また、未指定文化財には、市が文化財として標柱を建てているものもありますが、標柱 を設置した評価の基準や経緯がわかる資料は残されていません。

(課題)

文化財の保存のため、保存が急務なもの、重要なものなど、文化財の情報を整理し、指 定していく必要があります。

(2) 文化財管理の現状と課題

(現状)

指定等文化財に対して、現在のところ定期的な現状の把握は行われておらず、特に市が 管理していない指定等文化財は、適切な保存状態が保たれているか把握されていません。 昨年からは、無田湿原の希少植物のシカによる食害という新たな懸念も発生していますが、 それに対する状況の把握をどうするかの検討はまだ行われていません。

指定等文化財の管理については、指定等文化財のうち7件を市が管理し、水俣市立蘇峰 記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は日常的な管理を行い、その他は草刈などを行っていますが、 保存や通年での見学に適した環境の維持にはつながっていません。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、老朽化も見られ維持管理が嵩み、来館者 も低迷しています。令和3年度(2021)から令和5年度(2023)まで今後の保存活用を検 討するために閉館し、令和6年度に再開館しましたが、現在も今後の管理や活用の方針を 模索している状況です。

民俗芸能の保存団体は、会員の減少により活動が難しくなり、市指定の民俗芸能8件の うち3件が活動を休止しています。民俗芸能は、現在のところ、文字や写真等で記録され ていますが、踊りの継承のために映像を記録したものは1件にとどまります。

(課題)

指定等文化財は、一斉の現状把握のほか、指定等文化財の状況に合わせた現状把握など 定期的な現状把握を行い、把握された課題に対し、適切な保存処理その他の措置を行って いくことが必要です。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、保存のための工事等が必要と考えられま すが、来館者数の低迷や財政的負担を考慮し、リニューアルや、新しい施設の利活用を視 野に入れる必要があります。

社会情勢の変化による影響を受けやすい民俗芸能は、映像記録などのデジタル媒体での 保存を検討する必要があります。

(3) 文化財保存体制の現状と課題

(現状)

指定等文化財のうち、神社や観音堂にある神像や仏像などは、地域住民が管理をしていますが、高齢化や過疎化により日常的な管理が難しくなっています。また金銭的負担も、厳しいものとなっています。市の文化財保存整備費補助金はありますが、現在のところ補助対象は限定的です。

現在、指定等文化財に関わっているのは、市と所有者または管理者、保存団体に限られてきています。地域住民による草刈りが行われてきたものもありますが、高齢化により厳しくなっています。市による文化財の草刈りも、担当職員だけでは行き届かないのが現状です。市の他の部署では、アドプト制度により、公園等の管理を地元に委託しているところもありますが、文化財の管理では導入していません。

現在、市には文化財保存の技術として選定された技術はありませんが、徳富蘇峰・蘆花生家の修繕には、左官技術が必要です。近年は施設の老朽化に伴い、修繕が増えているため技術の必要性が高まっていますが、市内での左官技術者の確保は困難な状況です。

(課題)

保存に関する助言や、市の文化財保存整備費補助金の拡充を行い負担軽減に努める必要があります。

指定等文化財の日常的な管理など、保存と継承に関わる人を新たに確保する仕組みが必要です。

左官技術については、引き続き、地元業者に工事を発注することにより、左官技術の習得と継承につなげる必要があります。

(4) 未指定文化財の保存の現状と課題

(現状)

薩摩街道には、市が看板等を設置しています。看板の設置により、薩摩街道の周知と、開発抑制、薩摩街道をめぐるイベントなどの活用に一定の効果があります。しかし近年は、道として使用されなくなったことで、荒廃が進んでいる範囲があり、豪雨による崩落も頻発しています。現在のところ薩摩街道に対する市の保存方針は定められていません。

未指定文化財の多くが、個人や地域で管理されています。高齢化や過疎化で管理が難しくなり、市への管理要望が増えています。

(課題)

薩摩街道は、保存の方針を定め、適切な保存工事等の対策を講じていく必要があります。 未指定文化財の保存は、現在の市の文化財指定制度の枠組みでは、困難なものが多くあります。

(5) 文化財を保存する施設の現状と課題

(現状)

市が所有する民俗資料や古文書、発掘調査で出土した遺物は、市公民館4階の資料室や、石坂川生涯学習センターで保管しています。徳富蘇峰関連の資料は、水俣市立蘇峰記念館に約3,000点、徳富蘇峰・蘆花生家に約300点が収蔵されています。いずれの施設も、常時稼働できる空調設備などが無いために、古文書などの紙資料の保管に適していません。一方で近年では、古文書の寄贈が増えています。

絵画、古文書、民具などは、整理とリスト作成が行われておらず、適切な状態で保管されているとはいいがたい状況です。

(課題)

絵画、古文書、民具などの整理とリスト作成が必要です。施設はいずれも、収納スペースも限られています。今後も古文書を始め様々な資料の受け入れの希望が予想されるため、受入れのルールづくり、保存環境の整備が課題です。

(6) 文化財の防災・防犯対策の現状と課題

(現状)

地震や集中豪雨、台風などにより文化財が被災しています。台風による市指定天然記念物の樹木倒壊も発生しています。徳富蘇峰・蘆花生家は、平成9年(1997)の北薩地震では、多数の箇所で漆喰崩落、平成28年(2016)の熊本地震では衣屋蔵の牛梁が折れました。平成15年(2003)7月熊本県南集中豪雨では、宝川内の集の石橋が流出しています。

災害の際には、指定等文化財の見回りなどを行っていますが、災害が広範囲に渡る場合は、 情報把握が困難です。関係機関や地域住民と、連絡体制を構築するには至っていないため、 迅速な被害把握ができていません。

これまでのところ、指定等文化財の中で、耐震や防火に備えた整備が行われた事例は無く、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家も同様です。また、災害や盗難等による文化財のき損や滅失に備えての詳細な記録はまだ作成されていません。

火災に備えては、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家で文化財防火デーに、水俣 消防署の協力を受けての防火訓練を行っていますが、その他の文化財を所蔵する施設など では行われていません。また、市の指定文化財の所有者等に対する、防火、防災、盗難対 策に対する補助はないため、対策が進んでいないのが現状です。

シラス台地上にある水俣城址、薩摩街道では、豪雨による崩落が発生しています。指定樹木では令和6年(2024)に落下が懸念される枝を伐採したものがありますが、現在のところ、災害発生の危険性に着目した点検、対策は講じられていません。また、文化財看板も台風で倒壊することがあります。

近年、近隣自治体で、豪雨により文化財収蔵施設が水没し、救出した文化財の一時保管場所が必要となる事例がありました。文化財の盗難被害や、災害発生時のマニュアルは現在ありません。

現在、市の内部においても、文化財の所在情報を共有できていません。

(課題)

文化財の所在や災害・盗難等の発生を想定した情報を関係機関や地域住民と共有し、迅速な情報把握に努める体制を構築する必要があります。

昭和初期の建築である水俣市立蘇峰記念館や、木造建築である徳富蘇峰・蘆花生家は、耐震化や防火を踏まえた対策工事が必要です。

文化財が被災・盗難された場合に備えて、記録を取っておくことが必要です。

文化財の所有者等の防災意識の向上を図る機会として文化財防火デーを活用するとともに、市の文化財保存整備費補助金の見直しによる防火施設・防災設備の充実を図る必要があります。

被災した文化財や災害・盗難に備えた文化財の一時保管場所の設定や、災害対策のマニュアルを作成する必要があります。

水俣城址、薩摩街道やその他の指定等文化財や、それに付随する看板などは、災害発生の危険性の把握を含めた点検を日常的に行い、災害に備えた対策を講じることが必要です。

市の内部では、庁内の地図情報のシステムを活用して、指定文化財や埋蔵文化財包蔵地の所在を共有することが必要です。

3 文化財の活用に関する現状と課題

ここでは、「方向性3 活かす・誇る 文化財に関する学びや知る機会を様々な手段で充実させることで、郷土への愛着や誇りを育み、文化財の次世代への継承を図ります。また、様々な面での活用により文化財の魅力を向上し、地域の活性化を図ることで、皆がまた集う活気あふれたまちをつくります。」に沿って、現状を確認し、課題を整理していきます。

(1) 文化財公開の現状と課題

(現状)

現在、市の歴史文化に関する情報としては、市のホームページで伝説・民話の紹介、徳 富蘇峰・蘆花生家の災害復旧工事の記録の公開などを行うほか、徳富蘇峰・蘆花生家の修 理現場や発掘調査現場の見学・公開についてはこれまで可能な範囲で実施しています。

このほか、文化財は、指定・未指定を問わず文化財マップ、パンフレットで紹介し、水 俣城址、西南戦争関連遺跡、徳富蘇峰の石碑所在地については、個別のパンフレットがあ ります。しかし、本計画の作成にあたり実施したアンケートでは、水俣市立蘇峰記念館や 徳富蘇峰・蘆花生家などを除き、文化財が市民にあまり知られていないことがわかってい ます。発掘調査については、遺物の一部を展示していますが、規模の大きな調査が続いた にも関わらず、成果が見えてこないという指摘を受けています。

また、観光パンフレットに掲載する文化財の情報は限定的なものとなっています。

指定等文化財のうち、寺や地域住民が管理しているものは、特に公開する機会は設けられていません。民俗芸能については、保存団体が個別に発表の機会を設けていますが、より多くの方に知ってもらい、新たな継承者を確保するために、市に発表する機会を増やすことが求められています。

(課題)

これまでの取組では、入手手段や参加機会が限られているものが多く、様々な手法を用いて文化財の価値を周知していく必要があります。

観光など他の機関と連携して、文化財の情報発信を充実させていくことが必要です。 発掘調査は、これまで現場での発掘調査が優先され、成果の公表が十分に行われないまま、 次の発掘調査に着手することが多くありました。調査の成果の公表を踏まえた事業管理と、 成果を分かりやすく伝える資料の作成が必要です。

寺や地域住民が管理する指定等文化財は、市が主導して公開する機会を設ける必要があります。民俗芸能は市のイベントなどを活用して、公開する機会を設ける必要があります。

(2) 文化財の継承を担う人材の育成に関する現状と課題

(現状)

文化財を題材とした講座や講演会については、市公民館で例年実施している「いきいき 教室」以外、継続的なものは無く、十分とは言えません。

市民アンケートでは、若い世代の文化財継承の認識が薄い傾向が分かっています。

学校教育との関わりでは、市内の小学3年生以上に配布している、本市の自然環境や環境への取組などを学ぶための副教材に、歴史や偉人を紹介するページがあります。ほかには、教育課の職員が学校からの依頼を受けて、徳富蘇峰・蘆花生家や記念館、水俣城址など、現地で説明を行っています。

(課題)

外部有識者や担当職員による講座等を開催し、文化財に興味関心のある市民を増やしていくことが必要です。将来的には、ボランティアガイドを育成する必要があります。

次世代の担い手となる子どもや親子などの若い世代にも文化財を身近に感じてもらうことが必要です。

(3) 文化財の整備の現状と課題

(現状)

文化財の所在や、内容を紹介する看板や標柱を設置していますが、市民アンケートでは、 文化財に至るまでの看板が不足しているとの指摘や、文化財の整備の要望が寄せられてお り、十分とは言えません。

市が管理する指定等文化財のうち、見せるための整備が文化財に直接的に行われたのは、 南福寺貝塚、徳富蘇峰・蘆花生家に限られています。南福寺貝塚では、貝層を見せるために、 一部を露出させています。

水俣城址は、調査により新たな価値が判明していますが、それを分かりやすく伝える整備には至っていません。陣内官軍墓地は、現地に至るまでのルートが崩落したままとなっています。本市では文化財を訪れにくい、訪れてもその価値がわかりにくいところがあるのが現状です。

(課題)

文化財看板等の更新、新規設置により、文化財を訪れやすくすることが必要です。

文化財の価値をわかりやすく伝える整備や、訪れる人のための便益的な施設の整備が課題です。また、これらの整備には多大な費用と時間を要するため、整備の効果がより望めるものや、保存の課題も抱えているものなど、どのように進めていくか検討する必要があります。

(4) 文化財の新たな活用の現状と課題

(現状)

現在、文化財は、観光パンフレットに掲載されていますが、一部にとどまっています。近年、 観光面では、滝や海などが自然と親しむアクティビティの場所として取り上げられ、エコ パーク水俣のバラ園も本市の主要な観光地として定着していますが、それらと連携した取 組などは行われていないのが現状です。また、観光物産協会は文化財のパンフレット設置 や、紹介を行っていますが、市では観光と文化財はそれぞれ問い合わせ窓口が異なっており、 一括した窓口がないのが現状です。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、現状では、文化財を公開する施設として機能しています。水俣市立蘇峰記念館は、昭和初期のコンクリート建築の好例として、国登録有形文化財に登録されていますが、現在は蘇峰の業績を紹介するのが主な役割であり、建造物としての魅力に着目した活用はできていません。

徳富蘇峰・蘆花生家は、施設の一部を一般の利用に貸し出ししていますが、利用は限られています。現在、施設周辺の商店や文化財を周遊するルートの設定を試みています。

本市には、教育委員会が所管する水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家のほかに、 水俣市立水俣病資料館、侍街道はぜのき館があります。それぞれ設置目的が異なるために、 これまで連携した取組などは行われていません。

(課題)

文化財を観光に取り込む仕組みづくりや、文化財と他の資源と連携した取組の実施、観光担当課や観光協会との連携の強化が必要です。市外への来訪者に対しては、観光と文化財それぞれの分野に偏らない情報提供の窓口が必要です。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、施設の特色を活かし、より多くの人が訪れ地域振興に貢献できる保存・活用の検討が必要です。

展示公開施設では、それぞれの分野や時代をつなぐことで、本市の歴史文化を伝える施設として相乗効果を高めることが必要です。それぞれが所蔵する資料の情報共有や活用も必要です。

(5) 新たな展示公開施設の現状と課題

(現状)

本市には、市の歴史文化全体を概観できる展示公開施設がないため、資料館建設を望む 声が寄せられます。水俣市公民館の4階に展示室がありますが、設備(防犯・照明・温湿 度管理など)が整っていないため、積極的には利用されていません。

(課題)

新たな施設の設置には、多大な費用が必要であるため、困難な状態です。引き続き検討が必要です。

4 文化財の保存・活用に関する方針

第6章の1から3で述べた現状と課題に対して、3つの方針のもと、それぞれ個別の方針を定めて対応していきます。

星

(1) 方針 1 調査研究の促進

文化財保存活用の基礎となる調査研究を促進します。そのために、市の調査研究体制を 適切に維持するほか、専門家や地域の方々の力を取り込む仕組みを構築していきます。ま た市が行った調査成果は、多くの方と共有・活用できるよう積極的に整理・公開していく とともに、研究機関などの様々な調査成果の蓄積も進めます。

1)調査の実施

【把握調査の実施】

各地区・集落における民俗芸能の継承等の役割も担う神社の一連の祭礼・伝統行事、地域コミュニティの様々な歴史文化が受け継がれている寺社内の構造物、塩田・街道関連遺構、それに関する史資料、本市の近代化から、環境汚染がもたらした健康被害、いわゆる水俣病の発生とその後の地域再生に関連する近現代の遺産など、調査が不足しているものから、優先順位を検討のうえ、計画的に調査します。

【文化財の調査】

本市にとって重要な文化財を指定するため、個別の調査を行います。

水俣城址は調査を行い、新たな価値に基づく保存整備につなげていくほか、その他の市指定文化財についても、更に価値を明らかにする調査を行います。

2) 調査を持続可能にする体制づくり

【地域の力を取り込む体制づくり】

文化財の把握調査には、町歩きやワークショップ、地域のイベントを利用した聞き取り 調査の実施や、情報収集の窓口を作るなど、地域住民の負担にならない形で地域の力を取 り込んでいきます。

【人材体制の確保、研究機関との連携強化】

調査研究の人員体制には、専門性が維持される人員配置と育成を考慮した配置を行い、研究体制の充実のために、大学などの研究機関等との連携を図ります。

3) 調査成果の保存と公開の促進

【調査成果の保存と外部の利用に供する体制づくり】

調査資料は外部の利用が可能な状態とするために適切に保存し、整理、リスト化し公開します。

水俣市立蘇峰記念館は、保存活用計画の中で、閲覧環境の整備について検討します。市の歴史文化に関する様々な調査成果の収集と公開を行います。

(2) 方針2 文化財の確実な保存と継承

調査研究の結果、価値が高いと判断された文化財は指定し保護します。既存の指定等文化財は、適切に管理を行っていきます。高齢化や過疎化で保存や継承が負担になっている所有者等や保存団体の負担軽減を図ると同時に、文化財の保存の新たな担い手を確保する仕組みを構築します。

指定が難しい文化財でも、今後どのようにして保存していくことが適当なのかを検討します。また、災害や盗難に備えた対策も講じます。

1) 文化財の指定

【文化財の指定】

指定文化財の指定候補リストを作成し、本市にとって重要な文化財を市指定文化財にします。

2) 文化財の適切な管理

【適切な保存対策】

指定等文化財を良好に維持していくため、適切な周期での定期的な現状把握を行い、必要な管理や保存処理などを行います。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、個別の保存活用計画を策定し、保存管理、 活用の方向性、方法等を定め、これに基づき必要となる工事を実施します。

民俗芸能は、映像記録などのデジタル媒体での保存を進めます。

3) 保存を持続可能にする体制づくり

【所有者や保存団体の負担軽減・支援】

指定等文化財の所有者等や保存団体の負担軽減のため、保存のための助言や補助金による財政的支援の継続、拡充を行います。

【保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保】

指定等文化財の新たな見守り・担い手の確保のために、日常的に文化財と接している地域との連携を図るため、まずは文化財の所在を周知していきます。市が管理する史跡は、アドプト制度を導入し、新たに文化財を見守る体制も構築します。

【文化財の保存技術の継承】

左官技術については、今後も引き続き、徳富蘇峰・蘆花生家の漆喰修繕工事において可能な範囲で地元業者に工事を発注することにより、左官技術の習得と継承につなげていきます。

4) 未指定文化財の保護の検討

【未指定文化財の保存方針の策定】

薩摩街道は、保存方針を定め、必要な保存工事などを実施していきます。「歴史の道百選」 に選定されている範囲では、国の補助金を活用した対策を検討します。

未指定文化財は、より滅失・散逸の危機に直面しているため、新たな制度による保護を 検討します。

5) 資料の保存

【資料の保存】

資料の適切な管理のために資料の整理とリスト化を行うとともに、寄贈申し出の増加に 備え、受け入れ基準を作成していきます。資料の保存環境についても、整備していきます。

6) 文化財の防災・防犯対策の推進

【災害・盗難リスクの把握と情報収集体制の構築】

文化財ハザードマップの作成による災害・盗難リスクの把握と、関係機関や地域住民と

の連絡体制を構築し、速やかな情報収集に努めていきます。

【事前対策の推進】

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、耐震化、防火対策を踏まえた保存活用計画を作成し、工事を行っていきます。その他文化財の被災・盗難被害に備えた記録を作成します。

【防災意識の向上と、防災・盗難対策への支援】

文化財防火デーなどの訓練を通じた文化財の所有者等の防災意識の向上と、市の文化財保存整備費補助金の拡充による防火施設・防災設備の充実を図っていきます。

【災害時の対応】

被災した文化財や災害・盗難に備えた文化財の一時保管場所の設定や、災害対策マニュアルを作成します。

【文化財の災害対策】

水俣城址、薩摩街道やその他の指定等文化財、それに付随する看板含め、災害に備えた 点検を日常的に行い、必要に応じて災害に備えた工事、更新等を行います。

【文化財の所在の周知】

庁内の地図情報のシステムなどを活用し、指定等文化財や埋蔵文化財包蔵地の所在地の情報を庁内で共有します。

(3) 方針3 公開活用の促進

方針 1・2 に掲げる措置の実現のために、文化財の価値を理解する人を増やす必要があります。文化財の魅力を様々な形で発信・見える化し、多くの人と文化財との距離を縮めます。また、文化財の新たな活用や他の資源との連携を図り、相乗効果を発揮することによって、文化財の存在意義を高めていきます。

1) 文化財公開の推進

【情報の公開と発信力の強化】

市の歴史文化に関心が向けられ、文化財が広く研究や地域振興に役立てられるよう、講座や体験活動、資料の展示、パンフレット・リーフレットの発行または改定などを行っていきます。また、ARやVRなどの最先端技術を活用した情報提供も実施していきます。

観光部局や観光協会と連携し情報を発信します。

【調査成果を速やかに活かす、発信するサイクルづくり】

情報発信が遅れている、成果がわかりにくいという指摘がある発掘調査成果は、成果の 公開を踏まえた適切な事業管理を行うほか、成果を分かりやすく伝える資料を作成します。

【公開の促進】

これまで積極的な公開機会が無かった指定等文化財は、市の主導により公開機会を設けていきます。民俗芸能も、市のイベントなどを活用して、公開機会を設け、新たな継承の担い手確保につなげます。

2) 文化財の継承を担う人材の育成

【歴史文化を知る機会の充実と人材の育成】

外部有識者や担当職員による講座等を開催し、歴史文化を知る機会の充実を図るとともに、将来的にボランティアガイドの育成につなげていきます。

【次世代の育成】

文化財の継承を担う次世代を育成するために、学校での出前事業やアウトリーチ、教材の整備などの普及活動の実施や、子どもや親子を対象とした講座や民俗芸能の体験活動を 実施していきます。

3) 文化財の整備

【文化財を訪れやすく、わかりやすくする整備の実施】

文化財看板等の更新、新規設置を行い、文化財を訪れやすくしていきます。

文化財の価値をわかりやすく伝えるための整備や、通路、休憩スペースなどの便宜施設の整備を行っていきます。水俣城址は、調査により判明した新たな価値を分かりやすく伝える整備を行います。陣内官軍墓地は、現地に至るまでのルートを整備します。また、これらの整備には多大な費用と時間を要するため、どのように進めていくか検討のうえ実施します。

4) 文化財の新たな活用の推進

【文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用】

周遊ルートの設定や、観光部局との連携強化、連携したイベントを行っていきます。また、 観光面も文化財面も情報提供できる窓口づくりに努めます。水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・ 蘆花生家の保存活用計画作成においては、施設の特色を活かし多くの人が訪れるための保 存活用を検討します。

【展示施設のネットワークづくり】

市の展示公開施設は、ネットワークをつくり共通パンフレット作成や周遊ルートを設定 し相互の活用を図るとともに、資料の情報一元化や相互活用を行っていきます。

5) 新たな展示公開施設設置の検討

【新たな展示公開施設設置の検討】

市の歴史文化を常設で展示する新たな公開施設設置の検討は、引き続き行っていきます。

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

計画の目指す将来像、及び課題に基づいて設定された方針及び個別方針に沿って設定された措置を実施していきます。

1 文化財の保存・活用に関する措置の一覧

前章に掲げた文化財の保存・活用に関する方針及び個別方針のもと、今後本市が実施していく措置は次のとおりです。

表 16 文化財の保存・活用のための措置一覧

方針	項目			措置の内容	措置の乳	
/ / リエ	グロ			TIENTIT	本計画期間	次期計画期間
	調査の実施	1	把握調査の実施	把握調査の実施		<u> </u>
		2	文化財の調査	文化財指定のための個別の調査		
余 1				価値を明らかにする調査(水俣城址)	>	
万「				価値を明らかにする調査(その他)		<u> </u>
(方向性)	調査を持続	3	地域の力を取り込むない。	イベントなどによる文化財の把握調査 		<u> </u>
学研	可能にする 体制づくり		む体制づくり	定期的な情報収集と窓口づくり	>	
学研究の	[H-10] 2 ()	4	人員体制の確保、 研究機関との連携	専門性が維持される人員配置と育成		
			研え機関との連携 強化	研究機関との連携		 >
9 =	調査成果の	5		調査資料のリスト化・公開		>
	保存と公開		外部の利用に供する。	閲覧環境の整備(水俣市立蘇峰記念館)	<u> </u>	
	の促進		る体制づくり	各種の調査成果の収集・公開		─
	文化財の指	1	文化財の指定	文化財指定候補リストの作成		
	定			文化財の新規指定		>
	文化財の	2	適切な保存対策	定期的な現状把握・管理		>
	適切な管理			指定等文化財の保存処理などの実施		\longrightarrow
				水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計 画作成、これに基づく工事	>	
2				徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これ に基づく工事	>	
テ文				民俗芸能の資料保存	>	
(方向性) 守る・伝える文化財の確実な保存と継承	保存を持続 可能にする	3	所有者や保存団体の 負担軽減・支援	保存に関する助言や補助金交付要綱の改正に よる補助制度の充実	<u> </u>	
守てる	体制づくり	4	保存体制の強化、新	地域への文化財の所在の周知	>	
る ・ 伝 に に			たな見守り・担い手 の確保	管理のアドプト制度導入(市が管理する指定 文化財)		>
伝える				文化財の見守り体制の構築		
を継承		5	文化財の保存技術の 継承	建造物の保存修理工事の地元業者への発注を 通じた技術の習得・継承		>
	未指定文化	6	未指定文化財の保存	薩摩街道の保存方針の検討	>	
	財保護の検		方針の策定	薩摩街道の保存工事などの実施		→
	討			未指定文化財を保護する制度の検討	<u> </u>	
	資料の保存	7	資料の保存	資料整理・リスト化	>	
				受入基準の作成	>	
						>

方針	項目			措置の内容	措置の乳	E施時期
7.1 平1				1년 년 VI	本計画期間	次期計画期間
	文化財の防災・防犯対	8	災害・盗難リスクの 把握と情報収集体制	文化財ハザードマップの作成		
	策の推進		の構築	連絡体制の構築	>	
2		9	事前対策の推進	耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成 (水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家) と、上記に基づく対策工事などの実施		>
文化		_		文化財の記録(規模・形状・特徴など)		
方向性)		10 	防災意識の向上 と、防災・盗難対	文化財防火デーなどの訓練実施		>
性確			策への支援	防災・盗難対策支援のための補助要綱整備		
守る・		11	災害時の対応	被災文化財、文化財の一時保管場所の設定		
· 保				災害対策マニュアルの作成		
(方向性)守る・伝える文化財の確実な保存と継承		12	文化財の災害対策	文化財、看板・標柱の日常点検、看板・標柱 の更新		>
承				保存・養生工事の実施(水俣城址)		
				保存・養生工事の実施(薩摩街道、指定樹木)		
		13	文化財の所在の周	文化財リストの作成と各関係者との共有	<u> </u>	
			知 	指定等文化財・埋蔵文化財包蔵地の庁内での 共有	>	
	文化財の公	1	情報の公開、発信	講座・体験活動・資料の展示		-
	開の促進		力の強化	パンフレット、リーフレットの発行及び改訂		
				先端技術を活用した情報提供の検討		-
				他の機関などと連携した情報発信		
		2	調査成果を速やか に活かす、発信す	適切な事業管理		
			るサイクルづくり	調査成果をわかりやすく伝える資料の作成		
		3	公開の促進	指定有形文化財の公開機会の提供		-
				民俗芸能の公開機会の提供		
	文化財の継 承を担う人	l	歴史文化を知る機 会の充実と人材の	外部有識者や担当職員による講座などの開催		
⊋ 3	材の育成		育成	ボランティアガイドの育成		>
方向性)		5	次世代の育成	学校での普及活動の実施		-
				子ども・親子を対象とした講座や体験教室の 実施		
活用の	文化財の整	6	文化財をわかりやす	看板などの更新、新規設置		
の促進	備		くする、訪れやすく する整備	文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城 址、陣内官軍墓地)	<u> </u>	
誇 進 る				文化財の整備、便益施設などの整備(その他)		-
	文化財の新たな活用の	l	文化財に新たな役割 を付加する取組、他	周遊ルートの設定		
	推進	l	の魅力ある資源と連	関係機関との連携強化、イベントの実施		>
			携した文化財の活用	横断的に情報を提供できる窓口づくり		>
				水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存活用計画に基づく整備	>	
		8	展示公開施設のネッ	共通パンフレットの作成や周遊ルートの設定		
			トワークづくり	資料の情報一元化、相互活用		
	新たな展示 公開施設設	9	新たな展示公開施 設設置の検討	市の資料を収蔵し、常設で展示公開する施設 設置の検討		>
	置の検討					

2 措置を実現するための財源

文化財の保存・活用に関する措置一覧表に掲げた措置は、国費(文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金など)、県費、市費、その他助成金、民間資金などを活用しながら実施していきます。

3 措置の取組の主体

措置ごとに、以下のような組織などが主体となって措置を実行していきます。

1)水俣市

それぞれの措置を所管する担当課、施設など

2) 地域・文化関係団体

市民、自治会、その他団体

3) 所有者など

民俗芸能保存団体、文化財の所有者・管理責任者

4 事業期間

本計画の事業期間を、次のとおり分けます。次期水俣市総合計画の第1期の最終年度でもある令和12(2030)年度に中間評価を行い、必要な見直し、修正を行います。地域計画の最終年度である令和16(2034)年度に総合評価を行います。

年度	令和7	令和8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13 令和 14 令和 15 令和 16							
西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034				
総合計画	第6次	総合計画			第7次	総合計画	基本構想(8年間)							
総口引四	第2期	第2期 基本計画 第1期 基本計画 (4年間) 第2期 基本計画 (4年間)								間)				
地域計画		前期			中期			後	·期	\				
						中間評価				総合評価				

図 23 本計画の事業期間

5 アクションプラン

文化財の保存・活用に関する方針を踏まえた措置は以下のとおりです。

(1) 方針1 調査研究の促進に関するアクションプラン

表 17 調査研究の促進に関するアクションプラン

				主体		+	事	業期	間	
項目	番号	事業名とその内容	市	地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期
調	1-1	把握調査の実施 ・把握調査の実施	0			教育課				>
調査の実施		文化財の調査 ・文化財の指定のための個別調査				+/L - / =				>
施	1-2	・価値を明らかにする調査(水俣城址)				教育課			>	
する体制づくり調査を持続可能に	1-3	・価値を明らかにする調査(その他)地域の力を取り込む体制づくり・イベントなどによる文化財の把握調査・定期的な情報収集と窓口づくり	0	0		地域振興課 観光戦略課 教育課	>			<i>→</i>
一つくり 続可能に	1-4	人員体制の確保、研究機関との連携強化 ・専門性が維持される人員配置と育成 ・研究機関との連携	0			教育課				->
公開の促進	1-5	調査資料の保存と外部の利用に供する体制づくり ・調査資料のリスト化・公開	0			教育課				→
促進 存と		・閲覧環境の整備(水俣市立蘇峰記念館の保存活用計画に基づく)・各種の調査成果の収集・公開					->			>

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

事業の概要

1-1 把握調査の実施

各地区・集落における民俗芸能の継承等の役割も担う神社の一連の祭礼・伝統行事、地域コミュニティの様々な歴史文化が受け継がれている寺社内の構造物、塩田・街道関連遺構、それに関する史資料、本市の近代化から、環境汚染がもたらした健康被害、いわゆる水俣病の発生とその後の地域再生に関連する近現代の遺産などの把握調査が必要です。保存が急務なものや、活用が急がれるものなど、優先順位を検討のうえ、計画的に調査します。

1-2 文化財の調査

文化財の指定のため、個別の調査を行います。水俣城址は新たな価値にあった保存整備を行うことを目的に、価値を明らかにする調査を行います。その他の指定等文化財も必要に応じ調査します。

1-3 地域の力を取り込む体制づくり

町歩きやワークショップ、地域のイベントに出向いての聞き取り調査などによる文化財の把握調査を行います。地域に向けた定期的な情報収集の実施や、地域からの文化財に関する情報を受けられる窓口を作ります。

1-4 人員体制の確保、研究機関等との連携強化

文化財の調査に必要な職員の専門性が保たれる人員配置を行います。大学などの研究機 関等と連携を図ります。

1-5 調査資料の保存と外部の利用に供する体制づくり

市のこれまでの調査資料をリスト化・公開します。水俣市立蘇峰記念館は閲覧利用しやすい環境を整えます。

本市の歴史文化に関して行った調査成果も収集し公開します。

(2) 方針2 文化財の確実な保存と継承に関するアクションプラン

表 18 文化財の確実な保存と継承に関するアクションプラン

				主体			事	業期	間	
項目	番号	事業名とその内容	市	地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期
文化財(定)	2-1	文化財の指定 ・文化財指定候補リストの作成 ・文化財の新規指定	0			教育課		->		
文化		適切な保存対策 ・定期的な現状把握・管理	0		0					
化 財 の		・指定等文化財の保存処理などの実施	0		0					
適切	2-2	・水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計 画作成、これに基づく工事	0			教育課			>	
ん 管 理		・徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これ に基づく工事								
		・民俗芸能の記録の作成	0		0		->			
保存を持続可能にする体制づく	2-3	所有者や保存団体の負担軽減・支援 ・保存に関する助言や補助金交付要綱の改正に よる補助制度の充実	0		0	教育課			→	
続可能		保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保 ・地域への文化財の所在の周知	0			教育課			→	
記にする	2-4	・管理のアドプト制度導入(市が管理する指定 文化財)								->
体		・文化財の見守り体制の構築	0	0	0					<u> </u>
制づくり	2-5	文化財の保存技術の継承 ・建造物の保存修理工事の地元業者への発注を 通じた技術の習得・継承	0			教育課				->
保護の検討		未指定文化財の保存方針の策定 ・薩摩街道の保存方針の検討	0			教育課			>	
の文	2-6	・薩摩街道の保存工事などの実施				土木課				>
計 化		・未指定文化財を保護する制度の検討	0	0	0	教育課				\rightarrow
資料の保存	2-7	資料の保存 ・資料整理・リスト化 ・受入基準の作成	0			教育課			>	
存		・保存環境の整備				 Ha 1				\rightarrow

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

89

				主体			事	業期	間		
項目	番号	事業名とその内容	市	地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期	
	2-8	災害・盗難リスクの把握と情報収集体制の構築文化財ハザードマップの作成連絡体制の構築	0	0	0	教育課 危機管理 防災課	->				
文	2-9	事前対策の推進 ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水 俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家) ・上記に基づく対策工事などの実施	0			教育課				->	
文化財		・文化財の記録(規模・形状・特徴など)					\rightarrow				
の防災	2-10	防災意識の向上と、防災・盗難対策への支援 ・文化財防火デーなどの訓練実施	0	0	0	教育課				→	
炎		・防災・盗難対策支援のための補助要綱整備						\rightarrow			
防犯対策	2-11	災害時の対応 ・被災文化財、文化財の一時保管場所の設定 ・災害対策マニュアルの作成	0	0	0	教育課 危機管理 防災課	>				
の促進	0 10	文化財の災害対策 ・文化財、看板、標柱の日常点検、更新				教育課				→	
	2 – 12	・保存・養生工事の実施(水俣城址)				危機管理 防災課		<u> </u>			
		・保存・養生工事の実施(薩摩街道、指定樹木)				INJ 9CBK				\rightarrow	
	2-13	文化財の所在の周知 ・文化財リストの作成と各関係者との共有 ・指定文化財・埋蔵文化財包蔵地の庁内での共 有	0	0	0	教育課	->				

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

事業の概要

2-1 文化財の指定

文化財の指定候補リストを作成し、本市にとって重要な文化財を市指定文化財にします。

2-2 文化財の適切な管理の実施

指定等文化財の定期的な現状把握を行い、必要な保存処理等を実施します。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存活用計画を策定し、必要な工事を実施 していきます。

市が管理する指定等文化財は定期的な現状把握を行い、適切な管理を行います。

民俗芸能は、映像記録などのデジタル媒体での記録を作成します。

2-3 所有者や保存団体の負担軽減・支援

負担の軽減のため、保存に関する助言を行うとともに、補助金制度の改正により金銭的 負担を軽減します。

2-4 保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保

地域との連携を図るため、文化財の所在を周知します。市が管理する史跡は、アドプト 制度を導入します。新たに文化財を見守る体制を構築します。

2-5 文化財の保存技術の継承

徳富蘇峰・蘆花生家など建造物の保存修理工事は可能な限り地元業者へ発注し、修理を通じて地元における技術の習得や継承につなげます。

2-6 未指定文化財の保存方針の策定

薩摩街道の保存方針を検討し、必要な保存工事等を実施します。 未指定文化財は、新たな制度による保護を検討します。

2-7 資料の保存

資料の整理とリスト化、資料の受け入れ基準作成を行います。石坂川生涯学習センターなど文化財を収蔵する施設の保存環境の整備について検討します。

2-8 災害・盗難リスクの把握と情報収集体制の構築

文化財ハザードマップを作成し市の危機管理防災課や消防署、警察などの関係機関、所有者、地域住民等と共有します。文化財の被災情報を迅速に収集できる連絡体制を作ります。

2-9 事前対策の推進

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、耐震化、防火を踏まえた保存活用計画を 作成し、これに基づく対策工事等を行います。

文化財の被災や盗難に備えて文化財の規模・形状、特徴等を記録しておくとともに、被 災時の対応をマニュアル化しておきます。

2-10 防災意識の向上と、防災・盗難対策への支援

文化財防火デーの訓練を通じた文化財の所有者等の防災意識の向上と、防災・盗難対策 支援のため市の文化財保存整備費補助要綱を整備します。

2-11 災害時の対応

被災した文化財や災害・盗難から救出する文化財の一時保管場所の設定や、災害対策の マニュアルを作成します。

2-12 文化財の災害対策

指定等文化財、看板、標柱の日常点検と、更新を行い災害に備えます。 水俣城址、薩摩街道、指定樹木の保存・養生工事を実施します。

2-13 文化財の所在の周知

文化財リストを作成し、市の関係部署、所有者、地域住民等と共有します。庁内の地図情報のシステムを活用した指定文化財や埋蔵文化財包蔵地の所在地の情報を共有します。

(3) 方針3 公開活用の促進に関するアクションプラン

表 19 公開活用の促進に関するアクションプラン

				主体			事	 業期	間	
項目	番号	事業名とその内容	市	地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期
文化財	3 — 1	情報の公開、発信力の強化 ・講座・体験活動・資料の展示 ・パンフレット、リーフレットの発行及び改定 ・先端技術を活用した情報提供の検討 ・他の機関などと連携した情報発信	0			教育課 地域振興課 観光戦略課				->
別の公開の促進	3-2	調査結果を速やかに活かす、発信するサイクルづくり・適切な事業管理・調査成果をわかりやすく伝える資料の作成	0			教育課				
连	3-3	公開の促進・指定有形文化財の公開機会の提供・民俗芸能の公開機会の提供	0		0	教育課				\rightarrow
文化財の	3 – 4	歴史文化を知る機会の充実と人材の育成 ・外部有識者や担当職員による講座などの開催 ・ボランティアガイドの育成	0	0		教育課				\rightarrow
部育成 担う	3 — 5	次世代の育成 ・学校での普及活動の実施 ・子ども・親子を対象とした講座や体験教室の 実施	0		0	教育課				->
文化財の	3 – 6	文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備 ・看板などの更新、新規設置				教育課				\rightarrow
の 整 備	3-0	・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、 陣内官軍墓地)・文化財の整備、便益施設などの整備(その他)				教育課都市計画課教育課		>		>
文化財の新た	3-7	文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力 ある資源との連携 ・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施 ・横断的に情報を提供できる窓口づくり	0			教育課 観光戦略課 都市計画課 農林水産課				<i>→</i>
ト た よ な ほ		・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の 保存活用計画に基づく整備				教育課			\rightarrow	
な活用の促進	3-8	展示公開施設のネットワークづくり ・共通パンフレットの作成や周遊ルートの設定 ・資料の情報一元化、相互活用	0			教育課 水俣病資料 館 侍街道はぜ のき館				<i>→</i>
設置の検討展示公開施設	3-9	新たな展示公開施設設置の検討 ・市の資料を収蔵し、常設で展示公開する施設 設置の検討	0			教育課				>

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

事業の概要

3-1 情報の公開、発信力の強化

市の歴史文化に関心が向けられ、文化財が広く研究や地域振興に役立てられるよう、講

座や体験活動、資料の展示、パンフレット・リーフレットの発行または改定を行います。

AR・VRなど、先端技術の情報提供も検討します。観光部局や観光協会と連携した情報発信を行います。

3-2 調査成果を速やかに活かす、発信するサイクルづくり

発掘調査を含む様々な調査の成果は、速やかに発信できるよう、成果の公表を踏まえた 事業管理を行います。また、成果をわかりやすく伝える資料を作成します。

3-3 公開の促進

これまで公開機会が無かった指定等文化財は、市の主導により公開機会を設けていきます。民俗芸能も、市のイベントなどを活用して、公開機会を設けます。

3-4 歴史文化を知る機会の充実と人材の育成

外部有識者や担当職員による講座等を開催し、歴史文化を知る人材を増やし、ボランティアガイドの育成につなげます。

3-5 次世代の育成

学校での出前事業やアウトリーチ、教材の整備などの普及活動の実施や、子どもや親子 を対象とした講座や民俗芸能などの体験活動を実施します。

3-6 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備

文化財看板等の更新、新規設置を行います。

文化財の価値をわかりやすく伝えるための整備や、通路、休憩スペースなどの便宜施設の整備を行います。水俣城址は、新たな価値を目に見える形にする整備を行います。陣内官軍墓地は見学ルートの整備を行います。これらの整備には多大な費用と時間を要するため、どのように進めていくか検討のうえ実施します。

3-7 文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用

他の資源と組み合わせた周遊ルートの設定、観光部局との連携強化、連携したイベントを行います。観光面も文化財面も情報提供できる窓口をつくります。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、保存活用計画作成の中で、施設の特色を活かし多くの人が訪れるための保存活用を検討し、それに基づく整備を行います。

3-8 展示公開施設のネットワークづくり

市の展示公開施設は、ネットワークをつくり、共通パンフレットや周遊ルートを設定し 相互の活用を図るとともに、資料の情報共有や相互活用を行います。

3-9 資料館整備の検討

本市の歴史文化を常設で展示する新たな施設の設置についての検討を引き続き行います。

6 優先的・重点的に行う事業

様々な措置のうち、以下の措置については重点的かつ優先的に実施する措置を設定します。これらの措置は、災害による被災や継承者不足の危機に晒されている文化財への措置など、早急に取掛る必要があるものです。また、保存・活用の核に位置付けられる文化財に関連する個別具体的なもので、かつ地域計画全体を牽引する役割が期待できるものです。

災害に備える措置

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家に関する措置 民俗芸能の継承に関する措置 歴史文化の情報発信に関する措置 水俣城址に関する措置

(1) 災害に備える措置

近年は、地震や豪雨が頻発し、文化財の保存が懸念される状態です。事前に備えておく ことが重要となっています。下記の事業は、特に急がれるものです。

			主体			車	業期	問	
番号	事業名とその内容	市	地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期
2-8	災害・盗難リスクの把握と情報収集体制の構築 ・文化財ハザードマップの作成 ・連絡体制の構築	0	0	0	教育課 危機管理 防災課	\rightarrow			
2-9	事前対策の推進 ・文化財の記録(規模・形状・特徴など)	0			教育課	->			
2-13	文化財の所在の周知 ・文化財リストの作成と各関係者との共有 ・指定文化財・埋蔵文化財包蔵地の庁内での共有	0		0	教育課	\rightarrow			

表 20 災害に備えるアクションプラン

(2) 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家に関する措置

水俣市立蘇峰記念館は、徳富蘇峰の業績を紹介する展示公開施設です。国の登録有形文 化財建造物でもありますが、これまで建造物としての価値に着目した活用が図られていま せん。徳富蘇峰の顕彰は引き続き行いつつ、地域のシンボル施設として新たな魅力に着目 した活用が必要です。

徳富蘇峰・蘆花生家の「町家」の構造は、生家が立地した浜町の歴史が反映されています。 今後は建物単体の価値だけではなく、周辺や観光を含めた来訪者の周遊ルートの拠点に位 置付け、地域振興につなげることが必要です。また、老朽化が進行しているため、計画的 な修繕なども必要となっています。

表 21 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家に関するアクションプラン

			主体			事	業期	間	
番号	事業名とその内容	市	地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期
2-2	適切な保存対策 ・水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計画作成、これに基づく工事	0			教育課			->	
	・徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基づく 工事								
2-5	文化財の保存技術の継承 ・建造物の保存修理工事の地元業者への発注を通じた技	0			教育課				->
	術の習得・継承								
2-9	事前対策の推進 ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水俣市	0			教育課				->
	立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家) ・上記に基づく対策工事等の実施				NA EL VE				
3-6	文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備 ・看板などの更新、新規設置	0			教育課				>
	文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源 との連携				教育課				
3-7	・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施	0			観光戦略課都市計画課				>
	・横断的に情報を提供できる窓口づくり				農林水産課				->
	・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存活用 計画に基づく整備	0			教育課			->	
	展示公開施設のネットワークづくり ・共通パンフレットの作成や周遊ルートの設定				教育課 水俣病資料				>
3-8	・資料の情報一元化、相互活用	0			館 侍街道はぜ のき館				->

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

(3) 民俗芸能の継承に関する措置

地域に伝わる民俗芸能は、過疎化と高齢化が進行したことにより、継承者の確保が難しくなっています。民俗芸能の多くは、神社の祭礼で奉納されて来ましたが、祭礼そのものが実施されなくなることで、発表の場も少なくなりつつあります。民俗芸能の価値や魅力を多くの人に伝え、継承に関わる人材の確保につなげることが必要です。

表 22 民俗芸能の継承に関するアクションプラン

	-								_
			主体			事	業期	間	
番号	事業名とその内容	市	地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期
2-2	適切な保存対策 ・民俗芸能の記録の作成	0		0	教育課	->			
3-1	情報の公開、発信力の強化 ・講座・体験活動・資料の展示 ・パンフレット、リーフレットの発行及び改定 ・先端技術を活用した情報提供の検討 ・他の機関などと連携した情報発信	0			教育課 地域振興課 観光戦略課				>

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

			主体			事	業期間		
番号	事業名とその内容	市	地域	所有者等	市 担 当 課	前	中	後	次期
3 – 3	公開の促進 ・民俗芸能の公開機会の提供	0		0	教育課				>
3-5	次世代の育成 ・学校での普及活動の実施 ・子ども・親子を対象とした講座や体験教室の実施	0		0	教育課				>

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

(4) 歴史文化の情報発信に関する措置

本計画の作成に当たり実施した市民アンケートでは、江戸時代以前の本市の歴史が市民に知られていないことがわかりました。また、近年まで大規模事業に伴い行われた発掘調査の成果などは、市民に充分に伝わっていない状態です。

さらに、常設で歴史文化を概観できる施設がない本市では、今できる形での情報発信や 講座などにより、本市の歴史文化を伝えていくことが必要です。

事業期間 事業名とその内容 番号 中後期 市 前丨 域 人員体制の確保、研究機関との連携強化 1 - 4・専門性が維持される人員配置と育成 \bigcirc 教育課 ・研究機関との連携 情報の公開、発信力の強化 ・講座・体験活動・資料の展示 教育課 ・パンフレット、リーフレットの発行及び改定 地域振興課 ・先端技術を活用した情報提供の検討 観光戦略課 ・他の機関などと連携した情報発信 調査結果を速やかに活かす、発信するサイクルづくり ・適切な事業管理 3 - 2教育課 ・調査成果をわかりやすく伝える資料の作成 公開の促進 ・指定有形文化財の公開機会の提供 ○ |教育課 3 - 30 ・民俗芸能の公開機会の提供 歴史文化を知る機会の充実と人材の育成 ・外部有識者や担当職員による講座などの開催 0 教育課 ・ボランティアガイドの育成 次世代の育成 ○ 教育課 3 - 5・学校での普及活動の実施 ・子ども・親子を対象とした講座や体験教室の実施

表 23 歴史文化の情報発信に関するアクションプラン

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

(5) 水俣城址に関する措置

水俣城址は、肥後と薩摩の境界にある本市の特徴がよく表れた城郭です。今後その価値をさらに明らかにし、目に見える形での整備を検討していきます。また、シラス台地に立地しているために崩落が頻発しています。城は住宅密集地にあり、城の崩壊は周辺へ及ぼ

す被害も懸念されるため、保存措置を検討していきます。

表 24 水俣城址に関するアクションプラン

			主体			事	業期	間	
番号	事業名とその内容	市	地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期
1 – 2	文化財の調査 ・価値を明らかにする調査(水俣城址)	0			教育課			->	
2-12	文化財の災害対策 ・文化財、看板、標柱の日常点検、更新	0			教育課 危機管理				\rightarrow
	・保存・養生工事の実施(水俣城址)				防災課				
3-6	文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備 ・看板などの更新、新規設置	0			教育課				\longrightarrow
3-6	・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、陣内 官軍墓地)				教育課 都市計画課		->		

○中心となって取り組む ○協力して取り組む

第8章 関連文化財群

1 関連文化財群に関する事項

(1) 関連文化財群設定の目的

「関連文化財群」とは、『地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができる。』(「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」令和5年<2023>3月最終変更、文化庁)ものとして設定するものです。

関連文化財群を設定した場合、それぞれの関連文化財のストーリーを通じて、地域の歴史文化をわかりやすく伝えることが出来るとともに、「相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力」が創出され、次のような効果が期待できます。

- ・多様な文化財が、共通の背景や文脈に基づく関連文化財群としてつながりあい相乗効果を発揮することによって、群としての価値や魅力が顕在化され、住民や来訪者の理解が促進されます。また、そのことによって、住民による文化財の主体的な保存管理や利用、来訪者の増加が期待されます。
- ・文化財に対する住民の知識・意識の向上、及び様々な取組への参加、活動の促進が期待されます。
- ・まちづくりや地域活性化の資源として、住民・地域団体などの多様な主体による文化 財の多面的な活用(観光、交流、地域経済、行事・イベント、まち歩きなど)が期待 されます。

このため、本市においても、全体のストーリーを通じて、本市の歴史文化をわかりやすく伝える役割を担うものと位置づけるとともに、文化財の保存・活用を目指すうえで関連文化財群が有効な仕組であると考え、設定することとします。

(2) 関連文化財群設定の考え方

本市には多様な文化財が存在することから、「歴史文化の特性」に沿った、複数の関連文化財群を設定することが可能です。

しかし、本市には以下のような課題があります。

- ・関連文化財群の設定に必要となる、具体的な文化財の現状把握、調査が十分とは言えません。利活用の可能性も含めた文化財の確認・精査が必要です。
- ・関連文化財群の核となる指定等文化財や一定の価値付けがなされた文化財が少ない状況です。
- ・文化財の保存・整備が進んでいません。
- ・第7章に掲げた「文化財の保存・活用に関する措置」も実行しなければならず、実施 体制が不十分です。

このため、関連文化財群を設定しても、保存・活用に至るまで相当の期間を要する可能性があります。そこで、今回の計画期間においては、これまである程度活用されているものや、市の他部署などで実施している事業と連携できるものなど早期に実行可能なものを設定します。また、早期の事業実現によって、ほかの文化財の保存・活用にも波及効果が

期待できます。

そのため、今回の関連文化財群の設定においては、早期の事業実現可能性を主眼において、 以下の基準を設けるものとします。

なお、関連文化財群は、今後の文化財の把握調査の進展や事業の進捗状況に応じて見直 していくものとします。

①関連文化財群設定の基準

- ・本市の歴史文化をわかりやすく伝えるストーリーが設定できるもの。
- ・複数の構成文化財からなるもの。
- ・構成文化財に共通する保存・活用のテーマなどが見いだせ、効率のよい措置が図られるもの。
- ・関連文化財群の効果がまちづくりや観光振興、住民の活動に波及すること。
- ・本計画期間において、既存事業や市の他部署との連携、住民・地域団体などの参加を 含め、限られた人員と予算において実現可能性が高いこと。

②構成文化財の要件

関連文化財群を構成する個別の文化財である「構成文化財」は、以下の要件を設けるものとします。

- ・一定の価値が把握され、ストーリーとの関連性が解説できるもの。 価値の把握は、市が行ったものに限らない。
- ・有形のものは存在することが把握されているもの。
- ・見学可能であるもの。敷地内に入ることができなくても、外部から見ることができる もの。見学可能な時期・期間があるものを含む。
- 市が所蔵するもので通常は公開していないが、公開の機会を設けることが可能なもの。

(3) 関連文化財群の設定

第3章で整理した「水俣市の歴史文化の特性」及びその把握に用いたキーワードと、①・②に掲げた設定の基準と構成文化財の要件をふまえ、かつ全体のストーリーを通じて、本市の歴史文化をわかりやすく伝えることを念頭に検討した結果、次の4つを関連文化財群とします。

資料編

歴史文化の特性		関連文化財群									
テーマ	キーワード	水俣の地形が 織りなす自然			自然と生きる 水俣の営み			肥薩国境の 守りと結び		水俣が生んだ 偉人の足跡	
		地質が生んだ景観、 息づいている貴重な 動植物など自然から なる文化財群			自然と人の営み、環 境復元で創出された 空間を含む文化財群			人々が行き交う文化 の結節点かつ肥後の 守りであった本市の 特性を表す文化財群		徳富蘇峰・蘆花兄弟 を生んだ背景と彼ら の功績、足跡からな る文化財群	
自然環境豊かなまち	山・海・川										
	地形										
	自然とつながる										
	多様な動植物										
	復元された自然										
再生するまち	古くから始まった くらし										
	開拓・開削										
	自然への畏敬										
	産業										
	再生への取組み										
攻防のまち肥後と薩摩との境界・	城										
	くり返される戦い						,				
	守る										
	攻防の要所										
	肥後と薩摩の狭間										
通じるまち 強いるまち	文化圏										
	交流										
	交通網										_
	行き交う人と物										
<i>1</i> 3*-	偉人の足跡										
			サルク	\#±\#		- 188	ナル _日 ナ	群」の関連			

図 24 「歴史文化の特性」と「関連文化財群」の関連

ア「水俣の地形が織りなす自然」

山地には、それを生んだ溶岩の性質による独特な平坦な地形や滝があり、海岸部にはリアス海岸や小規模な湾が連なり、湧出する豊かな水が流れる川があります。海岸部と山間部にそれぞれ温泉があります。

これらの地形が織りなす様々な風景、自然環境、息づいている貴重な動植物、時にもたらされる災害の痕跡からなる文化財群です。

(設定理由)

- ・湯出七滝、寒川水源は、市や地域住民によって活用されている。
- ・構成文化財に文化財指定を受けたものや、未指定であるが一定の評価がされているも のが含まれる。
- ・市民アンケートで、景観に関する興味関心が高い。
- ・公園や護岸など、自然に触れることができる施設が多い。

イ「自然と生きる水俣の営み」

自然の恵みを得て旧石器時代から始まった本市の暮らしと、山地が多く地形的に稲作が厳しい中で、耕地を得るために地形を切り拓いた人々の努力の痕跡、地形を生かし営んできた産業、また、その苦労の中で生まれた自然に対する畏敬に関する文化財群です。公害からの環境復元事業により新しく創出された場所を含みます。

(設定理由)

- 「つなぐ棚田遺産」に選定されている棚田がある。地域の活動もある。
- ・構成文化財に文化財指定を受けたものや、未指定であるが一定の評価がされているも のが含まれる。
- ・拠点となる施設として侍街道はぜのき館、水俣市立水俣病資料館がある。

ウ「肥薩国境の守りと結び」

古くから様々な道が通じた交通の要衝であると同時に、緊張が生まれる場でもあり、戦乱の時代から江戸時代を通じて、薩摩側からの侵攻の波を防御する防波堤の役割を担った本市の特性を表す文化財群です。他地域との交流、薩摩、南九州と接することで生まれた文化財を含みます。

(設定理由)

- ・構成文化財に文化財指定を受けたものや、未指定であるが一定の評価がされているも のが含まれる。
- ・標柱が設置され(薩摩街道)、一定の整備がされている(日本一長い運動場)。
- ウォーキングなどに活用されている実績がある。

エ「水俣が生んだ偉人の足跡」

戦国時代から、町場として形成され、人々が行き交う交通上の要所でもあった浜町に商家として根差していた徳富家は、文化人との交流で、文教の機運や教育を重んじ、後に徳富蘇峰・蘆花兄弟を生み出しました。本市を頻繁に訪れて市民と交流し、様々な痕跡を残した徳富蘇峰、著作の中で当時の水俣の人や風景を伝えた徳冨蘆花の功績、痕跡からなる文化財群です。

(設定理由)

- ・拠点となる施設として水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家がある。
- ・石碑群は所在が把握されている。
- ・地域住民による顕彰活動がある。

(4) 関連文化財群のストーリーと構成文化財

ア「水俣の地形が織りなす自然」

【ストーリー】

水俣市には山・海・川があります。山地は全体として標高が低く傾斜が緩やかで、特に市の南東部の山地には、それを作り出した溶岩の性質によって独特な平坦地形や、滝が形成されています。滝では、溶岩が固まる際にできた節理が観察されます。市の北側の海岸部は、起伏のある山地が海に接したためにリアス海岸となり、小規模な湾が連なる美しい景観があります。北に水俣川、南に湯出川があり、市の西側で合流して海へ注ぎ、河川沿いには、淵や河岸段丘、自然堤防があります。温泉が山間部と海岸部にあり、それぞれ違う魅力を持ち、本市の観光を支えています。

このような自然のなかに希少な植生、植物、動物が観察されます。熊本県の特定植物群落や、自然環境保全地域があります。恋路島では照葉樹林が成長し、湯の児海岸や袋海岸ではヘゴやキイレツチトリモチなどの希少種が見られます。動物では、山間地に国指定天然記念物ヤマネや猛禽類クマタカ、海ではタツノオトシゴの新種ヒメタツが生息しています。これらの動物の存在は、本市の自然度が高いことを表しています。

本市の自然環境は、明治時代から続く「競り角」を始め、特に近年、山、海、川を活かした様々なアクティビティに活用され、新たな魅力を発しつつあります。

また、自然は時に災害をもたらし、久木野の山上遺跡では、土石流の痕跡が出土しており、 本市は地形的に土砂崩落や、河川の氾濫に悩まされてきた土地でもあります。

公害を経験した本市の市民にとって、これらの自然や自然景観は大切な文化財となっています。

表 25 「水俣の地形が織りなす自然」の構成文化財

関連する「歴史文化の特性」のキーワード:山・海・川、地形、多様な動植物

キー ワード	所在地	名称	時代	分類	指定等	番号
山	湯出	湯の鶴温泉	-	その他	未指定・ 国民保養温泉地	1
· 海 :	湯の児	湯の児温泉	-	その他	未指定・ 国民保養温泉地	2
Л	_	- 記念物(名勝地)			未指定	3
	湯出	水俣大滝	-	記念物(〃)	<i>11</i>	4
	//	箱滝	-	記念物(〃)	<i>11</i>	5
地形	//	小滝	_	記念物(〃)	<i>11</i>	6
形	//	のれん滝	-	記念物(〃)	<i>11</i>	7
	//	座頭滝	_	記念物(〃)	11	8
	長崎	なべ滝	_	記念物(〃)	//	9

キー ワード	所在地	名称	時代	分類	指定等	番号
	〈 o o o o o o o o o o o o o o o o o o o	寒川水源	_	その他	<i>11</i>	10
	袋	^{ひゃすじ} 冷水水源	_	その他	<i>11</i>	11
	湯出	鬼の材石	_	記念物(地質鉱物)	//	12
	ょうがねを 宝川内	宝川内の柱状節理	_	記念物(ル)	<i>11</i>	13
地形	-	恋路島の妻恋岩	_	記念物(〃)	11	14
	秋葉山	鶏 石	_	記念物(〃)	<i>II</i>	15
	湯の児	湯の児海岸	_	記念物(名勝地)	11	16
	まれい 亀嶺峠	亀嶺峠	_	記念物(名勝地)	未指定	17
	//	朝山陽詩碑	_	有形(建造物)	<i>11</i>	18
	宝川内	宝川内災害関連碑		有形(建造物)	11	19
	浜町	永代橋跡		その他	<i>11</i>	20
	袋	ヘゴ	_	記念物(植物)	<i>II</i>	21
47	//	キイレツチトリモチ	_	記念物(植物)	//	22
多 様	_	ヒメタツ	_	記念物(動物)	11	23
多様な動植物	さしこば 越小場	無田湿原	_	記念物	市指定· 県自然環境保全地域 県特定植物群落	24
	袋	キイセンニンソウ	_	記念物(植物)	市指定・ 県特定植物群落	25



写真 36 キイレツチトリモチ

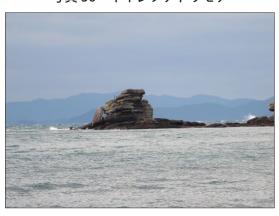


写真 38 妻恋岩 (恋路島)



写真 37 ヘゴ



写真 39 賴山陽詩碑



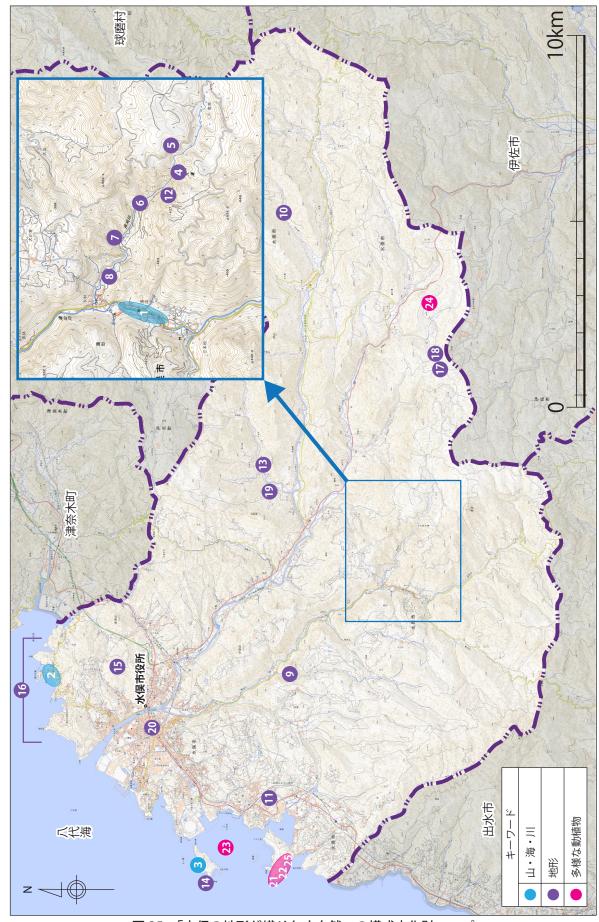


図 25 「水俣の地形が織りなす自然」の構成文化財マップ

イ「自然と生きる水俣の営み」

【ストーリー】

水俣市には、旧石器時代から人々が暮らして来ました。縄文時代、弥生時代の南福寺貝塚、初野貝塚のように、豊富な海の恵みを享受する暮らしがありました。

土地面積の7割が山地の本市では、土木技術を用いて棚田や水路、堰を築いて農地を確保し、穏やかで干満の差が激しく、砂浜が発達した沿岸部では、江戸時代から塩田を造成しました。海岸部には、江戸時代には熊本藩の水夫や船が備えられるほど、操船技術が巧みな人々が居たと思われます。海岸部まで迫る山地からは、舟で搬出しやすい利点を生かし、林産物を主要な産物としていました。ほかに産業として定着したものに、ハゼ栽培がありました。ハゼは温暖で水はけのよい台地などに植樹され、熊本藩内でも一大産地となり、数は減ったものの現在も日本有数の産地です。広い平坦地が広がり、安山岩の風化土が堆積する市の南東部は、茶の名産地になっています。海沿いの日当たりのよい山地や海岸段丘などでは、柑橘類や「サラダたまねぎ」が栽培されています。これらの棚田、茶園、柑橘園、ハゼ畑は、本市の特産物を生み出すとともに、水俣の代表的な農業風景となっています。こうした暮らしの中で、実りに感謝するため民俗芸能が地域の神社に奉納されて来ました。

水俣川と湯出川は水俣の名の由来ともなり、地域に多くの恩恵を与えてきた反面、度重なる氾濫に悩まされ、昭和初期に河口部の大規模改修が行われ、現在の流路となっています。

また、本市では水銀を含む排水が海に流されたことによりもたらされた健康被害、いわゆる水俣病が発生し、人命や自然環境が破壊されました。そのため環境復元を目指し様々な事業が行われ、それらは有形無形の文化財となり、市民の生活に溶け込んでいます。一定期間閉鎖され漁獲が禁止されていた海は、豊かさを取り戻し、水銀を含む汚泥を封じ込めた埋立地であるエコパーク水俣一帯は、再生復元を象徴する景観となっています。

「自然と生きる水俣の営み」は、自然と人との関わりの中で生まれた文化財群です。

表 26 「自然と生きる水俣の営み」の構成文化財

関連する「歴史文化の特性」のキーワード:古くから始まったくらし、開拓・開削、自然への畏敬、産業、 再生への取組

キー ワード	所在地(区)	名称	時代	分類	指定等	番号
始まっ	石坂川	^{いしとび} 石飛遺跡	旧石器	記念物(史跡)	市指定	1
	南福寺	南福寺貝塚	縄文	記念物(史跡)	市指定	2
たくら	水俣市資料	南福寺貝塚出土遺物	縄文	有形 (美工·考古資料)	未指定	3
5	初野	初野貝塚	弥生	埋蔵文化財包蔵地	<i>11</i>	4
品開	〈 ぎ o 久木野	久木野校区の棚田	_	文化的景観	未指定・ つなぐ棚田遺産	5
開開拓	湯出	白岩の棚田	-	文化的景観	未指定	6
	//	湯出棚田花公園	_	文化的景観	<i>11</i>	7
白	宝川内	宝川内臼太鼓踊り	近世	無形の民俗文化財	//	8
自 畏 然	//	宝川内志賀段七踊り	近世	無形の民俗文化財	11	9
敬への	久木野	久木野俵おどり	近世	無形の民俗文化財	11	10
	//	久木野棒おどり	近世	無形の民俗文化財	//	11

キー ワード	所在地(区)	名称	時代	分類	指定等	番号
	etisu 侍	宝暦ハゼ	近世	記念物(植物)	未指定	12
	侍・小田代	侍・小田代台地のハゼ 群	近世	記念物(植物)	未指定・ふるさと 熊本の樹木	13
	塩浜町	塩釜神社	近世	有形 (建造物)	未指定	14
	塩浜町	四十間塘跡	近世	遺跡	<i>''</i>	15
産	11	塩浜耕地整理記念	近世	有形(建造物)	<i>''</i>	16
産業	//	大廻の塘跡	近世	遺跡	<i>II</i>	17
	汐見町	古間の塘跡	近世	遺跡	<i>II</i>	18
	水俣市資料	水俣十二景	近代	有形(美工・絵画)	11	19
	_	丘陵地の農地景観	_	文化的景観	11	20
	_	茶畑の景観	_	文化的景観	11	21
	_	漁港の景観	_	文化的景観	11	22
再収生組へ	汐見町	エコパーク水俣一帯の 景観	現代	その他	//	23
組への	明神町	水俣メモリアル	現代	その他	<i>II</i>	24
	水俣市資料	水俣病資料館収蔵資料	現代	その他	//	25
関連文	化財群の理解を	深める施設				

侍街道はぜのき館

水俣市立水俣病資料館



写真 40 塩釜神社



写真 42 宝暦ハゼ



写真 41 久木野校区の棚田



写真 43 茶畑の景観

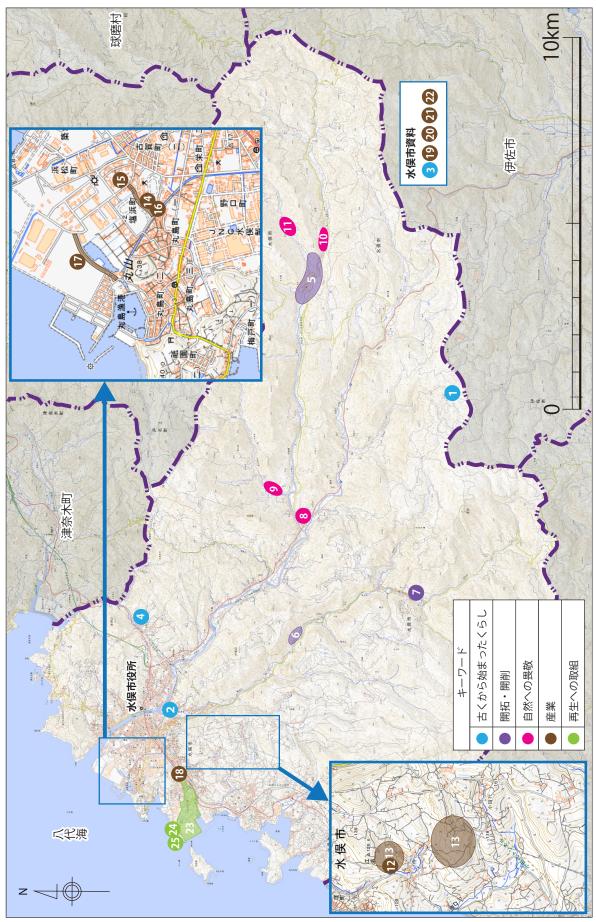


図 26 「自然と生きる水俣の営み」の構成文化財マップ

<u>ウ「肥薩国境の守りと結び」</u>

【ストーリー】

水俣市は市域の7割を山地が占めますが、山地の標高は低く、傾斜が緩やかな地形であること、西側が海に開口していることから、交通の要衝となりえる条件が揃っていました。

旧石器時代から遺物や遺構に他地域との交流の痕跡が見えます。北園上野古墳群では、北九州と南九州の文化交流と、それらを取り入れた地域独自の文化の発展がうかがえます。古代には、市の東西それぞれに官道が通じます。江戸時代には、薩摩街道、大口街道、大隅街道が通じ、浜町や陣内は宿場町、浜町は河口の物資輸送の拠点としても発展し、街道には石橋が架けられました。近代には、港や鉄道も整備され、現代も水陸両方の交通の要衝です。

交通の要衝であることは同時に国境の緊張を生み、戦乱の時代から江戸時代を通じて、薩摩側から寄せる侵攻の波を防御する肥後の防波堤的役割を担って来ました。戦国時代、水俣城の戦いでは相良軍と島津軍の間で、次のような連歌が歌われました。「秋風にみなまた落つる 木の葉かな」「寄せては沈む 月の浦波」。この歌は係争が繰り返された本市をよく表しています。また、徳富蘇峰も本市を「アルザス・ローレンス地方※」と称しました。豊臣秀吉はこの地の安定を図り、加藤清正は堅牢な城を築きました。細川氏は、要所に御番所を置き、また有事に備え郡筒※を編成しました。明治10年(1877)の西南戦争では、本市は伊佐を拠点とする薩軍に対して、官軍の重要な拠点となり激しい戦いが展開しました。

一方で本市の浄土真宗の寺に信仰を求めて薩摩から来た人々や、薩摩藩の貨幣鋳造を試 みた遺跡など、薩摩との関わりも見られます。

本市にはこれらの交通や交流の軌跡、肥後の守りを果たしたことを示す文化財が残されています。

表 27 「肥薩国境の守りと結び」の構成文化財

関連する「歴史文化の特性」のキーワード:文化圏、交流、交通網、行き交う人と物、城、くり返される戦い、 守る、攻防の要所、肥後と薩摩の狭間

キー ワード	所在地(区)	名称	時代	分類	指定等	番号
文	石坂川	石飛遺跡	旧石器	記念物(史跡)	市指定	1
文化圏	初野	初野貝塚	弥生	埋蔵文化財包蔵地	未指定	2
交流	水俣市資料	北園上野古墳群の出土遺物	古墳	有形(美工·考古資料)	<i>11</i>	3
流	11	ませんちゅうぞう 銅銭鋳造跡の出土遺物	近代	有形(美工·考古資料)	<i>11</i>	4
網苑	_	薩摩街道	近世	記念物(遺跡)	未指定・ 歴史の道百選	5
/年	袋	袋御番所跡	近世	その他	未指定	6
きゃし	石坂川	石坂川御番所跡	近世	その他	//	7
交通網	水俣市資料	判鑑	近世	有形(美工·古文書)	11	8
行き交う人と物	袋	^{ひゃすじ} 冷水水源	1	その他	//	9
17/1	江添	峠の地蔵さん	近世	有形(美工・彫刻)	//	10

¹ 現フランス領アルザス・ロレーヌ地方。フランスとドイツが長く領有権を争った地。

² 鉄砲を所持し、有事の際に動員されて防衛に当たる。現在の「芦北鉄砲隊」の祖。

キー ワード	所在地(区)	名称	時代	分類	指定等	番号
	陣内	水神さん	中世	有形(美工・彫刻)	未指定	11
	袋	it files	近代	有形 (建造物)	//	12
	//	冷水の石橋	近世	有形 (建造物)	//	13
	坂口	坂口の石橋	近世 (復元)	有形(建造物)	//	14
行	浜町	永代橋跡	近世	その他	<i>11</i>	15
き交交	陣内	新町の石橋	近世	有形 (建造物)	<i>11</i>	16
行き交う人と物交通網/	大迫	くまんさで 隈迫の石橋	近世 (復元)	有形(建造物)	//	17
と / 物	小津奈木	前田(瀬戸)の石橋	近世	有形 (建造物)	津奈木町指定	18
123	//	上原(前田)の石橋	近世	有形 (建造物)	未指定	19
	大迫	元村川の石橋	近世	有形 (建造物)	//	20
	江添	公徳碑	現代	有形 (建造物)	<i>11</i>	21
	月浦	薩摩街道石碑	現代	有形 (建造物)	//	22
	_	山野線跡(日本一長い 運動場)と駅跡	近現代	記念物(遺跡)	//	23
	古城	水俣城址	中・近世	有形 (建造物)	市指定	24
	陣内	加藤神社	近代	有形 (建造物)	未指定	25
	古城	城山公園	現代	その他	//	26
	陣内	加藤清正公木像	近世	有形(美工・彫刻)	市指定	27
城	//	加藤清正公霊牌	近世	有形(美工・書跡)	市指定	28
<	古城	深水宗方旧里ノ碑	近代	有形 (建造物)	未指定	29
り	水俣市資料	豊臣秀吉朱印状	近世	有形(美工・古文書)		30
辿され	//	加藤清正禁制	近世	有形(美工・古文書)		31
城/くり返される戦い	etien 侍	お上り石	近世	その他	//	32
	神原	陣原	_	その他	<i>II</i>	33
/ 守る	侍	肥前陣	_	その他	//	34
	なんぷくじ 南福寺	宇土陣	-	その他	//	35
攻防	くまじん 熊陣山	熊陣山	_	その他	<i>II</i>	36
の要所	陣原	千人塚	近代	有形 (建造物)	11	37
所	//	仏石	近代	有形 (建造物)	11	38
	古城	薩軍慰霊碑	現代	有形 (建造物)	<i>11</i>	39
	//	陣内官軍墓地	近代	記念物(史跡)	県指定	40
	水俣市資料	薩軍の背嚢	近代	有形(美工·歴史資料)	未指定	41
	//	宿泊者名簿	近代	有形(美工·歴史資料)	//	42
肥	袋	袋棒おどり	近世	無形の民俗文化財	市指定	43
肥後と薩照	_	恋路島の伝説	近世	その他	未指定	44
間薩摩	浜町	薩摩部屋	近世	有形 (建造物)	市指定	45
Ø	//	親鸞聖人直筆名号	近世	有形(美工・書跡)	<i>II</i>	46





写真 44 加藤神社



写真 46 新町の石橋



写真 48 坂口の石橋



写真 50 銅銭鋳造跡の出土遺物



写真 45 薩摩街道石碑



写真 47 水俣城址



写真 49 薩摩街道



写真 51 熊陣山

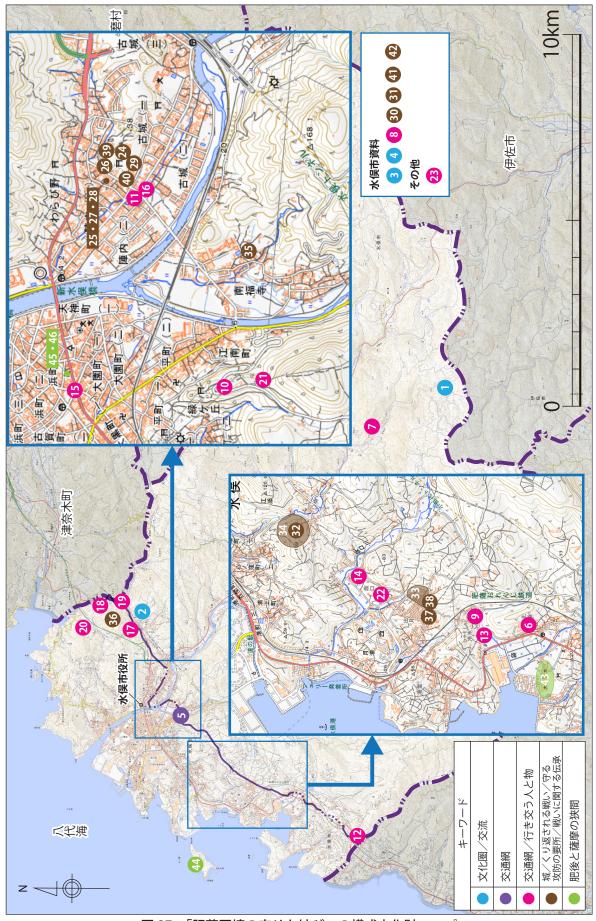


図 27 「肥薩国境の守りと結び」の構成文化財マップ

エ「水俣が生んだ偉人の足跡」

【ストーリー】

水俣市には徳富蘇峰・蘆花を輩出した徳富家があります。兄弟は幼少期を浜町の商家である徳富家で過ごしました。

浜町は、戦国時代から町場として形成されていました。その要因は、当時は浜町が南北を川に挟まれた中洲にあり、南北のそれぞれに港があり物資輸送の拠点となっていたからと考えられます。徳富家は武家であり、熊本藩の役職も務めていましたが、それだけでは生活ができなかったため、浜町を拠点に、廻船業などを行い繁栄していました。蘇峰・蘆花が幼少期を過ごした家は、町家で、商業の町としての浜町の象徴でもあります。

浜町は、宿場町として交通上の要所でもあり、頼山陽などの文化人が訪れています。浜町に根差していた徳富家は、彼らと交流し、交流で生まれた文教の気運や教育を重んじる家風が、徳富一敬、蘇峰、蘆花を生んだとも言えます。徳富家第5代の久貞(太多七)は、私塾を開きましたが、蘇峰も、熊本市で大江義塾を開いています。本市の最初の図書館は、蘇峰の寄付をもとに建設され、またその蔵書も蘇峰の寄贈本からスタートしています。本市では、蘇峰の思いを継承し、移動図書館に「そほう号」と名付け、遠隔地にも本を届けています。

徳富蘇峰は、頻繁に水俣を訪れて市民と交流し、記念する石碑が各地に残されています。 袋天満宮の蘇翁筆塚は、日本で唯一蘇峰の筆を納めた塚で、それを記念する「蘇峰筆塚顕 彰書道展」が毎年開催され、市内外の児童・生徒が蘇峰の業績を学びつつ、書を書いてい ます。牧ノ内の徳富家代々の墓地には、蘇峰夫妻の墓が建立されています。

徳冨蘆花は、蘇峰と比べるとあまり水俣を来訪してはいませんが、その著作『死の陰』には、 蘆花が水俣を訪れた際のことが書かれています。自然の描写を得意とした蘆花の筆によっ て、当時の水俣の人や風景を今そこにあるかのように感じることができます。

表 28 「水俣が生んだ偉人の足跡」の構成文化財

関連する「歴史文化の特性」のキーワード:偉人の足跡

キー ワード	所在地(区)	名称	時代	分類	指定等	番号
	陣内	水俣市立蘇峰記念館 (旧淇水文庫)	現代	有形(建造物)	国登録	1
	 浜町 	徳富蘇峰・蘆花生家	近世 近代	記念物(史跡)	県指定	2
	//	蘆花公園	現代	その他	未指定	3
	//	独生和尚修行の地	近世	その他	<i>11</i>	4
偉 人	まきのうち 牧ノ内	徳富家墓地	近世	記念物(史跡)	<i>11</i>	5
の	袋	袋天満宮	近世	有形 (建造物)	11	6
足跡	湯出	清音橋	現代	有形(建造物)	<i>II</i>	7
	陣内	蘇峰記念館資料	現代	有形(美工·歴史資料)	<i>11</i>	8
	浜町	蘇峰資料(図書館)	現代	有形(美工·歴史資料)	<i>11</i>	9
	陣内	徳富蘇峰文学碑	現代	有形 (建造物)	11	10
	八幡町	徳富蘇峰詩碑 (愛郷詩碑)	現代	有形(建造物)	II.	11
	陣の坂	公徳碑	現代	有形(建造物)	<i>11</i>	12

キー ワード	所在地(区)	名称	時代	分類	指定等	番号
	頭石	蘇峰先生曽遊之地記念碑	現代	有形 (建造物)	未指定	13
	袋	蘇翁筆塚碑	現代	有形 (建造物)	11	14
偉人	湯の児	蘇峰歌碑 (花外夕陽山碑)	現代	有形(建造物)	II.	15
	湯の児	徳富蘇峰詩碑(執中碑)	現代	有形 (建造物)	<i>11</i>	16
の足跡	//	徳富蘇峰詩碑 (逆風張帆碑)	現代	有形(建造物)	II.	17
<i>Ш</i>),	陣内	徳冨蘆花文学碑	現代	有形 (建造物)	11	18
	浜町	徳冨健次郎先生顕彰之碑	現代	有形 (建造物)	11	19
	湯の児	徳冨蘆花歌碑	現代	有形 (建造物)	<i>11</i>	20
	亀嶺峠	萬寿山碑	現代	有形(建造物)	<i>11</i>	21



写真 52 清音橋



写真 54 蘇峰先生曽遊之地



写真 56 徳富家墓地



写真 53 蘇翁筆塚碑



写真 55 徳冨蘆花歌碑



写真 57 水俣市立蘇峰記念館(旧淇水文庫)

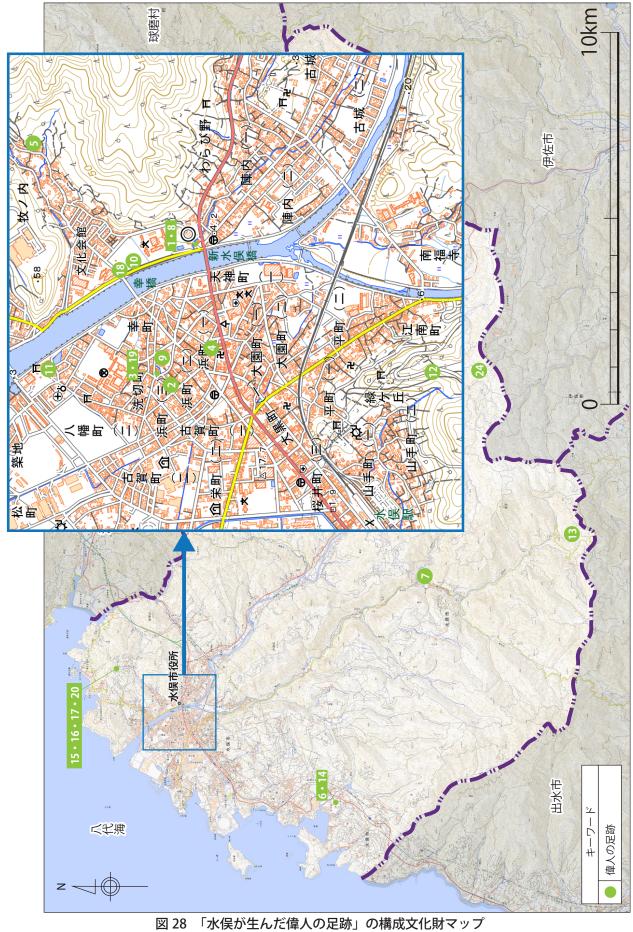


図 28

2 関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針

(1) 関連文化財群ごとの現状と課題・方針

前節で設定した関連文化財群ごとに、現状と課題、今後の保存・活用の方針について記載します。

ア「水俣の地形が織りなす自然」

本市の地質が生んだ景観、息づいている貴重な動植物などの自然からなる文化財群です。

(現状と課題)

- ・関連文化財群としての周知は行われていないため、今後行っていく必要があります。
- ・名勝地など把握調査が十分でないものがあり、調査が必要です。
- ・現在、市の指定記念物には、名勝地、地質鉱物がありません。調査のうえ重要なもの は指定していく必要があります。
- ・構成文化財を結んだ周遊ルートの設定や、イベントを実施する必要があります。観光 面での活用が進んでいるものがあり、近年は様々なアクティビティの場となっていま す。これらの取組と連携し、文化財を効果的に保存・活用することが必要です。
- ・標柱や看板が設置されているものは限られます。計画的に設置していくことが必要です。

(方針)

- ・関連文化財群に関するパンフレットを作成します。
- ・把握調査を行います。
- ・文化財指定候補リストを作成し、個別の調査を行い、重要であると認められるものは 指定し、保護を図っていきます。
- ・関係機関と連携し、周遊ルートの設定、イベントを実施します。
- 看板等を計画的に設置していきます。

イ「自然と生きる水俣の営み」

本市の人々が生活した痕跡、地形を切り拓き、地形を生かし営んできた産業に関する文 化財群です。環境復元事業により新しく創出された空間を含みます。

(現状と課題)

- ・関連文化財群としての周知は行われていないため、今後行っていく必要があります。
- ・把握調査が十分でないものがあります。

各地区・集落における民俗芸能の継承等の役割も担う神社の一連の祭礼・伝統行事、 地域コミュニティの様々な歴史文化が受け継がれている寺社内の構造物、塩田・街道 関連遺構、本市の近代化から、環境汚染がもたらした健康被害、いわゆる水俣病の発 生とその後の地域再生に関連する近現代の遺産など調査が必要です。

- ・現在、市の指定記念物には、文化的景観がありません。調査のうえ重要なものは指定していく必要があります。
- ・構成文化財を結んだ周遊ルートの設定や、イベントを実施する必要があります。連携できる施設「水俣病資料館」、「侍街道はぜのき館」があり、これらの取組と連携し、文化財を効果的に保存・活用することが必要です。

・標柱や看板が設置されているものは限られます。計画的に設置していくことが必要で す。

(方針)

- ・関連文化財群に関するパンフレットを作成します。
- ・把握調査を行います。
- ・文化財指定候補リストを作成し、個別の調査を行い、重要であると認められるものは 指定し、保護を図っていきます。
- ・関係機関と連携し、周遊ルートの設定、イベントを実施します。
- 看板等を計画的に設置していきます。

ウ「肥薩国境の守りと結び」

交通の要衝であると同時に、肥後の守りとして機能してきた本市の特性を表す文化財群です。他地域との交流、薩摩、南九州と接することで生まれた文化財を含みます。

(現状と課題)

- ・関連文化財群としての周知は行われていないため、今後行っていく必要があります。
- ・薩摩街道以外の街道跡など把握調査が十分でないものがあります。
- ・現在、市の指定記念物には、石橋がありません。調査のうえ重要なものは指定してい く必要があります。
- ・文化財指定候補リストを作成し、個別の調査を行い、重要であると認められるものは 指定し、保護を図っていきます。
- ・構成文化財を結んだ周遊ルートの設定や、イベントを実施する必要があります。国鉄 山野線跡は、「日本一長い運動場」として整備され、ウォーキングやサイクリングに 利用されています。これらの取組と連携し、文化財を効果的に保存・活用することが 必要です。
- ・標柱や看板設置がされているものは限られます。計画的に設置していくことが必要です。
- ・水俣城址は、より価値を明らかにする必要があります。
- ・水俣城址の日常管理を市だけで行うのは困難であるため、地域の方の力を取り込める 制度が必要です。
- ・薩摩街道は、保存方針が定められていないため、必要な工事が行われていません。
- ・シラス台地上にある水俣城址、薩摩街道では豪雨による災害が発生しているため、日 常点検や保存工事などの対策が必要です。

(方針)

- ・関連文化財群に関するパンフレットを作成します。
- ・把握調査を行います。
- ・文化財指定候補リストを作成し、個別の調査を行い、重要であると認められるものは 指定し、保護を図っていきます。
- ・関係機関と連携し、周遊ルートの設定、イベントを実施します。
- ・水俣城址は、より価値を明らかにする調査を計画的に行います。

- ・文化財の管理にアドプト制度や、文化財を見守る体制を構築していきます。
- ・看板等を計画的に設置していきます。
- ・薩摩街道は、保存方針を定め、必要な保存工事等を実施します。
- ・水俣城址、薩摩街道の保存・養生工事を実施します。

エ「水俣が生んだ偉人の足跡」

徳富蘇峰・蘆花兄弟を輩出した背景と、彼らの功績、本市に残る足跡からなる文化財群です。

(現状と課題)

- ・石碑の個別のパンフレットはありますが、関連文化財群としての周知は行われていないため、今後行っていく必要があります。
- ・個人が所有する蘇峰関連の資料など把握調査が十分でないものがあり、調査が必要です。
- ・石碑は多くが現代のものであるため、指定は進んできませんでしたが、調査のうえ重要なものは指定していく必要があります。
- ・構成文化財を結んだ周遊ルートの設定や、イベントを実施する必要があります。石碑 など観光施設に所在するものもあるため、これらの取組と連携し、文化財を効果的に 保存活用することが必要です。
- ・標柱や看板が設置されているものは限られます。計画的に設置していくことが必要で す。
- ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、老朽化が進み維持管理費がかさみつつ あります。施設の健全性を保ちつつ、より多くの人が訪れ、地域に貢献する施設とな る検討を含めた、保存活用計画の作成が必要です。

(方針)

- ・関連文化財群に関するパンフレットを作成します。
- ・把握調査を行います。
- ・文化財指定候補リストを作成し、個別の調査を行い、重要であると認められるものは 指定し、保護を図っていきます。
- ・関係機関と連携し、周遊ルートの設定、イベントを実施します。
- ・看板等を計画的に設置していきます。
- ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、個別の保存活用計画を策定し、保存管理、活用の方向性、方法等を定め、これに基づき必要となる工事を実施していきます。 また、耐震性や、防火対策を踏まえた計画、施設の特色を活かし多くの人が訪れるための保存・活用を踏まえた計画を策定し、これに基づく整備を行います。

3 関連文化財群の保存・活用に関する措置

(1) すべての関連文化財群に関するアクションプラン

4つの関連文化財群について、共通した取組を行うほか、それぞれの関連文化財群の構 成文化財に関連した取組を実施していきます。なお、これらの取組は「第7章文化財の保存・ 活用に関する措置」に示した取組を再整理したものです。

表 29 すべての関連文化財群に共通するアクションプラン

551± 1 =			主体			事	業期	間	
関連する 第7章の 措置番号	事業の内容		地域	所有者等	市担当課	前	毌	後	次期
3-1	関連文化財群に関するパンフレット作成	0			教育課 地域振興課 観光戦略課	->			
1 — 1	把握調査の実施	0			教育課				
2-1	文化財指定候補リストの作成 文化財の新規指定	0			教育課				>
3 – 6	看板などの更新・新規設置	0			教育課 観光戦略課			\rightarrow	
3 – 7	周遊ルートの設定、関係機関との連携強化、イ ベントの実施	0			教育課 観光戦略課 都市計画課 農林水産課			>	

◎中心となって取組む ○協力して取組む

- (2) 関連文化財群ア「水俣の地形が織りなす自然」に関するアクションプラン 個別には措置は講じませんが、表 29 に掲げる取組を実施していきます。
- (3) 関連文化財群イ「自然と生きる水俣の営み」に関するアクションプラン 個別には措置は講じませんが、表 29 に掲げる取組を実施していきます。

(4) 関連文化財群ウ「肥薩国境の守りと結び」に関するアクションプラン

表 29 のほか表 30 に掲げる取組を実施していきます。

表 30 関連文化財群ウ「肥薩国境の守りと結び」に関するアクションプラン

			主体			事	業期	間	
関連する 第7章の 措置番号	事業の内容		地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期
1 — 2	文化財の調査 ・価値を明らかにする調査(水俣城址)	0			教育課			->	
2-4	保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保 ・管理のアドプト制度導入(市が管理する指定文化 財) ・文化財の見守り体制の構築	0	0		教育課				>
2-6	未指定文化財の保存方針の策定 ・薩摩街道の保存方針の検討	0			教育課土木課			->	
	・薩摩街道の保存工事などの実施								->
2 — 12	文化財の災害対策・保存・養生工事の実施(水俣城址)・保存・養生工事の実施(薩摩街道)	0			教育課 危機管理 防災課		>		→

◎中心となって取組む ○協力して取組む

(5) 関連文化財群エ「水俣が生んだ偉人の足跡」に関するアクションプラン

表 29 のほか表 31 に掲げる取組を実施していきます。

表 31 関連文化財群エ「水俣が生んだ偉人の足跡」に関するアクションプラン

	10	31 民建文化別研工「小民が土心に降入りた跡」	10	7] 7	(a) /	, , , , , , ,	//			
				主体			事	業期	間	
第7	連する 7 章の 置番号	事業の内容	市	地域	所有者等	市担当課	前	中	後	次期
2	- 2	適切な保存対策 ・水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計画作成、これに基づく工事 ・徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基づく工事	0			教育課			->	
2	- 9	事前対策の推進 ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水 俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家) ・上記に基づく対策工事などの実施	0			教育課			>	
3	- 7	文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力あ る資源との連携 ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 活用計画に基づく整備	0			教育課			->	

◎中心となって取組む ○協力して取組む

121

第9章 文化財保存活用区域

1 文化財活用区域の設定について

(1) 文化財保存活用区域の目的

「文化財保存活用区域」とは、『文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財(群)を核として、文化的な空間を創出するための計画区域』(「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」令和5年(2023)3月最終変更、文化庁)として設定するものです。

「文化財保存活用区域」を設定した場合、特に「文化的な空間」が創出され、次のような効果が期待できます。

- ・核となる文化財とその文化財を育んだ周辺地域を一体的に整備していくことで、本市の魅力や特徴を形成する歴史文化をより明確にできます。
- ・魅力的な空間を創出することが期待でき、文化財に対する住民の知識・意識の向上、 及び様々な取組への参加、活動の促進が期待されます。
- ・まちづくりや地域活性化の資源として、住民、地域団体等の多様な主体による文化財 の多面的な活用(観光、交流、地域経済、行事・イベント、まち歩き等)が期待され ます。
- ・文化財保存活用区域を設定することで、ここを起点としてその他の地域への周遊を促すなど、波及効果が期待されます。

このため、本市においても、「文化財保存活用区域」を設定し、市内全体における取組を 先導する区域として設定することとします。

(2) 文化財保存活用区域の考え方

第8章 関連文化財群1(2)関連文化財群設定の考え方に準じ、文化財保存活用区域の設定においては以下の点を基準とします。

①文化財保存活用区域設定の基準

- ・効果がまちづくりや観光振興、住民の活動に波及すること。
- ・本計画期間において、既存事業や市の他部署との連携、住民・地域団体等の参加を含め、限られた人員と予算において実現可能性が高いこと。
- ・文化財の保存・活用に関する取組に対して将来の担い手が期待できること。
- ・保存・活用の拠点となる関連施設が存在すること。

②区域内の文化財

「文化財保存活用区域」内の文化財は、以下の要件を設けるものとします。

- ・一定の価値が把握されているもの。価値の把握は、市が行ったものに限らない。
- ・有形のものは存在することが把握されているもの。
- ・見学可能であるもの。敷地内に入ることができなくても、外部から見ることができる もの。見学可能な時期・期間があるものを含む。

(3) 文化財保存活用区域の設定

「古城・陣内・浜地区」

薩摩街道に沿って、古城、陣内、また河川改修前まで本市の人流・物流の拠点であった 浜町に展開します。城跡、街道とそれに付随する石橋、町家などからなります。

(設定理由)

- ・水俣城址は市の指定史跡かつ都市公園であり、一定の管理が及んでいます。
- ・構成文化財に文化財指定を受けたものや、未指定であるが一定の評価がされているも のが含まれます。
- ・街道が通じる、堅牢な城郭があるなど本市の特徴がよく表れた区域です。
- ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家が拠点として位置づけられます。

(4) 文化財保存活用区域の概要と区域内の文化財

「古城・陣内・浜地区」

【概要】

古城のシラス台地から、河川改修前まで中州であった浜町に展開する文化財の集中区域で、古城、陣内、浜町に展開します。区域内の古城はその名のとおり水俣城址があり、薩摩に備える城として中世には東西に長い市域を持つ広大な城、近世には幾重にも石垣が取り巻く堅牢な城でした。城には官軍墓地など西南戦争関連の史跡もあります。

水俣城址の東側を通過する薩摩街道は、城の南側を西に進み、陣内の町を通過しています。陣内は政治の中枢でもあり、街道を行く人の宿場でもありました。河口部にある浜町は、戦国時代から「町」として絵図に書かれています。商人町として発展し、ここに根差した徳富家も、廻船業などで富を得ており、その居宅は「町家」です。町場であった浜町の特徴がよく表れています。

所在地(区)	名称	時代	分類	指定等	番号
-	薩摩街道	近世	記念物(遺跡)	未指定	1
古城	康内阿蘇神社	近世	有形(建造物)	//	2
11	水俣城址	中・近世	記念物(史跡)	市指定	3
//	薩軍慰霊碑	現代	有形 (建造物)	未指定	4
<i>11</i>	陣内官軍墓地	近代	記念物(史跡)	県指定	5
//	深水宗方旧里ノ碑	近代	有形(建造物)	未指定	6
11	加藤神社	近代	有形 (建造物)	//	7
陣内	新町の石橋	近世	有形(建造物)	//	8
//	水神さん	近世	有形(美工・彫刻)	//	9
11	水俣市立蘇峰記念館	近代	有形 (建造物)	国登録	10
水俣市資料	蘇峰記念館資料	近現代	有形 (美工·歴史資料)	未指定	11
浜町	浜学校跡	近世	その他	//	12
水俣市資料	蘇峰資料(図書館)	近世	有形 (美工·歴史資料)	<i>11</i>	13
浜町	徳富蘇峰・蘆花生家	近世	記念物(史跡)	県指定	14
11	薩摩部屋	近世	有形 (建造物)	市指定	15

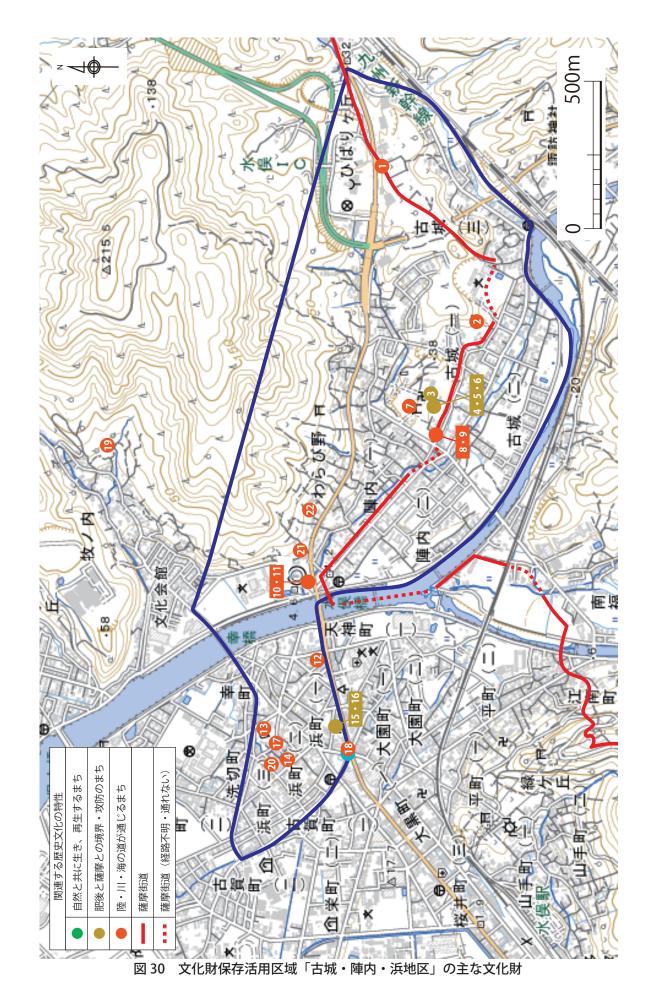
表 32 文化財保存活用区域内の文化財

第 10 章

所在地(区)	名称	時代	分類	指定等	番号
//	親鸞直筆名号	近世	有形(美工・書跡)	市指定	16
//	蘆花公園	現代	その他	未指定	17
//	永代橋跡	近代	その他	<i>11</i>	18
まきのうち 牧ノ内	徳富家墓地	近世	記念物(史跡)	//	19
浜町	婦人会館	近代	有形(建造物)	11	20
わらび野	高群逸枝の墓	現代	その他	<i>11</i>	21
//	淵上毛錢の墓	現代	その他	11	22



図 29 文化財保存活用区域の位置



2 文化財保存活用区域の保存・活用に関する現状と課題・方針

文化財保存活用区域の現状と課題、今後の保存・活用の方針について記載します。

(現状と課題)

- ・水俣城址のパンフレット、陣内官軍墓地が掲載された西南戦争のパンフレットなど個別のものはありますが、文化財保存活用区域としての周知は行われていないため、今後行っていく必要があります。
- ・区域内は陳内阿蘇神社などがありますが、神社内の構造物、神社で行われる祭礼・伝統行事など、把握調査が進んでいません。調査が必要です。
- ・指定等文化財は現状把握が行われていないため、保存状況が不明で適切な管理や保存 処理が行われていない可能性があります。
- ・区域内の文化財は、看板や標柱が設置されているものは限られます。そのため場所に 関する問合せも多く寄せられます。看板の老朽化も進行しています。見学のための施 設や整備も不足しているため、計画的に整備していくことが必要です。陣内官軍墓地 は、見学ルートが損壊しており、アクセスが難しくなっており復旧が必要です。
- ・近年、豪雨による被害が発生していますが、災害等に備えた文化財の記録が採られて いません。
- ・区域内の文化財をつないだ見学ルートの設定は、行われていません。イベントやまち 歩きなどに活用できるよう設定が必要です。

水俣城址

- ・価値を明らかにする調査が行われていましたが、中断しています。調査を行い、価値 にあった保存・活用を図る必要があります。
- ・日常管理は所有者である市が行っていますが、見学に適した環境は保たれていません。 地域の方の力を取り込む制度が必要です。
- ・シラス台地上にあり度々崩落が発生しているため、災害に備えた保存・養生工事が必要です。
- ・調査によって把握された価値を目に見える形にし、わかりやすく伝える必要があります。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家

・老朽化が進み維持管理費がかさみつつあります。より多くの人が訪れ、地域に貢献する施設となる活用法、耐震化、防火を踏まえた保存活用計画を作成し、これに基づき 工事等を行っていく必要があります。

薩摩街道

- ・薩摩街道は、道路としての役割が失われ、荒廃しつつありますが、保存方針が定められていないため、これまでのところ、保存のため必要な工事は行われていません。
- ・この区域内にある薩摩街道の一部は、シラス台地上にあるため、特に崩落が懸念されます。民家に迫る範囲もあるため、保存工事などの対策が必要です。

(方針)

- パンフレットを作成します。【措置番号3-1】
- ・把握調査を行います。【措置番号1-1】
- ・指定等文化財の定期的な現状把握と、適切な管理、保存処理を行います。【措置番号 2-2】
- ・災害等に備え、文化財の記録を作成します。【措置番号2-9】
- ・老朽化した看板等の更新含め、文化財にアクセスしやすい看板を新規に設置し、便益施設を計画的に整備します。陣内官軍墓地は、見学ルート復旧を行います。【措置番号3-6】
- ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家を拠点とし、薩摩街道を区域を結ぶツール に位置付けて、区域内の文化財を結んだ周遊ルートを設定します。【措置番号3-7】

水俣城址

- ・水俣城址は、より価値を明らかにする調査を行います。【措置番号1-2】
- ・水俣城址の日常管理を市だけで行うのは困難であるため、地域の方の力を取り込む制度が必要です。まずは、地域に向け文化財の所在を周知していきます。【措置番号2-2】
- ・シラス台地上にある水俣城址は豪雨による崩落が発生しているため、災害に備えた保存・養生工事を行います。【措置番号 2-12】
- ・把握された価値を目に見える形にしてわかりやすく伝えます。【措置番号3-6】

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家

・より多くの人が訪れ、地域に貢献する施設となる活用法、耐震化、防火を踏まえた保存活用計画を作成し、これに基づき工事等を行います。【措置番号2-2、2-9、3-7】

薩摩街道

- ・薩摩街道は、保存方針を定め、必要な工事を行います。【措置番号2-6】
- ・災害に備え、保存工事を行います。【措置番号2-12】

第6章

3 文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置

文化財保存活用区域の保存・活用のため、下記の事業を実施していきます。なお、これらの取組は「第7章 文化財の保存・活用に関する措置」に示した取組を再整理したものです。

表 33 文化財保存活用区域に関するアクションプラン

現産する		表 33 文化財保存活用区域に関するア	1	<u>-1</u> 主体			事	業期	間	
3-1 文化財保存活用区域に関するパンフレット作成 ② 地域振興課課 3 地域振興課課 3 地域振興課課 3 世級化財 3 世級 4 世級	第7章の	事業の内容	市	地域	所有者等		前	中	後	次期
1-2 価値を明らかにする調査 (水俣城址) ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③	3-1	文化財保存活用区域に関するパンフレット作成	0			地域振興課	->			
適切な保存対策 定期的な現状把握・管理	1 – 1	文化財保存活用区域内の文化財の把握調査	0			教育課			->	
- 定期的な現状把握・管理 - 指定文化財の保存処理などの実施 - 水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計画作成、これに基づく工事 - ・徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基づく工事 - ・徳雷蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基づく工事 - ・管理のアドプト制度導入(市が管理する指定文化財) - 文化財の見守り体制の構築 - ・産産等街道の保存方針の策定 - ・薩摩街道の保存方針の策定 - ・薩摩街道の保存方針の検討 - ・薩摩街道の保存方針の検討 - ・ 一藤摩街道の保存方事が変定 - ・ 一藤摩街道の保存方針の検討 - ・ 一藤摩街道の保存方針の検討 - ・ 一藤摩街道の保存方針の検討 - ・ 一藤摩街道の保存方針の検討 - ・ 一藤摩街道の保存方事が変定 - ・ 一藤摩街道の保存方針の検討 - ・ 一藤摩街道の保存方事が変定 - ・ 一藤摩街道の保存方針の検討 - ・ 一藤摩街道の保存方書の検討 - ・ 一藤摩街道の保存方書の検討 - ・ 一藤摩街道の保存方書の実施 - 文化財の影療・経験・正などの実施 - 文化財の影療・実体に対策工事などの実施 - 文化財の影療・文化財の影療・変性・大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大	1 – 2	価値を明らかにする調査(水俣城址)	0						->	
2-2 - ・水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計画作成、これに基づく工事 - ・徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基づく工事 - 保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保 - ・地域への文化財の所在の周知 - 管理のアドブト制度導入(市が管理する指定文化財) - 文化財の見守り体制の構築 - 未指定文化財の保存方針の策定 - ・薩摩街道の保存方針の検討 - ・薩摩街道の保存方針の検討 - ・薩摩街道の保存方針の検討 - ・薩摩街道の保存方針の検討 - ・ 薩摩街道の保存方針の検討 - ・ 薩摩街道の保存方針の検討 - ・ 佐藤寺崎道の保存方針の検討 - ・ 佐藤寺崎道の保存工事などの実施 - 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の経備、標柱の日常点検、更新 - ・ 保存・養生工事の実施(使廃値道) 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする 整備 - ・ 看板などの更新、新規設置 - ・ 文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、降中介官軍墓地) - 文化財の整備、便益施設などの整備(その他)教育課 初市計画課 教育課 初市計画課 教育課 初市計画課 表別との連携強化、イベントの実施 - ・ 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 - ・ 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 - ・ 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存		1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	0		0					->
では、これに基づく工事		・指定文化財の保存処理などの実施	0		0					>
・徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基	2-2					教育課			→	
- 地域への文化財の所在の周知 - 管理のアドプト制度導入(市が管理する指定文化 財) - 文化財の見守り体制の構築 - 文化財の保存方針の策定 - 薩摩街道の保存方針の策定 - 薩摩街道の保存方針の検討 - 薩摩街道の保存工事などの実施 事前対策の推進 - 耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水 保市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家) - 上記に基づく対策工事などの実施 - 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の災害対策 - 文化財の災害対策 - 文化財の災害対策 - 文化財の発情、標柱の日常点検、更新 - 保存・養生工事の実施(水俣城址) - 保存・養生工事の実施(液保城址) - 保存・養生工事の実施(満路では、方の実施 - 看板などの更新、新規設置 - 文化財の整備、便益施設などの整備(不足城地、下陸内官軍墓地) - 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用 - 周遊ルートの設定 - 関係機関との連携強化、イベントの実施 - 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 - 次保市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 - 本書記述 - 本述述 - 本述述 - 本述述述 - 本述述述述 - 本述述述述 - 本述述述述述述述述 - 本述述述述述述述述述述										
2-4 ・管理のアドプト制度導入(市が管理する指定文化 財) ・文化財の見守り体制の構築 末指定文化財の保存方針の策定 ・薩摩街道の保存方針の検討 ・薩摩街道の保存工事などの実施 事前対策の推進 ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水保市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家)・上記に基づく対策工事などの実施 ・文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の災害対策・文化財の影縁(規模・形状・特徴など) 文化財の影縁(規模・形状・特徴など) 文化財の影響大大・大学では、東京・文化財・香板、標柱の日常点検、更新・文化財・香板、標柱の日常点検、更新・文化財をわかりやすくする、訪れやすくするを整備・看板などの更新、新規設置・文化財の整備、便益施設などの整備(水保城址)・文化財の整備、便益施設などの整備(その他)教育課都市計画課教育課金、文化財の整備、便益施設などの整備(その他)教育課の大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大						教育理			->	
未指定文化財の保存方針の策定 ・薩摩街道の保存工事などの実施 ・薩摩街道の保存工事などの実施 事前対策の推進 ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水 保市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家) ・上記に基づく対策工事などの実施 ・文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の災害対策 ・文化財、看板、標柱の日常点検、更新 ・ 保存・養生工事の実施(球俣城址) ・ 保存・養生工事の実施(薩摩街道) 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備 ・ 看板などの更新、新規設置 ・ 文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、陣内官軍墓地) ・ 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 教育課 都市計画課 教育課 教育課	2-4					大月 林				>
2-6 ・薩摩街道の保存方針の検討 ・薩摩街道の保存工事などの実施 事前対策の推進 ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水保市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家) ・上記に基づく対策工事などの実施 ・文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の災害対策 ・文化財、看板、標柱の日常点検、更新 ・保存・養生工事の実施(水俣城址) ・保存・養生工事の実施(薩摩街道) 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備 ・看板などの更新、新規設置 ・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、陣内官軍墓地) ・文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用 ・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施 ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存		・文化財の見守り体制の構築	0	0	0					
・ 薩摩街道の保存工事などの実施	2-6		0						->	
2-9 ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水 保市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家)・上記に基づく対策工事などの実施・文化財の記録(規模・形状・特徴など) 文化財の災害対策・文化財、看板、標柱の日常点検、更新・保存・養生工事の実施(水俣城址)・保存・養生工事の実施(薩摩街道) 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備・看板などの更新、新規設置・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、陣内官軍墓地)・文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 次化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用・周遊ルートの設定・関係機関との連携強化、イベントの実施・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 ② お育課		・薩摩街道の保存工事などの実施				上 小 味				->
文化財の災害対策 ・文化財、看板、標柱の日常点検、更新 ・保存・養生工事の実施(水俣城址) ・保存・養生工事の実施(薩摩街道) 文化財をわかりやすくする、訪れやすくするを整備 ・看板などの更新、新規設置 ・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、 陣内官軍墓地) ・文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用 ・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施 ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存	2-9	・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水 俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家)	0			教育課			>	
2-12 ・文化財、看板、標柱の日常点検、更新 ・保存・養生工事の実施(水俣城址) ・保存・養生工事の実施(薩摩街道) ◇ 放けをわかりやすくする、訪れやすくする整備 教育課 た機管理防災課 3-6 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備・看板などの更新、新規設置・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、陣内官軍墓地)・文化財の整備、便益施設などの整備(その他)・文化財の整備、便益施設などの整備(その他)を対方課 教育課 教育課 ・文化財の整備、便益施設などの整備(その他)・文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用・周遊ルートの設定・関係機関との連携強化、イベントの実施・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存・教育課 教育課 教育課		・文化財の記録(規模・形状・特徴など)					→			
・保存・養生工事の実施(水俣城址) ・保存・養生工事の実施(薩摩街道) 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする 整備 ・看板などの更新、新規設置 ・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、 陣内官軍墓地) ・文化財の整備、便益施設などの整備(その他) ・文化財の整備、便益施設などの整備(その他) ・文化財の整備、便益施設などの整備(その他) ・文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用 ・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施 ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 か育理	0 10									->
 ・保存・養生工事の実施(薩摩街道) 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備 ・看板などの更新、新規設置 ・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、陣内官軍墓地) ・文化財の整備、便益施設などの整備(その他)教育課都市計画課都市計画課額 文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用・周遊ルートの設定・関係機関との連携強化、イベントの実施・関係機関との連携強化、イベントの実施・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 	2-12	・保存・養生工事の実施(水俣城址)						->		
2 - 6 整備 ・看板などの更新、新規設置 ・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、 陣内官軍墓地) ・文化財の整備、便益施設などの整備(その他) 教育課 都市計画課 教育課 教育課 3 - 7 文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用 ・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施 ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存 教育課 観光戦略課 都市計画課 農林水産課		1110 24 0 1110 1110 1110								->
・文化財の整備、使益施設などの整備(水侯城址、		整備				教育課				->
文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用 ・周遊ルートの設定・関係機関との連携強化、イベントの実施 ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存	3-6	・文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、	0					->		
3-7 る資源と連携した文化財の活用 ・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施 ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存		・文化財の整備、便益施設などの整備(その他)				教育課				>
・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存	3-7	る資源と連携した文化財の活用 ・周遊ルートの設定	0			観光戦略課 都市計画課				->
			0						->	

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

1 計画の推進体制

文化財の保存・活用をより効果的に推進していくためには、行政(水俣市及び関係機関など)だけでなく、所有者や地域住民、関係団体などがそれぞれの立場に応じた役割を認識し、主体的に文化財の保存・活用に取り組むとともに、これらの力を結集して、総合的に取り組んでいく必要があります。そのため、以下の整備方針のもと、計画を推進します。

また、本計画の進捗状況の確認や見直しに関する協議及び本計画の実施にかかる情報共 有、協議、調整などを行う「水俣市文化財保存活用地域計画協議会」(以下「協議会」という。) を設置します。

(1) 文化財の保護に携わる職員の確保

現在、文化財保護に関する業務は、水俣市教育委員会事務局教育課生涯学習室が所管し、 学芸員資格を有する一般職員2名が在籍しています。本計画を円滑に推進するために、今 後も文化財保護を担当するための専門知識を有する職員を安定的に配置していきます。

(2) 庁内及び庁外の機関との連携

1) 観光・産業・まちづくり分野との連携

本市の文化財保護行政は、文化財の保存に軸足を置いてきましたが、文化財を活かした まちづくりを推進するために、観光振興・産業・まちづくりに関連する部局や機関などと の関係を密接にすることを目指します。

2) 危機管理分野との連携

自然災害などによる文化財の被災に備え、危機管理に関する部局との連携を深めていきます。

3) 施設間の連携

本市の歴史・文化・産業に関する情報発信を効果的に行うため、市が設置する展示公開施設間の連携を深めていきます。

4) 専門家との連携

本計画の推進に当たり専門家や研究機関などによる調査研究、指導・助言などが得られる体制を作っていきます。

(3) 学習機会の提供に関する機関との連携強化

文化財の保存・活用を持続的に実施していくためには、文化財を理解し、自ら保存や継承に関わろうとする人材の育成が必要です。学校教育、公民館における講座など、文化財に関する学習機会の場を提供する機関などとの連携を強化していきます。

(4) 文化財の所有者等・保存団体との連携

文化財の保存管理に日常的に関わっている人たちや、民俗芸能保存団体とは、定期的な現状把握やヒアリングを行い、文化財の保存に関する課題を共有し、ともにその解決に取り組んでいきます。

(5) 地域、文化関係団体

偉人の顕彰や文化財の調査研究を行う団体、地域づくりに関連する団体などと連携していきます。また、文化財が所在する地域の人たちにも文化財の保存・活用に協力していただけるよう、文化財の魅力を伝えていきます。将来的には、文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーとして、文化財保護法第192条の2第1項に基づく文化財保存活用支援団体としての指定が可能な団体などの育成につなげていきます。

2 計画の進行管理

本計画の推進及び進行管理にあたっては、協議会を設置するとともに推進組織として位置付けます。

協議会は隔年ごとを目途に開催し、取組の進捗状況報告、点検評価などを行い、進行管理を行うこととします。また、最終年度の令和16(2034)年度に、協議会において総合評価を踏まえた次期計画を作成し、文化庁長官の認定を受けるものとします。

表 34 推進体制

文化財保存活用地域計画協議会

水俣市文化財保存活用地域計画協議会

次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- ・地域計画の見直しに関すること。
- ・地域計画に基づく施策の推進及び事業の実施に関する事項の検討に関すること。

行政								
国・県								
文化庁、熊本県教育庁教	教育総務							
水俣市								
【文化財所管課】								
部	課	室・施設など	本計画に関連する役割					
教育委員会	教育調	, E	文化財保護、調査、協議会事務局 ※職員配置状況 行政職 2 名(学芸員有資格者)					
【主な関係課】								
総務部	市長公	室	各種取組の情報発信、水俣市総合計画との調整					
	地域振	興課	市民、地域との協働によるまちづくり					
		水俣環境アカデミア	情報発信、人材育成					
	経済振	興課	文化財を活かした商業・産業振興					
	観光戦	路課	文化財を活かした観光振興					
産業建設部	農林水	達課	本市の特性を活かした農林水産業					
		侍街道はぜのき館	水俣古来の産業に関する情報発信					
	都市計	画課	都市計画、景観に関する業務					
	土木課	=	道路・河川・海岸の整備、里道としての薩摩街道管理					
	危機管	理防災課	文化財の防災対策					
 福祉環境部	環境課		環境保護、環境教育					
油业水光印		水俣市立水俣病資料館	水俣病関係資料の収集、保管、展示					
	教育課							
		学校教育室	子供たちへの地域の歴史文化学習機会の提供					
教育委員会		生涯学習室	文化財の調査・保護、協議会の事務局 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の管理					
		生涯学習室(公民館)	市民への歴史文化学習機会の提供					
		生涯学習室(図書館)	歴史資料の収集・保管					

地域・文化関係団体

自治会、寄る会みなまた、水俣市蘇峰会

所有者等

民俗芸能保存団体、文化財の所有者、管理責任者

商工・観光関係機関

水俣市商工会議所、一般社団法人みなまた観光物産協会

専門機関等

大学等研究機関(包括連携協定先など)

慶應義塾大学、熊本大学、崇城大学、熊本県立大学、熊本学園大学など

文化財保護審議会

水俣市文化財保護審議会

教育委員会の諮問に応じて文化財の保存・活用に関する重要事情について調査審議し、教育委員会に建議する。現在の委員の配置状況は、歴史学 2 名、地質学 1 名。

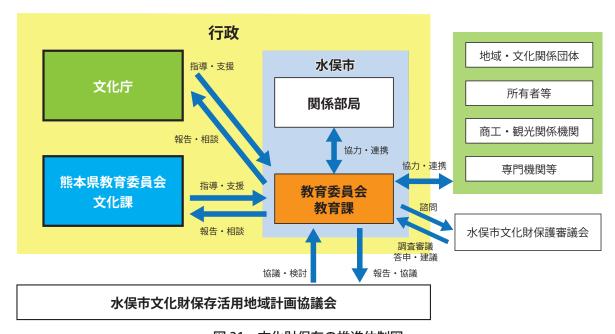


図 31 文化財保存の推進体制図

資料編

1 水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会

地域計画は、各分野の学識経験者、文化財関係団体、文化財が多く所在する地域の自治会長、商工・観光分野に携わる機関等の委員から成る「水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会」を設置して、内容を検討しました。

表 35 水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会委員

(順不同・敬称略)

委員氏名	専門分野・所属等
(学識経験者) 古賀実	環境分析化学 水俣環境アカデミア所長
(学識経験者) 伊東龍一	古建築 熊本大学名誉教授
(学識経験者) 杉井健	史跡・考古学 熊本大学教授
(学識経験者) 田中尚人	景観・まちづくり 熊本大学准教授
(学識経験者) 坂梨仁彦	動植物 県生物多様性検討委員
寒川満憲	文化財保存団体 久木野子ども伝統芸能講座実行 委員会会長
前嶋正人	文化財保存団体 水俣市蘇峰会会長
渕上光明	自治会 1 区自治会長
川添裕之	商工分野 水俣商工会議所
西川博文(令和 4・5<2022・23> 年度) 塩﨑真伍(令和 6<2024> 年度~)	観光分野 水俣市観光物産協会
能登原孝道(令和 4・5<2022・23> 年度) 木庭真由子(令和 6 <2024> 年度~)	熊本県教育庁教育総務局文化課
緒方卓也(令和 4<2022> 年度) 中村俊彦(令和 5<2023> 年度) 高橋麻衣(令和 6<2024> 年度~)	水俣市経済観光課 水俣市観光スポーツ戦略課 水俣市観光戦略課
柿本英行	市まちづくり担当部局 水俣市地域振興課
設楽聡	市文化財保存活用担当部局 水俣市教育課

2 水俣市文化財保護審議会

地域計画は、有識者等で構成される「水俣市文化財保護審議会」への報告・意見徴取を行い、 作成しました。

表 36 水俣市文化財保護審議会委員

委員氏名	専門分野
前嶋正人	歴史学
松田時義	歴史学
長峰智	地質学

3 計画作成作業の経過

地域計画は、令和4(2022)年度から作成に着手しました。

表 37 計画作成作業の経過

年度	作業の概要	内容
4	計画の基礎となる文化財リスト作成、	・文化財リストの作成
(2022)	アンケート調査などを実施。	・文化財保存活用地域計画作成協議会の設置、開催(2
	市の歴史文化の特性を検討した。	回)
		・市民アンケート・ワークショップの実施
		・「歴史文化の特性」(案)まとめ
		・文化財保護審議会の意見徴取
		・文化庁協議(WEB 会議)
5	文化財の保存・活用に関する現状と	・関係自治会・文化財保護団体等の意見徴取
(2023)	課題を抽出して方針、措置を検討し	・文化財保存活用地域計画作成協議会の開催 (3回)
	た。さらに、文化財を効果的に保存・	・文化財保護審議会の意見徴取
	活用する「関連文化財群」「文化財保	・水俣市青少年育成市民会議主催「未来ラボ」参加に
	存活用区域」を検討した。	よる中・高生の文化財保存活用に関する意見徴取
		・文化財保存活用地域計画作成に関する説明会
		・文化庁協議(WEB 会議・現地確認及び協議)
6	文化財の保存・活用を推進する体制、	・文化財保存活用地域計画作成協議会の開催 (2回)
(2024)	パブリック・コメントを受けての案	・パブリック・コメント募集
	の見直し、計画全体について検討し	・文化財保護審議会の意見徴取
	た。	

4 市民アンケート調査について

水俣市の文化財行政への関心を高め理解を深めてもらうとともに、文化財に関する認識やニーズを把握するため、アンケートを実施しました。

(1)調査の方法

- ・調 査 地 域 水俣市全域(水俣市在住及び水俣市通学者)
- ・調査対象者 水俣市内在住の19歳以上の方から無作為に選んだ1000人 若い世代の意見を把握するため、市内の中学校・高校に通う589人 を対象に配布(いずれも1・2年生)
- サンプル数 総配布数 1589 枚、回収 789 サンプル
- ・実施方法 郵送またはインターネット回答
- ・実施時期 令和5年(2023)1月23日から2月12日
- ・集計方法 回答全体をまとめた「単純集計」と、年齢ごと、居住地域ごとに区分した「クロス集計」を行った。

(2) 水俣市文化財保存活用地域計画に関するアンケート設問の趣旨 (アンケート依頼文と用紙は別紙のとおり)

- 1 年齢や居住区、居住年数(それによって回答が変化するか分析)
- 2 市民の文化財への関心度
- 3 市民は市のどのような文化財に関心があるか
- 4 市民の文化財への関心がない理由
- 5 市民は市の文化財や歴史文化資源をどの程度捉えているか
- 6 市民が文化財や歴史をどのようなものと捉えているか
- 7 計画の中で掲げようとしている「水俣市の歴史や文化の特徴」の認知度
- 8 市が現在行っている文化財保護のための取り組みの認知度
- 9 文化財を次世代に継承することについて必要性の認識
- 10 文化財を次世代に継承するため、市にどのような施策が必要と考えるか
- 11 市民が考える保存や活用が必要な文化財は
- 12 市民はどのような活動であれば、文化財の継承に参画できるか
- 13 市民が伝えたい文化財や、その他水俣らしいものは何か
- 14 文化財の保存活用に関して要望やアイデアなど自由記載

(3) アンケートの依頼文

みなまたしぶんかざいほぞんかつようちいきけいかく

水俣市文化財保存活用地域計画に関するアンケートのお願い

私たちの郷土水俣は、豊かな自然に恵まれ、長い歴史を育んできました。現在でも水俣 とくとみそほう 3 か 城や徳富蘇峰・蘆花生家など多くの文化財や、地域の方々によって守られてきたお堂、祭り、 長い時間をかけて育まれてきた風景などがあります。これらは、それぞれの時代で、それぞれの役割を担ってきた水俣市の歴史や文化の語り部であり、私たち市民の宝です。

しかし近年、人口減少や少子高齢化により、維持補修が困難になったり、継承者が確保できないこと等が課題になり、その保存が危惧されています。また、地域を特徴づけ、魅力を発信する可能性を持ちながら、十分活用されないために人々の記憶から消えていく文化財もあります。

そのため、水俣市ではこれらの市民の宝を地域の魅力向上のために活用しつつ、継承の担い手を確保し、みんなで守っていくための計画づくりを行っています。

この作成にあたり、市民の皆様からのご意見を取り入れるために、アンケートを実施することになりました。アンケートは、市内にお住いの19歳以上の方から無作為に選んだ1,000人の方を対象に実施するもので、今回、あなたが選ばれました。お忙しいところに誠に恐縮ではございますが、この調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力くださいますよう、お願いいたします。

ご記入にあたっての注意点

- ・黒ボールペンで記入ください。
- ・ご記入後は、同封した封筒にてご返送ください。
- ・封筒の宛名にある方が回答ください。
- ・スマートフォン等をお持ちの方はこちらからも回答いただけます。



- ・回収したデータは個人が特定されないよう統計的に処理し、ご回答いただいた方に 迷惑をおかけすることはございません。
- ・回答期限は 令和5年2月12日 です。

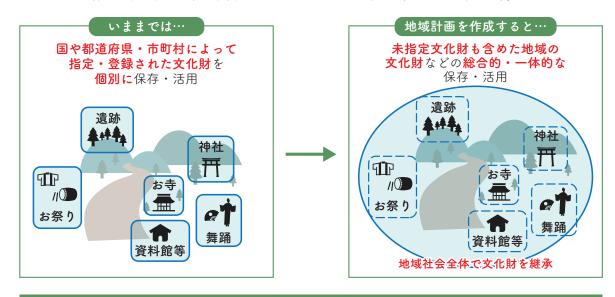
文化財保存活用地域計画については、裏面をご覧ください

返信・問合せ先

水俣市教育委員会教育課 生涯学習室 〒867-8555 熊本県水俣市陣内 1 丁目 1 番 1 号 TEL: 0966-61-1639 FAX: 0966-63-9502

Q. 水俣市文化財保存活用地域計画ってなに?

「文化財保存活用地域計画」とは、地域の文化財などの歴史文化資源を改めて見直し、 自治体と地域が総がかりで守り、活かしていくための方針と施策を定める計画です。



Q. 計画をつくる目的はなに?

市内各地に残された歴史文化の豊かさを再認識し、それらを守りながら、地域づくりの資源として活用するための基盤を作るためにつくります。

Q. 計画の期間は?

計画を策定後、10年をめどに見直しを行います。

Q. 計画の対象となる文化財はどんなものですか?

本市の歴史や文化、自然等の特徴を物語るお城や神社、お寺などの建造物や仏像、絵画や伝統的な行事などの文化財のほか、地域で大切に継承されてきた、または日常的に親しまれている様々なものを対象とします。







(4) アンケート用紙

文化財保存活用地域計画に関する アンケート

アンケート実施期間 2023年1月23日(月)~2月12日(日) スマートフォンをお使いの方は スマートフォンをお使いの方は

返信・問い合わせ先

水俣市 教育委員会 教育課 生涯学習室 〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号 電話:0966-61-1639 FAX:0966-63-9502



			こちらからもこ回る	らいただけます。*** 	
あなた自身	身について可能な範[囲で教えてください			
①年齢	□10代 □20代	□30代 □40代 □	50代 □60代 □	□70代 □80代~	
②お住まい	水俣市	区(区がわからな	い場合は、町名等を記	己載ください)	
③水俣市で	□5年未満	□5年以上10	年未満 □10年	■以上20年未満	
の居住年数	□20年以上30年未	満 □30年以上			
2 <u>あなたは</u> 2	 k保市の文化財や歴9	史に興味・関心があり) ますか		
		ある □ どちらかと言			
		<i>∞</i>			
		えばある」と回答し		ます	
		興味・関心がありまる	すか(複数選択可 <i>)</i> 		
レイレルチほう	像 □ 町並み、街道	おたまた1 リつそほうきわんかん と	□ 古い建物、建造物 くとみそほり きかせいかい	□石橋	
1		(水俣市立蘇峰記念館・領 遺跡や資料 □ 滝や棚		□遺跡や出土品	
		虚跡で負行 □ 滝で伽 □昔の農業や漁業、生活(
	きしょう	う 目の展末、点来、上心、 育む自然 □ 歴史的な			i Ŋ
	歴史に関わる人物や水像			2000 (12.5 % 2000 215	,
□ その他 ()
		えばない」と回答し ・関心がないのはなせ			
	 活に直接関わりがない		- — — — — — — — くい □ 身近にな		
□自分には	あまり関係がない	□ 時間に余裕がない			
□その他()
5 あなたは2	ト俣市が文化財や歴!	史的な資源が豊富なる	まちであると思いる		
	 □ どちらかと言えば	ーーーーーーーー そう思う □ どちらかと	 言えばそう思わない	 □ ない □ わからを	こい こ
6 あなたは2	k俣市の文化財や歴	 史にどのようなイメ-	- ジを持っていまで		
 □ 大切な宝	- — — — — — — — 物・誇り	■ 魅力的な街の形成や	- — — — — — — 観光、産業振興に重要	ーーーーーー 長なもの	
□ 未来へ伝	えていくべきもの	□ 厄介で面倒なもの	□難しいもの、よ	くわからないもの	
□自分には	あまり関係がないもの	□特にない	□わからない		
□ その他()

次のページにもアンケートがあります

資
料
編

TIDのもいいのは中央を大ルなびに出土フランチのミャーキャン 18kg ー・マチュリンド・イエリ /ユト型Listin	n)
■次の水俣の歴史や文化などに関する記述のうち、あなたが知っているものはどれですか(複数選択 	- - .
□ 山地が多く平地が少ない □ 稲作にはあまり適さない土地で、水田や水の確保に大変な苦労をしてきた	
□ 古代から中央と地方をつなぐ大きな道が通り、熊本方面から鹿児島方面へ行き来するための交通の要所だっ	た
□ 水俣川と湯出川は、昭和7~9年に河川改修が行われるまで、海まで別々に流れていた	
□ 河川改修前までは、浜町や川岸の船着き場で物流や人の流れが多くにぎわっていた	
□ 南九州に分布する形式の古墳が見られることから、その時代は熊本北部と異なる文化圏であった	
□ 江戸時代まで肥後と薩摩との争いが多く、防衛が重要であったことから水俣城等が築かれていた とくとみそほう ろ か	
□ 徳富蘇峰や蘆花などの偉人を生んだ教育的な風土がある	
□ 河口や海岸部などに塩田があり、塩づくりが行われていた	
□ 江戸時代からろうそくの原料となるハゼノキが植えられていた	
□ 明治時代以降、工場の立地や河川改修などで街並みが変化した	
□ 水俣病公害防止事業によって水俣湾の埋め立てが行われるなど、海岸線が変わっている	
□ 公害を教訓にしたゴミ分別収集や、環境産業の誘致など、環境保全や自然との共生に力を入れている	
□ 海岸線は北はリアス海岸、河口部は遠浅、南側は袋状になった袋湾など変化に富んでいる	
□ わからない □ ない	
□その他()
現在、水俣市では文化財を守る取り組みを行っていますが、ご存じのものはありますか	
(複数選択可)	
とくとみそほう ろ かせいか みなまたしりつそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・盧花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護	
とくとみそほう ろ かせいか みなまたしりつそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護	
□ さくとかそほう ろ かせいか みなまたしりつそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布	
□ たくとみそほう る かせいか みなまたしりっそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布)
□ たくとみそほう ろ かせいか みなまたしりってほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布 □ わからない □ その他()
はくとみそほう る かせいか みなまたしりっそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布)
)
□ たくとみそほう ろ かせいか みなまたしりっそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布 □ わからない □ その他 (文化財を保存し、次世代に継承していくことは必要だと思いますか)
□ たくとみそほう ろ かせいか みなまたしりっそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布 □ わからない □ その他 (文化財を保存し、次世代に継承していくことは必要だと思いますか)
□ たくとみそほう ろ かせいか みなまたしりっそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布 □ わからない □ その他(文化財を保存し、次世代に継承していくことは必要だと思いますか □ 必要 □ どちらかと言えば必要 □ どちらかと言えば必要ない □ 必要ない □ わからない □ 問9で「必要」「どちらかと言えば必要」と回答した人におたずねします 水俣市の文化財を適切に継承していくために、市はどのようなことに力を入れるべきだと)
はくとみそほう る かせいか みなまたしりっそほうきねんかん)
はくとみそほう る かせいか みなまたしりっそほうきねんかん 無田湿原の保護 無田湿原の保護 指定文化財となっている巨樹の管理 遺跡の発掘調査 昔の農具などの保管 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 文化財パンフレットの刊行や配布 わからない その他()
□ さくともをほう る かせいか みかまたしりつそほうまねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布 □ わからない □ その他 ()
□ たくともをほう な かせいか みなまたしりつそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 貴跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布 □ わからない □ その他 (文化財を保存し、次世代に継承していくことは必要だと思いますか □ 必要 □ どちらかと言えば必要 □ どちらかと言えば必要ない □ 必要ない □ わからない □ の要 □ どちらかと言えば必要」と回答した人におたずねします 水俣市の文化財を適切に継承していくために、市はどのようなことに力を入れるべきだと 思いますか (複数選択可) □ 文化財の保存修復 □ 文化財の防犯・防災対策 □ 文化財に多くの人が立ち寄れるための整備、文化財が見やすく、分かりやすくなるための整備)
□ 念(とかそほう る かせいか かなまたしりつそほうきねんかん で)
□ ()
□ なくとみを担う な かせいか みなまたしりつをほうきおんかん □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 古の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布 □ わからない □ その他(□ でもらかと言えば必要 □ どちらかと言えば必要ない □ 必要ない □ わからない □ がまりのと言えば必要 □ どちらかと言えば必要ない □ 必要ない □ わからない □ がまりで「必要」「どちらかと言えば必要」と回答した人におたずねします。水俣市の文化財を適切に継承していくために、市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか(複数選択可) □ 文化財の保存修復 □ 文化財の防犯・防災対策 □ 文化財に多くの人が立ち寄れるための整備、文化財が見やすく、分かりやすくなるための整備 □ 文化財に関する情報発信 □ 歴史や文化財を知る機会の充実(講座など) □ 歴史や文化財に親しむ機会の充実(祭りやコンサートなどのイベント) □ 歴史や文化財の調査研究の推進)
□ なくとかを担う ないかはいか、水体を形たしりつを担うであれかん。 □ 無田湿原の保護 □ 指定文化財となっている巨樹の管理 □ 遺跡の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布 □ わからない □ その他(文化財を保存し、次世代に継承していくことは必要だと思いますか □ 必要ない □ わからない □ 必要 □ どちらかと言えば必要 □ どちらかと言えば必要ない □ 必要ない □ わからない 問9で「必要」「どちらかと言えば必要」と回答した人におたずねします水俣市の文化財を適切に継承していくために、市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか(複数選択可) □ 文化財の保存修復 □ 文化財の防犯・防災対策 □ 文化財に多くの人が立ち寄れるための整備、文化財が見やすく、分かりやすくなるための整備 ○ 文化財に関する情報発信 □ 歴史や文化財を知る機会の充実(講座など) □ 歴史や文化財に親しむ機会の充実(祭りやコンサートなどのイベント) □ 歴史や文化財の調査研究の推進 □ 案内ボランティアの育成 □ 地域や所有者、ボランティアによる文化財の管理や修繕などに対する支援)
□ たくとみそほう る かせいか みなまたしりっそほうきねんかん □ 徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理 □ 貴師の発掘調査 □ 昔の農具などの保管 □ 文化財の維持管理や民俗芸能を継承する活動への支援 □ 文化財パンフレットの刊行や配布 □ わからない □ その他 (□ とうらかと言えば必要 □ どちらかと言えば必要ない □ 必要ない □ わからない □ 必要 □ どちらかと言えば必要 □ どちらかと言えば必要ない □ 必要ない □ わからない □ の要 □ どちらかと言えば必要 □ とりらかと言えば必要ない □ 必要ない □ わからない □ ので「必要」「どちらかと言えば必要」と回答した人におたずねします 水俣市の文化財を適切に継承していくために、市はどのようなことに力を入れるべきだと 思いますか(複数選択可))
□ 後名を終せる。 ふ た ま い か い か な ま た し りっと ほう き れ ら か か い か ら を な に か か ら を な に か か ら を な に か か ら な い か い で は で ま な い ま す か に か い ら な い け い か ら な い し か い ら な い し か い ら な い し か い ら な い し か い ら な い し か い と な か と 言 え ば 必要 か と 言 え ば 必要 な い し か い ら な い し か い と な か と 言 え ば 必要 か と 言 え ば 必要 な い し か い ら な い し か い と な か と で か と 言 え ば 必要 な い し か い な な な と い ま す か と で か と 言 え ば 必要 か と で と に 力 を 入 れ る べ き だ と 思 い ま す か に 教 変 選 が か り や す く な る た め の 整 備 い 文 い 財 に 関 す る で を が か り や す く な る た め の 整 備 い 文 い 財 に 関 す る で で か り や す く な る た め の 整 値 い 文 い 財 に 関 す な で か り や す く な る た め の 整 値 い す で が か り や す く な る た め の 整 値 い す で か り や す く な る た め の を 値 い す か と で が か り や す く な る た め の を 値 い す で か か り や す く な る た め の を 値 い す で が か り や す く な と い す か と で が か り や す く な と い す か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す な で が か り で す な で か り や す く な が か り や す く な が か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す な が か り で す か か り で す な が か か り で す な が か り で す な が か か か か か か か か か か か か か か か か か か)

11	問9で「必要ない」「どちらか あなたが文化財を保存し、次世 (複数選択可)			
	□ 実際の生活に直接関わりがない	□ 自分にはあまり関係:	がない □ 厄介で面	面倒
	□ 難しい・わかりにくい	□ 残しても意味がない	□ 税金の第	無駄遣い
	□その他()
12	水俣市の文化財のうち、保存や	?活用に力を入れてもら 	いたいものは何です	か(複数選択可)
	□ 寺社や仏像 □ 町並み、街道跡 □ 徳富蘇峰・蘆花に関連する施設(など歴史的な景観 □古 みなまたしりつそほうきねんかん とくとみ 水俣市立蘇峰記念館・徳富 診跡や資料 □滝や棚田な	い建物、建造物 日 キ曜ラ ろ か せいか 未峰・蘆花生家) 日 どの美しい景色や眺望	石橋 遺跡や出土品 の良い場所
	□ 巨木 □ 稀少動植物やそれを育	む自然 □ 歴史的な古文	書や書籍 □ 民話や	伝承、民謡、踊り
	□ 水俣市の歴史に関わる人物や水俣	市出身の人物 🗌 地名		
	□その他()
_				
13	水俣市の文化財を保存し、次世 あなたが協力できそうなことや 			[数選択可)
	□ 文化財の清掃活動などへの参加	□ 交化財に関する	る講座やイベントなどへ	の参加
	□ 伝統芸能を教える・学ぶ	□ 文化財を守るシ	舌動への寄付	
	□ 文化財の案内や、調査、保存修理	などにおけるボランティア		
	□ 歴史や文化財を調べたり、研究する	る □ 地域の祭りや値	云統行事への参加	
	□ 歴史や文化財に関する SNS などを	活用した情報発信		
	□わからない	□ない		
	□その他()
L				
14	あなたが未来に伝えたいと思う 水俣市の歴史や文化に関連する		選択可)	
	みなまたしりつそほうきねんかん 水俣市立蘇峰記念館 とくとみそほう。 まかい 日日 まって ころで	とくとみそほう ろかせいか 徳富蘇峰・蘆花生家	とくとみそほう □ 徳富蘇峰の業績	とくとみろか □ 徳富蘆花の業績
	□ 徳富蘇峰や蘆花に関連する記念碑			
	□ 陣内官軍墓地などの西南戦争に関ぶ	重する遺跡	□ 水俣城などの城趾	□神社やお寺
	□ 小さなお堂や道ばたの神様 ☞ラぉヒ	□ 石橋 なんぶくじかいづか いしとびいせき	□ 薩摩街道	
	□ 棒踊りなどの地域に伝わる芸能	□ 南福寺貝塚や石飛遺跡で		
	すずぽるじんじゃ □ 薄原神社のナギノキなどの巨木	□無田湿原	^{たなだ} □ 棚田の風景	□茶畑の風景
	□ 川 □ 海岸	□温泉	□滝	□ハゼの木
	ゃはずだけ □ 矢筈岳のような高い山々	□方言	□ 民話や伝承	□ 競舟大会
	□ 水俣病の教訓	□ 分別収集	□ 豪雨災害の教訓	□ 日本一長い運動場
	□豊かな自然	□生き物	□地名	
_				

次のページにもアンケートがあります

15																
Ī	問 14 (の選択	肢にあ	けたも	ののし	まか、	あなた	が未来	に伝え	えたし	いもの	があ	れば教	文えて	くだる	さい
	(小)天「	ひりしい	いてぶ)良久	167	いりし、	地域	で守ら	れてき	た圧	【習、	仃事、	伝統	的な	技術、	場所、
	キーワ	ードな	どでも	す構いる	ません) _										
16			0.1 45							- 1			4 1 .			
16	最後に	、文化	財の保	保存活用	月に関	して要	望やア	゚゚゚゚゚゙イデ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙	っがあ	りま	したら	、ご	自由に	こお書	きく	ださい
16	 最後に 	、文化 	財の保 	保存活用 ———	月に関 ———	して要 	望やア	' イデア 	アがあ	りま	したら	. <u>.</u>	自由に	こお書	きく:	ださい
16	最後に 	、文化 	財の保 	 R存活用 	月に関 ———	して要	望 <i>やア</i> 	' イデフ 	? があ 	りま	したら	, <u> </u>	自由に	こお書	きく:	ださい
16	最後に	 、文化 	財の保 	 保存活用 ———·	ー ー ー ー ー	して要	望やア 	' イデブ - – – –	アがあ	りま	したら	·	自由に	こお書	· きく:	ださい
16	最後に	、文化 ———	財の保 	 	月に関	して要	望やア 	' イデブ - – – –	? があ - – – –	りま	したら	. <u> </u>	自由に	こお書	· きく:	ださい
16		、文化 	財の保	 保存活用 ———·	月に関 ———	して要	·望やア	' イデブ -ー-	アがあ	りま	したら	, °	自由の	こお書	きく: :	ださい
16	- 最後に 	、文化 	財の保 	 	月に関 ———	して要	望やア	' イ デ ブ - ー ー -	?があ	りま	したら		自由に	こお書	きく:	ださい
16		、文化 	財の保 	保存活用 ———	月に関 	して要	望やア	' イデブ	?があ	りま	したら		自由の	こお書	きく:	ださい
16	最後に	 、文化 	財の保	保存活用 ———-	月に関 	して要	望やア	゚ イデブ	?があ	りま	したら 		自由。	こお書	· 含(:	ださい
16	- 最後に 	 、文化 	財の保	保存活用 ———-	月に関 ———	して要	望やア	・イデブ - ー ー	?があ 	りま	したら 	Ċ	自由。	こお書	· きく:	ださい
16	- 最後に 	、文化	財の保	保存活用 ———	月に関 ———	して要	·望やア	'イデブ 	?があ 	りま	したら		自由。	こお書	きく: 	ださい
16	- 最後に 	文化	財の保	保存活用 ———	月に関 — — —	して要	望やア 	'イデブ 	? があ 	りま	したら	·	自由(こお書	きく: 	ださい
16	 最後に 	文化	財の保	保存活用	月に関 — — —	して要	望やア 	'イデブ	?があ_	りま	したら		自由(こお書	きく: 	ださい
16	 最後に 	文化	財の保	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	月に関 — — —	して要	望やア 	イデ ブ	?があ	りま	したら		自由。	こお書	· ㅎ 〈 :	ださい
16	 最後に 	、文化	財の保	存活用	月に関 — — —	して要	望やア 	゚゚ イデリ	? があ 	りま	したら		自由。	こお書	· ㅎ 〈 :	ださい
16	最後に	、文化	財の保	保存活用 ———-	月に関	して要	望やア 	・ イデブ	? があ 	りま	したら	<u> </u>	自由(こお書	· 출 〈 ː	ださい
16	最後に	、文化	財の保	保存活用 ———-	月に関	して要	·望やア	・ イデブ	?	りま	したら	, <u></u>	自由(こお書	· きく:	ださい
16	最後に	、文化	財の保	保存活用 ———-	月に関	して要	·望やア	・ イデブ	?	りま	したら	, <u></u>	自由(こお書	· きく:	ださい
16	最後に 	、文化	財の保	保存活用 ———-	月に関	して要	·望やア	・ イデブ	?	りま	したら		自由(こお書	· きく:	ださい
16	最後に	文化	財の保	保存活用 ———-	月に関	して要	·望やア	・ イデブ	っがあ	りま	したら		自由に	こお書	· きく:	ださい
16	最後に	文化	財の保	保存活用 ———	月に関	して要	望やア	' 1 <i>F</i> 7	っがあ	りま	したら		自由。	こお書 一	· 출 〈 :	ださい
16	最後に	文化	財の保	保存活用 ————	月に関	して要	望やア	゚゚゚゚゙゙゙゙゚゚゚゙゚゚゙゚゙゚゙゚	?があ	りま	したら		自由(こお書	· 출 〈 :	ださい

アンケートへのご協力、ありがとうございました

(5) アンケートの結果

水俣市内の中学校・高校にアンケートを配布し、学校における回答率が高かったため、 回答者の68%以上を10代が占めている。

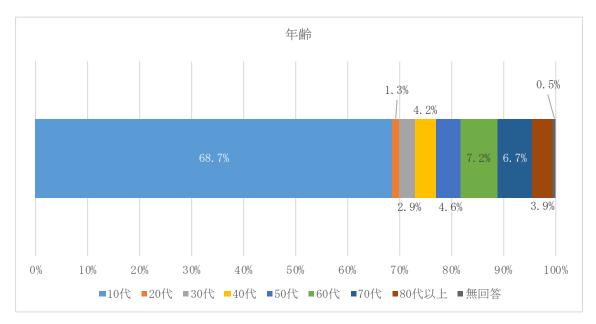


図 32 年齢別の回答率

①全体の結果

・文化財、歴史への興味・関心の有無(設問2)

文化財や歴史に興味・関心があるかとの設問に対して、「ある」「どちらかといえばある」のポジティブな回答は 46.9%、「ない」「どちらかといえばない」のネガティブな回答が 46.5% で拮抗している。

・関心を寄せる文化財:複数選択(設問3)

関心を寄せる歴史や文化財は、関心がある人の中でも、歴史上の出来事などの事象に関する文化財より、「景観」「眺望」が比較的多かった。次いで、「街並み・街道跡など歴史的な景観」、「水俣市の歴史に関わる人物」や「水俣市出身の人物」であった。

・関心がない理由(設問4)

実際の生活に関りがない、関係がないという回答が多かった。

・歴史的な資源が豊富なまちと思うか(設問5)

「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計が51.8%、「ない」「どちらかと言えばそう思わない」が25.0%。「わからない」の回答は22.2%であった。

・文化財、歴史のイメージ:複数選択(設問6)

「未来へ伝えていくべきもの」という認識が突出しており、次いで「大切な宝物・誇り」、「魅力的な街の形成や観光、産業振興に重要なもの」という認識が続く。一方で、「わからない」「特にない」「難しいもの、よくわからない」という意見もある。

・歴史文化に関する記述のうち、知っているもの:複数選択(設問7)

「徳富蘇峰・蘆花」を除いて近代以前の記載については少なく、「水俣病公害防止事業による海岸部の埋め立て」や、公害を教訓にした取組が多い。次いで、「徳富蘇峰・蘆花」、「山地が多く平地が少ない」という地理的状況がよく認識されている。

その意識は設問 14「あなたが未来に伝えたいと思う文化財」にも反映しており、蘇峰・ 蘆花のほか「水俣病の教訓」を選択する回答が多く見られた。

・市の文化財施策の認知度:複数選択(設問8)

「徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理」が突出している。次いで、「わからない」が多い。「無田湿原の保護」や「遺跡の発掘調査」が認識はされているが、施策の認識度は低い。

・文化財を継承する必要性はあるか(設問9)

設問2において、文化財、歴史への興味・関心の有無は拮抗していたものの、継承する必要性については、ポジティブな意見が85.0%と高かった。

・継承するために市はどのようなことをするべきか:複数選択(設問10)

「文化財の保存修復、文化財を見やすくわかりやすくするための整備」が最も多く、次いで、「情報発信」が続く。また、「まちづくりや観光への活用」も多い。ほかには「歴史や文化財に親しむ機会」や、「学校教育における活用」も期待されている。

・文化財の継承が必要ない理由(設問11)

設問9で、継承が「必要ない」、「どちらかと言えば必要ない」と回答した人数は全体の5.4%と少なかったが、そう思う理由としては「難しく、わかりづらい」という意見があり、次いで、「税金の無駄遣い」と続く。

・具体的に力をいれるべき文化財:複数選択(設問 12)

アンケート実施当時、休館していることが認識されていたかどうか不明だが、「徳富蘇峰・蘆花に関連する施設」とする意見が多かった。次いで、「滝」や「棚田」などの美しい景色や眺望の良い場所への対策が望まれている。「街並み・街道跡の歴史的な景観」、「地域の祭り」など伝統行事も回答数が比較的多い。

・市民ができることはなにか:複数選択(設問13)

祭りや伝統行事への参加が多い。次いで、清掃活動など。

また、「温泉」「川」「豊かな自然」を残したいという回答も多かった。このほか、自由 記載では「エコパーク」を未来に伝えたいというものがあった。

・未来へ伝えたい文化財は:複数選択(設問 14)

「水俣病の教訓」が最も多い。次いで、「温泉」「豊かな自然」「水俣市立蘇峰記念館」「川」 「徳富蘇峰・蘆花生家」と続く。自然系の回答が多く、「豊かな自然」は漠然とした選択肢 であったが、市民が大切にしたいと認識していることがうかがえる。市民が自ら行ってい るためか、ごみの「分別収集」も回答数が多い。

・未来に伝えたいもの:自由記載(設問15)

水俣病の教訓を発信することに関係するものが多かった。また、エコパーク、蜂楽饅頭、 恋龍祭の回答もあった。

②年齢別の結果

・文化財、歴史への興味、関心の有無(設問2) 10代・20代の関心度が低く、70代以上は高い。

・関心を寄せる文化財(設問3)

他の年代に比べて、10代・20代は「地域の祭りなどの伝統行事」の回答が多い傾向があった。

・歴史的な資源が豊富なまちと思うか(設問5)

設問2の興味・関心度は70代以上が高いが、資源が豊富と認識しているのは10代・20代であった。

・文化財、歴史のイメージ:複数選択(設問6)

全年代にわたってポジティブな回答が多い。

・歴史文化に関する記述のうち、知っているもの:複数選択(設問7)

全年代にわたって、「水俣病公害防止事業による海岸部の埋め立て」や、「公害を教訓に した取り組み」が多い。

・市の文化財施策の認知度:複数選択(設問8)

全年代で「徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理」が突出している。 10代・20代で「わからない」が多い。30代以上で「遺跡の発掘調査」「無田湿原の保護」 の比率が高い。

・文化財を継承する必要性はあるか(設問9)

設問2と同じ傾向で、10代・20代が低く、70代以上が高い。

・継承するために市はどのようなことをするべきか:複数選択(設問10)

全年代で、「文化財の保存修復」「文化財を見やすくわかりやすくするための整備」が多く、次いで、「情報発信」が続く。10代から60代にかけて「情報発信」が多いが、70代以上は「文化財の看板、案内板の充実」を求める声が多い。

・具体的に力をいれるべき文化財:複数選択(設問 12)

全年代で、回答に差は見られない。

・市民ができることはなにか:複数選択(設問 13)

全年代で、「祭りや伝統行事への参加」や「清掃活動」などは可能と認識している。若い世代は「伝統芸能を教える、学ぶ」が多いが、教える立場である年齢層にはその意欲はないようである。また 10 代・20 代のみ SNS を活用した情報発信に積極的である。

③地域別の結果

水俣市の自治区を用いて、居住地を4つに分類した。

- 市街地:1区、2区、3区、4区、5区、19区、20区、21区、22区
- ·中間地:6区、7区、8区、17区、18区
- · 山間地: 9 区、10 区、11 区、12 区、13 区、14 区、15 区、16 区、23 区、24 区、25 区、

26区

・その他:市外、不明(無回答)など

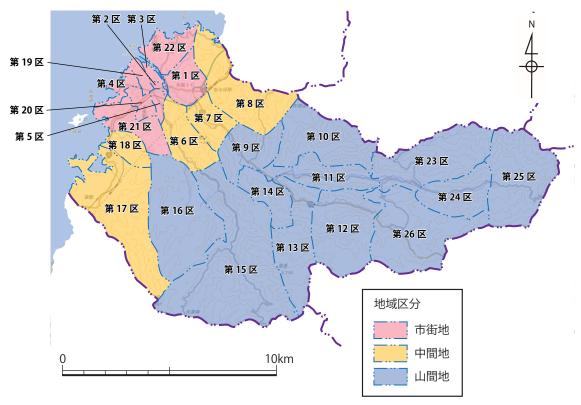


図 33 水俣市地区区分図

- ・文化財、歴史への興味、関心の有無(設問2) 中間地の関心度が低い。市街地ではネガティブな回答が多い。
- ・関心を寄せる文化財:複数選択(設問3) 全地域で回答に大きな差は見られないが、山間地では「城跡」が票を集めた。
- ・関心がない理由(設問4) 市街地で、「実際の生活において関りがない」の回答が多かった。

・歴史的な資源が豊富なまちと思うか(設問5)

中間地が最もポジティブな回答が多く、設問2の関心度も高い。市街地では設問2において興味・関心はないが、歴史的資源が多いと感じている。山間地では興味・関心を持ちつつも、文化財が豊富とは考えていない。

- ・文化財、歴史のイメージ:複数選択(設問6) 全地域で回答に変化は見られない。
- ・歴史文化に関する記述のうち、知っているもの:複数選択(設問7) 全地域で回答に変化は見られない。
- ・市の文化財施策の認知度:複数選択(設問8) 全地域で「徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の公開・保存修理」が1位であった。
- ・文化財を継承する必要性はあるか(設問9) 中間地がポジティブな回答の割合が最も高い。

・継承するために市はどのようなことをするべきか(設問 10)

全地域で、「文化財の保存修復」「文化財を見やすくわかりやすくするための整備」、次いで、「情報発信」が続く。中間地、山間地では「文化財の保存修復」が最も多いが、市街地では文化財を身近にする整備に票が集まった。

- ・具体的に力をいれるべき文化財:複数選択(設問 12) 全地域で回答に差は見られない。
- ・市民ができることはなにか:複数選択(設問 13) 全地域で回答に差は見られない。

・未来へ伝えたい文化財は:複数選択(設問14)

山間地を除き、「水俣病の教訓」が1位となった。山間地では「温泉」が1位であった。「温泉」は市街地では2位、中間地で4位となった。湯の鶴温泉が山間地、湯の児温泉が市街地にあることが影響している。また山間地では「徳富蘇峰・蘆花」に関係する選択肢が多い傾向があった。

4総括

- ・歴史や文化に良いイメージを持っているものの、歴史的な事柄やそれらが生んできた文 化財については、認識度が低い傾向にある。「水俣病の教訓の発信」を市の文化として 捉え、継承しようと考えている。自然に対する関心が高いのも、これに影響されている 可能性がある。
- ・今後文化財の継承を担っていく若い世代は、歴史的な資源が豊富にあると感じる一方で、 継承に対する認識が低い傾向にある。

- ・関連する施設がある徳富蘇峰・蘆花への認識や、施設の保存の必要性の認識は高い。
- ・歴史的資源が多いという認識が、必ずしも継承するべきとの認識につながらない。